101 訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
2人の訪問介護員等によ る場合	利用者又は家族等の同意	あり	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が 18時~22時	該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が 6時~8時	該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が 22時~6時	該当	サービス提供票
特定事業所加算(Ⅰ)	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項 の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な 開催	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、 訪問介護員等からの報告	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	配置	職員台帳(履歴書)等
	7 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	配置	"
	8 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	該当	利用者台帳等

(自己点検シート) 101 訪問介護費(1/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(Ⅱ) 	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の 伝達等を目的とした会議の定期的な開催	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、 訪問介護員等からの報告	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール 可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数 のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務 者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修 了者の数が100分の50以上		職員台帳(履歴書)等
	7 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	→ 6又は7に該当	"
特定事業所加算(Ⅲ)	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項 の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、 訪問介護員等からの報告	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール 可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	あり	重要事項説明書等
	8 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	該当	利用者台帳等

(自己点検シート) 101 訪問介護費(2/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(Ⅳ)	1 全てのサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づ く研修の実施	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項 の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、 訪問介護員等からの報告	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール 可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	あり	重要事項説明書等
	6 配置することとされているサービス提供責任者が2人以下の 事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、か つ、配置基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上 配置	配置	
	7前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護3、4又は5の利用者、認知症日常生活自立度皿、IV又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の60以上	該当	利用者台帳等
特定事業所加算(V)	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の 伝達等を目的とした会議の定期的な開催	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、 訪問介護員等からの報告	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール 可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	あり	重要事項説明書等
	6 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者が100分 の30以上	配置	職員台帳(履歴書)等

(自己点検シート) 101 訪問介護費(3/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護 を提供(障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供)	所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護 を提供(重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提 供)	所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し 訪問介護を提供	 所定単位数の93/100 	
事業所と同一の敷地内若 しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同 一の建物等に居住する利 用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」と いう。)に居住する利用者(1月当たりの利用者が50人以上居住 する建物に居住する利用者を除く。)	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用 者	所定単位数の 100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物 の利用者	所定単位数の 100分の85	
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	該当	要請に関する記録、サービス提 供記録等
初回加算	過去2月間(暦月)の利用実績がない	該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を 行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回 のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供への サービス提供責任者の同行	該当	
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号) に所在する事業所	該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に 所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に 居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス 提供	該当	

(自己点検シート) 101 訪問介護費(4/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (I)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法 士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況に ついて把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者 が行った生活機能アセスメント	あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法 士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサー ビス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責 任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行 い、共同して行った生活機能アセスメント	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に 基づくサービス提供	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以 降3月間	該当	
認知症専門ケア加算 (I)	利用者の総数のうち日常生活自立度皿、IV又はMの認知症の者の 占める割合が 2 分の 1 以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導に係る会議を定期的に開催	実施	

(自己点検シート) 101 訪問介護費(5/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の 占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導に係る会議を定期的に開催	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を 1 名以 上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成 し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	実施	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
		適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	· ·	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準 に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 101 訪問介護費(6/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(11)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(III)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	 ; ;	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 101 訪問介護費(7/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、 賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回 る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち 一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は 年額440万円以上		
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員 の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能 のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 特定事業所加算 (I) 又は (II) の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算 定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 101 訪問介護費(8/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、 賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回 る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	ロ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち 一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は 年額440万円以上		
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均		
	賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施	□ あり □ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	4 処遇改善の実施の報告 5 介護職員処遇改善加算 (I) から (II) までのいずれかを算定	_□ あり □ あり	実績報告書
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ローあり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

(自己点検シート) 101 訪問介護費(9/9)

102 訪問入浴介護費

点検項目	点検事項		点検結果	
3人の介護職員による場 合	身体の状況等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認		あり	確認の記録(規定はなし)
清拭又は部分浴の場合	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であっ て、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施		あり	
建物若しくは事業所と同	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」と いう。)に居住する利用者(1月当たりの利用者が50人以上居住 する建物に居住する利用者を除く。)	Ш	所定単位数の 100分の90	
用者に対する取扱い	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用 者		所定単位数の 100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物 の利用者	_	所定単位数の 100分の85	
特別地域訪問入浴介護加 算	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に 所在する事業所		該当	
規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域 (平成21年厚生労働省告示第83号) に 所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が20回以下の事業所		該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に 居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス 提供		該当	
初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整を行った上で、初回のサービス提供を行う		該当	サービス提供記録等
認知症専門ケア加算 (I)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の 占める割合が2分の1以上		該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が 20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当 該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた 数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施		該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導に係る会議を定期的に開催		実施	

(自己点検シート) 102 訪問入浴介護費(1/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の 占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導に係る会議を定期的に開催	 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以 上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成 し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	実施	
	1 研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
算(I)	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 次の(一) 又は (二) に該当	 	
	(一) 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以 上	該当	
	(二)介護職員総数のうち勤続年数十年以上の介護福祉士の占める 割合が100分の25以上	該当	
	5 サービス提供体制強化加算 (II) 及び (II) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加	1 研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
算(Ⅱ)	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者 の占める割合が100分の60以上	 該当	
	5 サービス提供体制強化加算 (I)及び (Ⅲ)を算定していない	該当	

(自己点検シート) 102 訪問入浴介護費 (2/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加	1 研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
算(Ⅲ)	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 次の(一) 又は(二)に該当	 	
	(一)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者 の占める割合が100分の50以上	該当	
	(二)介護従事者の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合 が100分の30以上	該当	
	5 サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していな い	該当	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(11)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	i	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(ш)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	 y ! !	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る 賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要す る費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二)指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の 実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算 定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 102 訪問入浴介護費(5/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る 賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二)指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員と除く)の賃金額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の事金額が介護職員を除く)の「護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額40万円を上回らない	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の 実施	 あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	大元 4	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算 定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート)

103 訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果	
准看護師の訪問		該当	
理学療法士等の訪問		該当	訪問看護計画書における 看護師等及び理学療法士等の署 名
1日に2回を超えて指定 訪問看護を行う場合の減 算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて 指定訪問看護を行う	該当	
夜間加算	18時~22時	該当	サービス提供票
深夜加算	22時~6時	該当	サービス提供票
早朝加算	6時~8時	該当	サービス提供票
	一人で看護を行うことが困難な場合	該当	
2人以上による訪問看護	看護師等(保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療 法士若しくは言語聴覚士)	該当	
	看護師等と看護補助者との訪問	該当	
1時間30分以上の訪問 看護	特別管理加算の算定者であり1時間30分以上の訪問看護をした場合	該当	
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは 事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」とする。)	該当	
同一建物減算	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用 者	該当	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物 の利用者	該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
中山間地域等における小	厚生労働大臣の定める地域	該当	
規模事業所加算	1月あたりの訪問回数が100回以下	該当	

(自己点検シート) 103 訪問看護費(1/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行 うことができる体制	あり	
	利用者の同意	あり	同意書等(規定はなし)
緊急時訪問看護加算	早朝・夜間、深夜加算	2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	なし	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	あり	
	准看護師の訪問	該当	
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所との連	保健師、看護師又は理学療法士等の訪問	該当	
間が設備設事業がこの建 携	緊急時訪問看護加算の届出	あり	
	都道府県知事等への届出	あり	
	利用者の要介護状態区分が要介護 5	該当	
	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテル を使用している状態	該当	主治医の指示書等
特別管理加算(I)	計画的な管理の実施	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録 書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	あり	

(自己点検シート) 103 訪問看護費(2/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	□該当	主治医の指示書等
	2 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	口該当	主治医の指示書等
特別管理加算(Ⅱ)	3 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態	□該当	主治医の指示書等
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	口 該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	ロあり	訪問看護計画書、訪問看護記録 書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	ロなし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	ロ あり	

(自己点検シート) 103 訪問看護費(3/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケア加算	次の1又は2に該当	該当	
	1 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	該当	
	2 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の 訪問看護が必要であると認める状態が、死亡日及び死亡日前14 日以内に含まれる。	該当	
	24時間連絡及び訪問の体制	あり	
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用 者、家族に説明と同意	あり	訪問看護記録書
	ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録	あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施 (ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含 む。)	あり	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	なし	
主治の医師の特別な指示	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	あり	
	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨 の特別の指示	あり	
初回加算	過去2月の利用実績がない	該当	サービス提供記録等

(自己点検シート) 103 訪問看護費(4/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
	共同指導の内容を文書により提供	あり	
 退院時共同指導加算	退院又は退所後に訪問	あり	
这机时六时旧等加并	特別管理加算の対象者	該当	
	初回加算の算定	なし	
	指定訪問介護事業所に対するたんの吸引等に係る計画書や報告 書の作成の助言	あり	
看護·介護職員連携強化 加算	指定訪問介護事業所の訪問介護員と同行し、業務の実施状況に ついて確認又はサービス提供体制整備や連携体制確保の会議の 出席	あり	
	訪問看護記録書の記録	あり	訪問看護記録書
	緊急時訪問看護加算の届出	あり	
	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	該当	
看護体制強化加算(I)	3 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア 加算を算定した利用者の数が5名以上	該当	
	4 指定訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護の提供 に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が100分 の60以上	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び4の割合及び3の人数の記録(毎月)	あり	台帳等(規定はなし)

(自己点検シート) 103 訪問看護費(5/6)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	該当	
看護体制強化加算(Ⅱ)	3 指定訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護の提供 に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が100分 の60以上	該当	
	4 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア 加算を算定した利用者の数が1名以上	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び3の割合及び4の人数の記録(毎月)	あり	台帳等(規定はなし)
	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
サービス提供体制強化加	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	該当	
算(I) 	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数7年以上の看護師等の占め る割合が100分の30以上	該当	
	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
サービス提供体制強化加 算 (Ⅱ)	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数3年以上の看護師等の占め る割合が100分の30以上	該当	

(自己点検シート) 103 訪問看護費(6/6)

104 訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」とする。)	該当	
同一建物減算	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用 者	あり	NO. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 1
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物 の利用者	あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
中山間地域等における小	厚生労働大臣の定める地域	該当	
規模事業所加算	1月あたり延べ訪問回数30回以下	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
短期集中リハビリテー	短時間の訪問リハビリテーション	なし	
ション実施加算	起算日より3月以内に実施(概ね週2回以上1回20分以上)	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対す るリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に報告	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
リハビリテーションマネ ジメント加算 (A)イ	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票 (参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を 通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問 による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問 し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対す るリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に報告	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
リハビリテーションマネ ジメント加算 (A)ロ	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を 通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問 による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助 言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	該当	
	利用者毎の訪問リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働省 (LIFE) に提供及び情報の活用	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
リハビリテーションマネ ジメント加算 (B)イ	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を 通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問 による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助 言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	医師による利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説 明、同意	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を 通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問 による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助 言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	医師による利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説 明、同意	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	該当	
	利用者毎の訪問リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働省 (LIFE) に提供及び情報の活用	あり	
事業所の医師がリハビリ テーション計画の作成に 係る診療を行わなかった 場合	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の実施	なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
	評価対象期間において終了者で指定通所介護等を実施した者の占める割合が100分の5%を超えている	□該当	
移行支援加算	終了日から14日〜44日以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士が終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録	口該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	12月を利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25%以上であること	口該当	
	リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供	□該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
サービス提供体制強化加算(I)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の うち勤続年数7年以上の者がいる	□該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の うち勤続年数3年以上の者がいる	□該当	

105 居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
(薬剤師が行う場合) 麻薬管理指導加算	沈痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又 は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な 薬学的指導	実施	

(自己点検シート) 105 居宅療養管理指導費(1/1)

106 通所介護費

点検項目	点検事項		点検結果	
通常規模型通所介護費	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内		該当	
大規模型通所介護費(I)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人超~900人以内		該当	
	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人超		該当	
定員超過減算	介護保険法施行規則第119条の規定に基づき都道府県知事等に 提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合		該当	
人員基準減算 	指定居宅サービス基準第105条の2の規定の適用を受けない指 定通所介護事業所にあっては、指定居宅サービス基準第93条に 定める員数を置いていない場合		該当	
	指定居宅サービス基準第105条の2の規定の適用を受ける指定 通所介護事業所にあっては、同条第1号に定める員数を置いて いない場合		該当	
2時間以上3時間未満の 通所介護を行う場合	心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間の サービス利用が困難な者に対して、所要時間2時間以上3時間 未満の指定通所介護を行う場合		該当	
	通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されている。		該当	
理由とする利用者数の減	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生 を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績 が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の 5 以上減少している。		該当	○ 感染症又は災害の発生を理由 とする通所介護等の介護報酬によ る評価 届出様式(参考様式) ○ 利用延人員数計算シート(参考 様式)
	8時間以上9時間未満の報酬区分でのサービス提供		該当	
報酬区分によるサービス	9時間以上10時間未満		該当	
提供の前後に行う日常生	10時間以上11時間未満		該当	
活上の世話	11時間以上12時間未満		該当	
	12時間以上13時間未満		該当	
	13時間以上14時間未満		該当	
共生型通所介護を行う場 合	共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事 業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合		該当	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事 業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が当該事業を行う事 業所において共生型通所介護を行った場合		該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(1/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者が当 該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合	該当	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事 業者が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った 場合	該当	
生活相談員配置等加算	共生型通所介護費を算定している。	該当	
	生活相談員を、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通 所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	該当	
	地域に貢献する活動を行っている。	該当	
	厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に通常の事業 の実施地域を越えて指定通所介護を行った場合	該当	
入浴介助加算(I)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有してい る。	該当	
	入浴介助を実施している。	該当	
入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	該当	
	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作と浴室環境を評価している。	該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所介護事業所に対し、その旨情報共有している。(当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行っている。)	該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っている。	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(2/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定通所介護事業所の機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同し、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。	該当	
	個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い環境で 入浴介助を実施している。	該当	
	入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、既存の研修等を参考に必要な介護技術の習得に 努め、これを用いて行われている。	該当	
中重度者ケア体制加算	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	該当	
	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間 の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要 介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	該当	
	指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当 たる看護職員を 1 名以上配置している。	該当	
	共生型通所介護費を算定していない。	該当	
生活機能向上連携加算 (I)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(3/16)

点検項目	点検事項		
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を 目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心 身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者 ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可 能であるようにしている。	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対する助言を 行っている。	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(4/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を 目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心 身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者 ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可 能であるようにしている。	該当	
個別機能訓練加算 (I) イ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	〇 個別機能訓練計画書(参考 様式)

(自己点検シート) 106 通所介護費(5/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている。	該当	○ 興味・関心チェックシート (参考様式)○ 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、単に身体機能の向上を 目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生 活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としている。	該当	
	個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助している。	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行っている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している。	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(6/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練を開始した後に、概ね3月ごと1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている。	該当	
	個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当	
個別機能訓練加算 (I) 口	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	〇 個別機能訓練計画書(参考 様式)
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている。	該当	〇 興味・関心チェックシート (参考様式) 〇 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(7/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、単に身体機能の向上を 目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生 活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としている。	該当	
	個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助している。	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行っている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、概ね3月ごと1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている。	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(8/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能県連加算(I)イ又は口の基準に適合	該当	
	個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	該当	
ADL維持等加算(I)	評価対象者(当該通所介護事業所の利用期間(評価対象利用期間)が6月を超える者)の総数が10人以上	該当	
	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省(LIFE)に測定を提出	該当	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上	該当	
ADL維持等加算 (II)	評価対象者 (当該通所介護事業所の利用期間 (評価対象利用期間) が 6 月を超える者) の総数が10人以上	該当	
	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省(LIFE)に測定を提出	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上2以上	該当	
ADL維持等加算(III)	令和3年3月31 日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている	該当	
	令和3年度介護報酬改定によるADL維持等加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)の届出を行っていない	該当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(9/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	令和5年3月31日までの措置である	該当	
認知症加算	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定 する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職 員を常勤換算方法で2以上確保している。	該当	
	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の占める割合が100分の20以上である。	該当	
	指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の 提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介 護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を 修了した者(認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適 切な研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研 修の修了者)を1名以上配置している。	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定めている。	該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス 提供を行っている。	該当	
栄養アセスメント加算	管理栄養士(外部との連携を含む)を1人配置	配置	
	利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員そ の他の職員が共同で栄養アセスメントを行い、利用者、家族に 結果を説明し、相談等に対応	実施	
	定員、人員基準に適合	該当	
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)へ提出 し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必 要な情報を活用	実施	
栄養改善加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士 を1名以上配置	該当	
	管理栄養士等(看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮した栄養ケア計画の作成	該当	
	利用者等に対する計画の説明及び同意	あり	

(自己点検シート) 106 通所介護費(10/16)

点検項目	点検事項		点検結果	
	栄養ケア計画に基づく(必要に応じて居宅を訪問し)管理栄養 士等による栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	口割	亥当	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	3月ごとに栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師 に対する情報提供	口割	亥当	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合 月の算定回数 2 回以下			
口腔・栄養スクリーニン グ加算 (I)	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態に ついて確認し情報を担当の介護支援専門員に提供		亥当	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について 確認し情報を担当する介護支援専門員に提供	口割	亥当	
	定員、人員基準に適合	口割	亥当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月		非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属 する月		非該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算(Ⅱ)	(1)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康 状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供してい る場合次の①及び②が該当		亥当	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している 又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス を受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了し た日の属する月	口該	亥当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定 に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能 向上サービスが終了した日の属する月ではない		亥当	
	(2)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当する介護支援専門員に提供している場合次の①及び②が該当		亥当	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	口該	亥当	

(自己点検シート) 106 通所介護費(11/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定 に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能 向上サービスが終了した日の属する月	該当	
	(1)又は(2)に該当 定員、人員基準に適合	該当 該当	
口腔機能向上加算(I)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成	該当	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又 は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録 作成	該当	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価、3月ごとに口腔機能のの状態の評価を行い、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供	該当	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	 該当	
	医療における対応の必要性	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意 月の算定回数2回以下	あり 該当	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員そ の他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成	該当	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又 は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録 作成	該当	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価、3月ごとに口腔機能のの状態の評価を行い、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供	該当	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	該当	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚 生労働省(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用	実施	
	医療における対応の必要性	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意	あり	
	月の算定回数2回以下	該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出	実施	

(自己点検シート) 106 通所介護費(12/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供 に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定通所介護を 適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	実施	
同一建物減算	指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し指定通所介護を行った場合(傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。)	該当	
送迎減算	指定通所介護事業所の従業者が、利用者に対し、その居宅と指 定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合	該当	
サービス提供体制強化加	1 次の(1)又は(2)に該当	該当	
算(Ⅰ)	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70以 上	該当	
	(2) 介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	該当	
算(Ⅱ)	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)及び (Ⅲ)を算定してい ない	該当	
サービス提供体制強化加	1 次の(1)又は(2)に該当	該当	
算(Ⅲ)	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の40以 上	該当	
	(2)直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の 割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算 (I)及び (Ⅱ)を算定していない	該当	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施	あり あり	介護職員処遇改善計画書
	3 頁並改善の実施 4 処遇改善に関する実績の報告	 』あり あり	 実績報告書

(自己点検シート) 106 通所介護費(13/16)

点検項目	点検事項		 点検結果	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	П	なし	
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)~(三)のいずれにも適合		72221-14111	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全			
	ての介護職員に周知		あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研			TT 16 = 1
	修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	Ш	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又		Ē	
	は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全	П	あり	
	ての介護職員に周知			
	 8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する			
	費用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	П	あり	介護職員処遇改善計画書
(II)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし	
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、		+ 11	
	全ての介護職員に周知	Ш	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は		あり	研修計画書
	研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	Ц	(a) A	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する	П	あり	
	費用の見込額を全ての職員に周知			
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
(皿)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし	
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全		あり	
	ての介護職員に周知			
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書
	沙ツ放立と唯休し、土しの川段戦貝に同和	<u> </u>	<u> </u>	

(自己点検シート) 106 通所介護費(14/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一)		
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		

(自己点検シート) 106 通所介護費(15/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 106 通所介護費(16/16)

107 通所リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
通常規模型事業所	前年度1月当たり平均延べ利用者数	750人以下	
大規模事業所(I)	前年度1月当たり平均延べ利用者数	750人を超え 900人以内	
大規模事業所(Ⅱ)	前年度1月当たり平均延べ利用者数	900人超	
定員超過減算		該当	
人員基準減算		該当	
理学療法士等体制強化加	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーション	該当	
算	理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上	配置	
感染症等発生で利用者数 減少が一定以上生じてい る場合の加算	感染症又は災害発生を理由として利用者の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度の月平均利用者数よりも100分の5以上減少	あり	
	7時間以上8時間未満のサービス提供	実施	
	8時間以上9時間未満	50単位	
	9時間以上10時間未満	100単位	
7~8時間の前後に行う 日常生活上の世話	10時間以上11時間未満	150単位	
	11時間以上12時間未満	200単位	
	12時間以上13時間未満	250単位	
	13時間以上14時間未満	300単位	

点検項目	点検事項		点検結果	
	3時間以上4時間未満		12単位	
	4時間以上5時間未満		16単位	
リハビリテーション提供 体制加算	5時間以上6時間未満		20単位	
	6時間以上7時間未満		24単位	
	7時間以上		28単位	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に通常の事業 の実施地域を越えて指定通所リハビリテーションを行った場合		該当	
	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備		満たす	
入浴介助加算 (I)	通所リハビリテーション計画上の位置づけ		あり	
	入浴介助の実施		実施	
	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備		満たす	
	通所リハビリテーション計画上の位置づけ		あり	
	入浴介助の実施 	Ш.	実施	
入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作と浴室 環境を評価。(場合によっては訪問した医師等がケアマネ、福 祉用具専門相談員と連携し、環境整備について助言)		実施	
	事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師と連携 の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した居宅の浴室環境等 を踏まえた個別の入浴計画を作成		実施	
	個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い 環境で入浴介助を実施		実施	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(2/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	提供時間の内30分以内	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
送迎時における居宅内介 助等の実施	送迎時に居宅内の介助等を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である	該当	
	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士若しくは 言語聴覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対 するリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に 報告	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
 リハビリテーションマネ ジメント加算 (A)イ	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	同意から6月以 内は月1回以上	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	同意から6月を 超えるときは3 月に1回以上	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者 を通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に 位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービ ス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問 し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(3/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士若しくは 言語聴覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に 報告	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	I	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
リハビリテーションマネ ジメント加算(A)ロ	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	同意から6月を 超えるときは3 月に1回以上	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者 を通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に 位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービ ス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問 し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	あり	
	利用者毎の通所リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働 省(LIFE)に提供及び情報の活用	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(4/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士若しくは 言語聴覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し		リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
リハビリテーションマネ ジメント加算 (B)イ	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	同意から6月を 超えるときは3 月に1回以上	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者 を通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に 位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービ ス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問 し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	医師による利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の 説明、同意	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(5/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいすれか一以上の指示	実施	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士若しくは 言語聴覚士による)	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	実施	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	同意から6月以 内は月1回以上	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
リハビリテーションマネ	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリ テーション計画の見直し	同意から6月を 超えるときは3 月に1回以上	リハビリテーション会議録、プ ロセス管理票(参考様式)
ジメント加算 (B) ロ	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者 を通じて他のサービス事業者への情報伝達	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に 位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービ ス事業者の担当者必要な指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問 し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	医師による利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の 説明、同意	あり	リハビリテーション計画書及び プロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	あり	
	利用者毎の通所リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働 省 (LIFE)に提供及び情報の活用	あり	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	なし	
短期集中個別リハビリ テーション実施加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	なし	
, ノコン大心川昇	起算日より3月以内に実施(概ね週2回以上1回40分以上)	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(6/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内	該当	
 認知症短期集中リハビリ テーション実施加算	個別に行う集中的なリハビリテーション	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	1週に2日以内	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	なし	
	退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内	該当	
	1月に4回以上実施	該当	
	実施頻度、場所、時間等が記載されたリハビリテーション計画 の作成	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算	利用者宅を訪問し、リハビリテーション計画を作成	あり	
(п)	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び 家族に伝達	あり	
	リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ又は口若しくは (B)イ又は口のいずれかを算定	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	なし	
若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士 を1名以上配置	あり	
栄養アセスメント加算	利用者ごとに医師、管理栄養士、介護職員、生活相談員らが共 同で栄養アセスメントを3月に1回以上行い、利用者又は家族 に結果を説明し、相談等に対応	実施	栄養スクリーニング・アセスメ ント・モニタリング(参考様 式)
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出 し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必 要な情報を活用	実施	
	定員、人員基準に適合	適合	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(7/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士 を1名以上配置	配置	
	管理栄養士等(医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 者)が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮し た栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
栄養改善加算 	栄養ケア計画に従い管理栄養士等が(必要に応じて居宅を訪問 し)栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情 報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(8/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	6月間の生活行為向上リハビリテーション実施計画を作成	あり	生活行為向上リハビリテーショ ン実施計画(参考様式)
	家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可 能とすることを見据えた目標や実施内容を設定	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を修了 した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置	該当	修了証
	終了前1月以内に、リハビリテーション会議を開催	あり	プロセス管理票(参考様式)
	リハビリテーションの目標の達成状況を報告	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
生活行為向上リハビリ	リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ又は口若しくは (B)イ又は口を算定	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
テーション実施加算 	利用者が生活の中で実践できるよう家族に指導助言	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは 言語聴覚士が利用者宅を訪問し、生活行為に対する評価を概ね 1月に1回以上実施	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び 家族に伝達	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	短期集中個別リハビリテーション実施加算 (利用者の急性増悪 等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーショ ン会議により合意した場合を除く)	なし	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除く)	なし	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	6月ごとに実施	
口吹,光美之九八,一、	定員、人員基準に適合	該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算(I) 	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(9/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属 する月	非該当	
	(1)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康 状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供してい る場合次の①及び②が該当	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している 又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス を受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了し た日の属する月	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定 に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能 向上サービスが終了した日の属する月ではない	該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算 (Ⅱ)	(2)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当ケアマネに提供している場合次の①及び②が該当	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定 に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能 向上サービスが終了した日の属する月	該当	
	(1)又は(2)に該当	 該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成	該当	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又 は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録 作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(10/16)

点検項目	点検事項		点検結果	
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評 価、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供		3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合		該当	
	月の算定回数		2回以下	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置 言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改 善管理指導計画の作成		なし	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無 利用者等に対する計画の説明及び同意の有無		なし あり	
 口腔機能向上加算(Ⅱ)	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情 報提供 定員、人員基準に適合	Ц	3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	に見、八見金千に過じ 月の算定回数		2回以下	
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画等の内容等を厚生労働省 (LIFE)に提供及び情報の活用		あり	
重度療養管理加算	要介護3から要介護5で厚生労働大臣が定める状態に該当		該当	
	看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1名以上配置		配置	
中重度者ケア体制加算	前3月間の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3 から要介護5である者の占める割合が100分の30以上		該当	
	専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1 名以上配置		配置	
	リハビリテーションを計画的に実施するプログラムを作成		あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(11/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他 の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省 (LIFE)に提出	実施	
科学的介護推進体制加算	必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、提供 に当たって、情報その他指定通所リハビリテーションを適切か つ有効に提供するために必要な情報を活用	実施	
同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	該当	
送迎減算	送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減 算	該当	
	評価対象期間において終了者で指定通所介護等を実施した者の 占める割合が3%を超えている	該当	
 移行支援加算	終了日から14日〜44日以内に従業者が終了者に対して終了者の 指定通所介護等の実施状況を確認し、記録	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	12を利用者の平均利用月数で除して得た数が27%以上であること	あり	
	リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供	該当	
	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	該当	
サービス提供体制強化加 算 (I)	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の70以上	該当	
	(2)介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士 の占める割合が100分の25以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	該当	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(12/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以 上	該当	
算(Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅲ) を算定していない	該当	
	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の40以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)	(2)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) を算定していない	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(1)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知		
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(13/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(11)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(Ⅲ)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(14/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		
	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		
介護職員等特定処遇改善 加算 (I)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
73H 9H (1)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(15/16)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		
	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 107 通所リハビリテーション費(16/16)

108 短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算(単独型)	利用者数25人以下	看護・介護1人 未満	
	利用者数26人以上60人以下	看護・介護2人 未満	
	利用者数61人以上80人以下	看護・介護3人 未満	
	利用者数81人以上100人以下	看護・介護4人 未満	
	利用者数101人以上	看護・介護4人 に利用者25人又 はその端数を増 す毎に1を加え た数未満	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	満たさない	
ホームの空床利用併設型	①利用者数、入所者数の合計数が25人以下	看護・介護1人 未満	
(ユニット型特養を除 く))	②利用者数、入所者数の合計数が26人以上60人以下	看護・介護2人 未満	
	③利用者数、入所者数の合計数が61人以上80人以下	看護・介護3人 未満	
	④利用者数、入所者数の合計数が81人以上100人以下	看護・介護4人 未満	
	⑤利用者数、入所者数の合計数が101人以上	看護・介護4人 に利用者25人又 はその端数を増 す毎に1を加え た数未満	
	次の要件のいずれにも適合する場合は②~⑤の利用者数、入所 者数の合計の10分の8		
	i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器 を利用者の数以上設置	設置	

(自己点検シート)

ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用(職員同士の連携促進) 実施 はは、 実施 はは、 実施 はは、 実施 は、 見守り機器及び情報通信機器を活用する際の安全体制及びケックの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、 は、	
アの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を 実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会 を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、	
当該委員会において必要な検討等を行い、当該事項の実施を定 期的に確認する	
(1) 夜勤を行う職員による利用者の安全及びケアの質の確保 口 実施	
(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	
(3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備 □ 実施	
(4) 見守り機器等の定期的な点検 □ 実施	
(5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 □ 実施	
iv 入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上 の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じ □ 配置 て常時配置	
夜勤減算(併設事業所) a併設本体が特別養護老人ホーム で勤減算(特別 養護老人ホーム 養護老人ホーム 空き利用併設型 に該当	
b併設本体がユニット型特別養護老人ホーム 利用者、入所者 の合計数が20 口 収まるの端数を 増す毎に1以下	
a, b以外	
i 利用者の数が25以下の併設事業所は本体施設として必要と される看護職員又は看護職員に加え 	
ii 利用者の数が26以上の60以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え 看護・介護2人未満	

点検項目	点検事項	点検結果	
	iii利用者の数が61以上の80以下の併設事業所は本体施設と して必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護3人 未満	
	iv 利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護4人 未満	
	∨利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設 として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護4人 に利用者25人又 はその端数を増 す毎に1を加え た数未満	
夜勤減算(併設型・共用 型)	指定障害者支援施設として必要とされる夜勤を行う生活支援員 の数	必要とされる生 活相談員数未満	
夜勤減算(併設型・ユ ニット型)	(一)併設本体が特別養護老人ホーム	利用者、入所者 の合計数が20 又はその端数を 増す毎に1以下	
	(二)(一)以外のユニット型指定短期入所生活介護事業所	2のユニット毎 に介護・看護 1 未満	
定員超過減算	指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、介護保険法施行規則第121条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合(老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に100分の105を乗じて得た数(利用定員が40を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数)を超える場合)	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(3/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定 短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第121条の規定に 基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員 を超える場合 (老人福祉法第10条の4第1項第3号若しくは第11条第1項第 2号の規定による市町村が行った措置、病院若しくは診療所に 入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となった ことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあっては、入所 定員の数に100分の105を乗じて得た数(入所定員が40を超える 場合にあっては、入所定員に2を加えて得た数)を超える場 合)	該当	
人員基準減算	<単独型短期入所生活介護費を算定する場合> 指定居宅サービス基準第121条に定める員数を置いていない場合	該当	
	<併設型短期入所生活介護費を算定する場合> 指定居宅サービス基準第140条の14の規定の適用を受けない指定 短期入所生活介護事業所にあっては、指定居宅サービス基準第 121条に定める員数を置いていない場合	該当	
	<併設型短期入所生活介護費を算定する場合> 指定居宅サービス基準第140条の14の規定の適用を受ける指定短 期入所生活介護事業所にあっては、同条第2号に定める員数を 置いていない場合	該当	
	〈単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定する場合〉 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又 は看護職員を置いていない場合	該当	
	< 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定する場合> 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又 は看護職員を置いていない場合	該当	
ユニットケア減算	日中について、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看 護職員を配置していない場合	該当	
	ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していない場 合	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(4/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
共生型短期入所生活介護を行う場合	共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事 業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を行った場合	該当	
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護費を算定している。	該当	
	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	該当	
	地域に貢献する活動を行っている。	該当	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施 方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はそ の家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見 を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につなが るよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分 かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	該当	
自己点検シート)			108 短期入所生活介護費(5/2

点検項目	点検事項	点検結果	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、 利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等に より閲覧が可能である。	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能 訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対 する助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施 方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はそ の家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見 を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につなが るよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分 かりやすい目標としている。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(6/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の 向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等 が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供 している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、 利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等に より閲覧が可能である。	該当	
専従の機能訓練指導員を 配置している場合	<利用者の数が100以下である指定短期入所生活介護事業所の場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1人以上配置している。	該当	
	<利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所の場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指 導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置 している。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(7/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師敦の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	○ 個別機能訓練計画書(参考 様式) ○ 興味・関心チェックシート (参考様式) ○ 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練の目標は、適切なアセスメントを経て利用者のADL 及びIADLの状況を把握した上で設定されており、日常生活にお ける生活機能の維持・向上に関するものとなっている。	該当	
	個別機能訓練の目標の設定にあたっては、利用者又は家族の意 向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、当該 利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標設定するな ど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練が、短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を 定めて利用する者に対して、計画的に行われている。	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(8/22)

点検項目	点検事項		点検結果	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練計画に基づいて 行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評 価等を行っている。		該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行っている。		該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練の評価内容や個別機能訓練計画の目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。		該当	
	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の 従事者により閲覧が可能であるようにしている。		該当	
看護体制加算(I)	常勤の看護職員を1名以上配置している。 定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	4	該当	
看護体制加算(Ⅱ)	<指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム以外の場合> 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置している。		該当	
	 		該当	
	当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問 看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡でき る体制を確保している。		該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。		該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(9/22)

点検項目	点検事項		点検結果	
看護体制加算(Ⅲ)イ	利用定員が29人以下である。		該当	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。		該当	
	常勤の看護職員を1名以上配置している。	П	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	4	該当	***************************************
看護体制加算(Ⅲ)口	利用定員が30人以上50人以下である。		該当	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。		該当	
	常勤の看護職員を1名以上配置している。		該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。		該当	
看護体制加算(Ⅳ)イ	利用定員が29人以下である。		該当	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。		該当	
	<指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム以外の場合> 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置している。		該当	
	<指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合> 当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置されており、かつ、特別養護老人ホーム基準第12条第1項第4号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置している。		該当	
	当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問 看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡でき る体制を確保している。		該当	
手进从纠伽管 /87\ 0	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。 利用党員が20 L DL L F 7 A Z		該当	
看護体制加算(Ⅳ)口	利用定員が30人以上50人以下である。		該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(10/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。	該当	
	<指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム以外の場合> 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置している。	該当	
	<指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合> 当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置されており、かつ、特別養護老人ホーム基準第12条第1項第4号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置している。	該当	
	当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問 看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡でき る体制を確保している。	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当	
医療連携強化加算	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している。	該当	
	利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期 的な巡視を行っている。	該当	
	主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協 力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決 めを行っている。	該当	
	主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変時の医療提供 の方針について、利用者から同意を得ている。また当該同意を 文書で記録している。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(11/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれかに該当する者である。 イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 二 人工腎臓を実施している状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 へ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	□ 該当	
	在宅中重度受入加算を算定していない。	口 該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(12/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置 ※1次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、最低基準に0.9を加えた数以上 i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置している。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている。 ※2次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、最低基準に0.6を加えた数以上 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置している。 ii 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置している。 iii 見守り機器等を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている。 iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、か設置を引きなを設置を表別に確認すると、看護職員その他の職種の者と共同の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修		

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(13/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)	夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置 ※1次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、最低基準に0.9を加えた数以上 i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置している。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている。 ※2次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、最低基準に0.6を加えた数以上 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置している。 iii 夜勤時間帯を通じて、東守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置している。 iii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている。 iiii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保でいる。 iiii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保でり機器等を安全かつ有効に活用するための表員と、たまでの表別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□	
	夜勤時間帯を通じ、看護職員、介護福祉士、特定登録者、新特 定登録者又は認定特定行為業務従事者のいずれかを 1 以上配置	口配置	
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状(認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状)が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行っている。	□該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(14/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定短期入所生活介護の利用の開始にあたっては、介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家族から同意を得ている。	該当	
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれにも該当していない。 A 病院又は診療所に入院中の者であって、退院後直接短期入所生活介護の利用を開始した者 B 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者であって、退院又は退所後直接短期入所生活介護の利用を開始した者 C 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者であって、利用後直接短期入所生活介護の利用を開始した者	該当	
		該当	
	当該事業所は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に当 たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定めている。	該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス 提供を行っている。	該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない。	該当	
利用者に対して送迎を行 う場合	同加算を算定する利用者は、利用者の心身の状態、家族等の事 情等からみて送迎を行うことが必要と認められる者である。	該当	
	指定短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者に対し、その 居宅と当該事業所との間の送迎を行っている。	該当	
緊急短期入所受入加算	同加算を算定する利用者は、緊急利用者(介護を行うものが疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者)である。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	緊急利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門 員が、あらかじめ、緊急の必要性及び利用を認めている。	該当	
	緊急利用者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応な どの事項を記録している。	該当	
	緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するな どして、適正な緊急利用に努めている。	該当	
	緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、 担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連 携を行い、相談している。	該当	
	7日間を超えて加算を算定する場合、随時適切なアセスメント による代替手段の確保等について、十分検討している。	該当	
長期利用者減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を 超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供した場 合	該当	
療養食加算	利用者の症状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者の年齢、病状等に対応した適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供している。	該当	
	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている。	該当	
	療養食の献立表が作成されている。	該当	療養食献立表
	<減塩食療法を行う場合> 心臓疾患等の減塩食は、総量6.0g未満の減塩食としている。	 該当	
	<減塩食療法を行う場合> 高血圧症に対して行うものではない。	該当	
	<胃潰瘍食を提供する場合> 手術前後に与える高カロリー食ではない。	該当	
	<貧血食を提供する場合> 血中へモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分 の欠乏に由来する者に対して提供している。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(16/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	<脂質異常症食を提供する場合> 空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以 上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血 清中性脂肪値が150mg/dl以上である者に対して提供している。	該当	
	 定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当	
在宅中重度者受入加算	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、指定短期 入所生活介護を利用する場合であって、指定短期入所生活介護 事業者が、当該利用者の利用していた訪問看護事業所から派遣 された看護職員により当該利用者の健康上の管理等を行わせて いる。	該当	
	利用者の健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期入所 生活介護事業所の配置医師が行っている。	該当	
	当該利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、 サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじ め入手し、適切なサービスを行うことができるよう努めてい る。	該当	
	同加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結 し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事 業所に支払っている。	該当	委託契約書
認知症専門ケア加算 (I)	指定短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)(当加算において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上である。	該当	
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数 又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均により算定してい る。	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(17/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝 達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	指定短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランク III、IV又はMに該当する者)(当加算において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上である。	該当	
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数 又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均により算定してい る。	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	該当	
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝 達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指導者研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	該当	
	当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	次の(1)又は(2)に該当 (1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の8 0以上	 該当	
	0 以上 (2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の割合が100分の35以上数	 該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(18/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (皿) を算定していない	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	該当	
算(皿)	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の5 0以上	該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分 の75以上	該当	
	(3)直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員 の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (I) を算定していない	該当	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(19/22)

点検項目	点検事項		点検結果	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護 職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知		あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
(II)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし	
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知		あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知		あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
(Ⅲ)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし	
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知		あり	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(20/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除		
	く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出		
	(二) 当該事業所が、指定居宅サービス基準第121条第2項の特別養護老人ホームである場合は、特別養護老人ホームが併設事業所である場合は併設本体施設が介護職員等特定処遇改善加算		
	(1) を届出 6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(21/22)

点検項目	点検事項	点検結果	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上(二) 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の質金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員に要する費用の見込額の平均の二倍以上の方でに要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(22/22)

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項		点検結果		
介護老人保健施設	介護老人保健施設における短期入所療養介護費				
左共 减免	夜勤を行う看護又は介護職員2人以上(利用者等の数が40人以下 は1以上)		満たさない		
夜勤減算 	ユニット型・・・2 ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員 1 以上		満たさない		
定員超過減算			該当		
人員基準減算			該当		
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置 ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置 未配置		
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2 名超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1 名超えて配置		該当		
個別リハビリテーション	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士が利用者に20分以上の実施		該当		
実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共 同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成		該当		
	認知症の利用者と他の利用者とを区別している		該当		
	専ら認知症の利用者が利用する施設		該当		
	入所定員は40人を標準とする		該当		
	入所定員の1割以上の個室を整備		該当		
認知症ケア加算	入所定員1人当たり2㎡のデイルームを整備		該当		
	家族に対する介護技術や知識提供のための30㎡以上の部屋の整 備		該当		
	単位毎の利用者が10人を標準		該当		
	単位毎の固定した介護職員又は看護職員配置		該当		
	ユニット型でないこと		該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	該当	
心从证门到 心经证认案 多对应加管	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所 中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、 短期入所療養介護の利用を開始していない。	該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	 該当	
	利用開始日から7日を限度に算定	 該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	 該当	
	介護サービス計画書による記録	該当	
	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居 宅サービス計画されていない	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用 を認めている	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	あり	
 緊急短期入所受入加算	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	あり	
茶心应朔八川文八川异	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	あり	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病 等やむを得ない事情がある場合は、14日)	該当	
	受入窓口の明確化	あり	
	空床情報の公表	あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
* 左 林 韧 你 点 到 四 老 剪 3	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(2/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者が要介護4又は要介護5	該当	
	以下(イ)~(リ)のいずれかの状態	いずれかに該当	
	(イ)喀痰吸引 (1日8回以上実施日が月20日を超える)	口該当	
	(ロ)人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸(1週間以上)	口該当	
	(ハ)中心静脈注射	口該当	
	(二)人工腎臓(週2日以上)かつ重篤な合併症	口該当	
	(ホ) 心機能障害、呼吸障害等で常時モニター測定	口該当	
重度療養管理加算	(へ)膀胱・直腸の機能障害が身障者4級以上かつ ストーマ実施の利用者に、 皮膚の炎症等に対するケアを実施	口該当	
	(ト)経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養	口該当	
	(チ)皮下組織に及ぶ褥瘡に対する治療	口該当	
	(リ) 気管切開が行われている状態	口該当	
	計画的な医学的管理を継続	あり	
	療養上必要な処置を提供	あり	
	医学的管理の内容等を診療録に記載	あり	
	在宅復帰指標率が40以上	該当	
	地域貢献活動	該当	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 (I)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人 保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施 設短期入所療養介護費(i)若しくは経過的ユニット型介護老人保 健施設短期入所療養介護費(i) を算定しているものであるこ と。	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(3/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	在宅復帰指標率が70以上	該当	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 (Ⅱ)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)又はユニット型介護老人 保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施 設短期入所療養介護費(ii)若しくは経過的ユニット型介護老人 保健施設短期入所療養介護費(ii) を算定しているものであるこ と。	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	
療養体制維持特別加算 (I)	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、コニット型療養型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)を算にはユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)を算には、1000年のである。1000年の第一個では、1000年のである。1000年の第一個では、1000年のである。1000年の第一個である。1000年の第一個である。1000年の第一の基本診療料の施設基準等第5の3(2)に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。)であった介護老人保健施設	該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用 者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端 数を増すごとに1以上	配置	
	定員、人員基準に適合	あり	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(4/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。	該当	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。	該当	
	短期入所を利用することが居宅サービス計画に計画されていな い	該当	
	居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専 門員と連携し、利用に当たって利用者又は家族の同意を得てい る	該当	
総合医学管理加算	診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検 査、注射、処置等を行う	該当	
	診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注 射、処置の内容等を診療録に記載	該当	
	利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利 用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。交付 した文書の写しを診療録に添付	該当	
	緊急時施設療養費を算定していない	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	該当	
療養食加算	定員、人員基準に適合	該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、 痛風食及び特別な場合の検査食の提供	該当	
	療養食の献立の作成	該当	療養食献立表

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(5/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算 I	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当 該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を 加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実 施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が5割以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当 該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を 加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実 施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置 し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、 当該計画に従い研修を実施(実施予定も含む)	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(6/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を 行った	該当	
緊急時治療管理	連続する3日を限度に算定 同一の利用者について月に1回まで算定	3日以内 1回以下	
	利用者の症状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情	該当	
特定治療	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	該当	
	次の(1)又は(2)に該当		
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の80以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅰ) 	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の割合が100分の35以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60 以上	該当	
り一しへ使供体制強化加 算(Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(I)及び(II)を算定していない	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の5 0以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分 の75以上	該当	
	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していない	該当	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	 	
	 1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	 2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(1)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(8/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	_	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上			
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている			
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
介護職員等特定処遇改善	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない			
加算(Ⅰ)	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		該当	
	4 処遇改善の実施の報告 		該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合		該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出			
	(二)介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に あっては当該介護老人保健施設が、介護職員等特定処遇改善加 算(I)を届け出			
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定		該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表		あり	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(10/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない 2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(老健)(11/11)

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項		点検結果		
療養病床を有する病院における短期入所療養介護費					
	療養病棟における夜勤を行う看護・介護職員の数が利用者及び 入院患者の合計数が30又はその端数を増す毎に1以上(ただ し2人以上)		満たさない		
 夜勤減算	療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が1以上		満たさない		
(文 重) (収 重)	療養病棟における夜勤を行う看護又は介護職員の1人当たり平 均夜勤時間64時間以下		満たさない		
	ユニット型・・・2 ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員 1 以上		満たさない		
定員超過減算			該当		
人員基準減算			該当		
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置		
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置		
病院療養病床療養環境減 算	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上		満たさない		
医師の配置による減算	療養病床の全病床数に占める割合が50/100を超える基準を適用		該当		
夜間勤務等看護 I	夜勤を行う看護職員が利用者数及び入院患者数の合計が15又は その端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置		該当		
	夜勤を行う看護職員1人あたりの月平均夜勤時間72時間以下		該当		
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員が利用者数及び入院患者数の合計が20又は その端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置		該当		
	月平均夜勤時間72時間以下		該当		
	夜勤を行う看護・介護職員が利用者数及び入院患者数の合計が 15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配 置		該当		
夜間勤務等看護Ⅲ 	で勤を行う看護・介護職員1人あたりの月平均夜勤時間72時間 以下		該当		
	夜勤を行う看護職員1以上		該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
た日日共 36 か チ -# π 1	夜勤を行う看護・介護職員が利用者数及び入院患者数の合計20 又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人以上配置	該当	
夜間勤務等看護Ⅳ 	夜勤を行う看護・介護職員1人あたりの月平均夜勤時間72時間 以下	該当	000000000000000000000000000000000000000
	夜勤を行う看護職員 1 以上	該当	
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	該当	
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所 中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、 短期入所療養介護の利用を開始していない。	該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	該当	
	利用開始日から7日を限度に算定	該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	該当	
	介護サービス計画書による記録	該当	
	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居 宅サービス計画されていない	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用 を認めている	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	あり	
 緊急短期入所受入加算	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	あり	
来心症例八八文八加升	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	あり	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾 病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	該当	
	受入窓口の明確化	あり	
	空床情報の公表	あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
 若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	該当	
右中性認知延利用有支入 加算	利用者に応じた適切なサービス提供	 実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(病院)(2/8)

点検項目	点検事項	点検結果	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、 痛風食及び特別な場合の検査食の提供	該当	
	療養食の献立の作成	該当	療養食献立表
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算I	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当 該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を 加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実 施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当 該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を 加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実 施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置 し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、 当該計画に従い研修を実施(実施予定も含む)	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(病院)(3/8)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	
	(一) 次の(1) 又は(2) に該当	該当	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の80以上	該当	
サービス提供体制強化加算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の割合が100分の35以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60 以上	該当	
サービス提供体制強化加 算 (Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	
), (1)	サービス提供体制強化加算(I)及び(皿)を算定していない	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の5 0以上	該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分 の75以上	該当	
サービス提供体制強化加算(皿)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (I) を算定していない	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(病院)(4/8)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
^ =# ## □ hp >= ¬L ★ L= ##	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算 (I)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
介護職員処遇改善加算	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
(II)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロあり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
介護職員処遇改善加算	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ローなし	
(皿)	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	†
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	ローあり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	口あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	□あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
加算(Ⅰ)	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出		
	(二) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算(I) を届け出		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(病院)(7/8)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない 2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

(自己点検シート) 109 短期入所療養介護費(病院)(8/8)

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項		点検結果			
療養病床を有する	療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費					
定員超過減算			該当			
コールトケマボ管	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置		未配置			
ユニットケア減算 	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置			
診療所設備基準減算	療養病床・精神病床の隣接廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m) 以上		満たさない			
	その他の廊下幅1.2m(両側に居室の場合1.6m)以上		満たさない			
診療所設備基準減算	食堂を有しない場合		該当			
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始		該当			
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中 の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期 入所療養介護の利用を開始していない。		該当			
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始		該当			
	利用開始日から7日を限度に算定		該当	[]		
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録		該当	[]		
	介護サービス計画書による記録		該当			

点検項目	点検事項	点検結果	
	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅 サービス計画されていない	□該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を 認めている	□該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	□ あり	
ED /2 /	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	ロ あり	
緊急短期入所受入加算 	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	□ あり	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病 等やむを得ない事情がある場合は、14日)	□該当	
	受入窓口の明確化	ローあり	
	空床情報の公表	ロ あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	□該当	
+ - 4 =	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	口 該当	
若年性認知症利用者受入 加算	利用者に応じた適切なサービス提供	口 実施	
NH JT	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	口 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	ロ あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	口 該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	口 該当	
	定員、人員基準に適合	口 該当	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	□該当	
	療養食の献立の作成	□ 該当	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	□該当	
認知症専門ケア加算I	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導に係る会議を定期的に実施	□該当	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	□該当	
到你, 左右 阳 仁 刁 加 笠 亚	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□該当	
認知症専門ケア加算 Ⅱ 	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導に係る会議を定期的に実施	□該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、 事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	□該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、当 該計画に従い研修を実施(実施予定も含む)	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	ロあり	
	(一) 次の(1) 又は(2) に該当	口 該当	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の 80以上	口 該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の 割合が100分の35以上	口 該当	
	定員、人員基準に適合	□ 該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	口 該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以 上	□該当	
	定員、人員基準に適合	口 該当	
算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅲ) を算定していない	□該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	口 該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50 以上	□該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の 75以上	□該当	
算(皿)	(3) 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年 数7年以上の職員の割合が100分の30以上	口 該当	
	定員、人員基準に適合	口 該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していない	□ 該当	

点検項目	点検事項		
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	: : :	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に 周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口しめり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
A -### C to NO -1 -46 1 - 66	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
\	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	□ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る 賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込 額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
7 (- 7	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	口:該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	口 該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出		
	(二)指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出		
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算 定	□該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る 賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要 する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込 額を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善		
介護職員等特定処遇改善	に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない 2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□該当	
	4 処遇改善の実施の報告	□該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (皿) までのいずれかを算 定	□該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	□該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	□該当	

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項		点検結果	
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費				
定員超過減算			該当	
人員基準減算			該当	
 ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置	
	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居 宅サービス計画されていない		該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用 を認めている		該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録		あり	
緊急短期入所受入加算	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存		あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携		あり	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病 等やむを得ない事情がある場合は、14日)		該当	
	受入窓口の明確化		あり	
	空床情報の公表		あり	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態		あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施		該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施		該当	
	定員、人員基準に適合		該当	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、 痛風食及び特別な場合の検査食の提供		該当	
	療養食の献立の作成		該当	療養食献立表
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施		あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(一) 次の(1) 又は(2)に該当	□該当	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	□該当	
サービス提供体制強化加 算 (I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の割合が100分の35以上	□該当	
	定員、人員基準に適合	□該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	□該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60 以上	□該当	
サービス提供体制強化加 算 (Ⅱ)	定員、人員基準に適合	□該当	
	サービス提供体制強化加算 (I)及び (Ⅲ)を算定していない	口 該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	口 該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の5 0以上	□該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分 の75以上	□該当	
サービス提供体制強化加 算 (皿)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	□該当	
	定員、人員基準に適合	□該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していない	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算 (I)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<u> </u>	
(-)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(II)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	 - -	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロ あり	実績報告書
介護職員処遇改善加算	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	
(皿)	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職		
介護職員等特定処遇改善	員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
加算(Ⅰ)	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	口 該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	口 該当	
	(一)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) を届出		
	(二)指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事 業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特 定処遇改善加算(I)を届け出		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	□該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用		
	の見込額を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職		
介護職員等特定処遇改善	員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除 く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回		
加算(Ⅱ)	らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□該当	
	4 処遇改善の実施の報告	□該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定	□該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	口 該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	□該当	

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項		点検結果			
介護医療院におけ	介護医療院における短期入所療養介護費					
	療養病棟における夜勤を行う看護・介護職員の数が利用者の数 及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増す毎に1以上 (ただし2人以上)		満たさない			
	夜勤を行う看護職員の数が1以上		満たさない			
	ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職 員1以上		満たさない			
定員超過減算			該当			
人員基準減算			該当			
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置			
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置			
療養環境減算I	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)未満		該当			
	療養室の床面積の合計を入所定員で除した数が8未満		該当			
	夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上		該当			
	夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計 数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以 上		該当			
	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上		該当			
	夜勤を行う看護職員1以上		該当			
	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上		該当			

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	該当	
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所 中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、 短期入所療養介護の利用を開始していない。	該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	 該当	
	利用開始日から7日を限度に算定	該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	該当	
	介護サービス計画書による記録	該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居 宅サービス計画されていない	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用 を認めている	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	あり	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾 病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	該当	
	受入窓口の明確化	あり	
	空床情報の公表	あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、 痛風食及び特別な場合の検査食の提供	該当	
	療養食の献立の作成	該当	療養食献立表
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要	該当	
	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施	該当	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	該当	
認知症専門ケア加算I	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が5割以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当 該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を 加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実 施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に実施	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が5割以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置 し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、 当該計画に従い研修を実施(実施予定も含む)	該当	
重度認知症疾患療養体制 加算(I)	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が4又はその端数を 増す毎に1以上	該当	
	入所者等がすべて認知症の者	該当	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状 等から介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	該当	
	精神保健福祉士又はこれに準じる者及び理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士がそれぞれ1名以上配置	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入 院させる体制が確保	該当	
	前3ヶ月で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週 4回以上行う体制の確保	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
重度認知症疾患療養体制 加算 (Ⅱ)	入所者等がすべて認知症の者	該当	
	60m ² 以上の専用の機械及び器具を備えた生活機能訓練室	あり	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状 等から介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	該当	
	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が4又はその端数を 増す毎に1以上	該当	
	精神保健福祉士又はこれに準じる者及び作業療法士がそれぞれ 1名以上配置	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入 院させる体制が確保	該当	
	前3ヶ月で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週 4回以上行う体制の確保	該当	
特別診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	
サービス提供体制強化加 算(I)	(一) 次の(1) 又は(2) に該当	該当	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の80以上	該当	
	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の割合が100分の35以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加 算(II)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60 以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I)及び (II)を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	該当	
界(皿)	(1)看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100 分の50以上	該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分 の75以上	該当	
	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(I)及び(II)を算定していない	該当	
介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(11)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	口該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以 上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
加算(Ⅰ)	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	口 該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	口 該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出		
	(二)指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	口該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	ロあり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	口 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用 の見込額を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改		
介護職員等特定処遇改善	善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	口該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	口該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	口該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	口該当	

110 特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
人員基準減算		該当	
	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月ごと に開催していない。	 該当	
身体拘束廃止未実施減算 	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施していない。	 該当 該当	
	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を 必要とする者の占める割合が利用者の100分15以上	該当	
	介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が6又はその端数を増す ごとに1以上	配置	
	介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が7又はその端数を増す ごとに1以上の場合次の(一)、(二)及び(三)のいずれにも 適合すること	該当	
	(一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する 機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること	該当	
入居継続支援加算(I)	(二)介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援 専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の 身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っ ていること	該当	
	(三)介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、①入居者の安全及びケアの質の確保、② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、③介護機器の定期的な点検、④介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	該当	
	定員、人員基準に適合 サービス提供体制強化加算を算定していない 入居継続支援加算(Ⅱ)を算定していない	該当 該当 該当	
	八白 作 八又] 友 昇(Ⅱ)で昇化しているい		

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(1/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を 必要とする者の占める割合が利用者の100分5以上	該当	
	介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が6又はその端数を増す ごとに1以上	配置	
	介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が7又はその端数を増す ごとに1以上の場合次の(一)、(二)及び(三)のいずれにも 適合すること	該当	
	(一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること	該当	
入居継続支援加算(Ⅱ)	(二)介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援 専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の 身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っ ていること	該当	
	(三)介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、①入居者の安全及びケアの質の確保、② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、③介護機器の定期的な点検、④介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算を算定していない	該当	
	入居継続支援加算(I)を算定していない	該当	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(2/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	(1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下当該加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	実施	個別機能訓練計画
生活機能向上連携加算 (I)	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	実施	
(- /	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	実施	
	個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能。(利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、当該月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。)	該当	
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	実施	個別機能訓練計画
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	実施	
	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	実施	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(3/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人 以上配置	該当	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上機能 訓練指導員を配置	該当	
個別機能訓練加算(I)	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種 の者が共同による利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	該当	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	実施	
	3月ごとに1回以上利用者に対する計画の内容説明、記録	実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	実施時間、訓練内容、 担当者等の記録
	個別機能訓練加算(I)を算定	該当	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓 練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な 実施のために必要な情報を活用した場合	該当	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(4/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	評価対象者(当該施設の利用期間(評価対象利用期間)が6月を 超える者)の総数が10人以上	該当	
ADL維持等加算(I)	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の 翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基 づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労 働省(LIFE)に測定を提出	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上	該当	
	評価対象者(当該施設の利用期間(評価対象利用期間)が6月を 超える者)の総数が10人以上	該当	
ADL維持等加算(Ⅱ)	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省(LIFE)に測定を提出	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が2以上	該当	
夜間看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	配置	
	24時間連絡できる体制の確保等	あり	夜間連絡・対応体制の指針、 マニュアル等
	重度化した場合における対応の指針	あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意	あり	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(5/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用 者毎に健康状況を随時記録	あり	
	利用者の同意	あり	
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	あり	
医療機関連携加算	協力医療機関等と提供する情報内容を定めている	あり	
	協力医療機関又は利用者の主治の医師に月1回以上情報提供	あり	
	情報提供日前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び 介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月1回以 上、介護職員に(口腔ケアにかかる)助言、指導を行う。	該当	
│ │□腔衛生管理体制加算	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成	該当	
口肛用工旨生体则加异	助言、指導を行うに当たり、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導 の実施時間以外の時間帯で実施	該当	
	口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための課題 目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されている	該当	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(6/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態につい て確認し情報を担当介護支援専門員に提供	該当	
 口腔・栄養スクーリング 加算	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認 し情報を担当介護支援専門員に提供	該当	
ли д	定員、人員基準に適合	該当	
	利用者について、当該事業所以外で口腔・栄養スクーリング加算 を算定していない	該当	
	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出	実施	
科学的介護推進体制加算	必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入 所生活介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指 定特定施設入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情 報を活用している	実施	
	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した日 から起算して30日以内	該当	
退院・退所時連携加算	医療提供施設の職員と面談、利用者に関する必要な情報の提供を 受ける。	該当	
	特定施設サービス計画の作成	該当	特定施設サービス計画
	過去3月間に当該特定施設に入居したことがない	該当	
	30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居	該当	この場合であっても算定可

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(7/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	該当	
	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等 に対し、内容を説明し同意を得ている。	該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者 (「医師等」という) が協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている	該当	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている	該当	
	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は家族 の説明、同意を得ている	該当	
看取り介護加算(I)	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得てい る	該当	退居等の翌月になくなった場合
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は介護記録に日 時、内容及び同意を得た旨を記載している	該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及び本人家 族の状況が記載されている。	該当	
	死亡日45日前から死亡日	該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	該当	
	夜間看護体制加算を算定している	該当	
	加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数 が1以上	該当	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(8/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	該当	
	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等 に対し、内容を説明し同意を得ている	該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者 (「医師等」という) が協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている	該当	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている	該当	
	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は家族 の説明、同意を得ている	該当	
看取り介護加算(Ⅱ)	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得ている	該当	退居等の翌月になくなった場合
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供につ いて本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は介護記録に日 時、内容及び同意を得た旨を記載している	該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して来て もらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及び本人家 族の状況が記載されている	該当	
	死亡日45日前から死亡日	該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	該当	
	看取り介護加算(I)を算定していない	該当	
	夜間看護体制加算を算定している	該当	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(9/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当)の占める割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算(I)	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導の会議を定期的に実施	該当	
	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度皿、IV又はMに該当)の占める割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
加入中沙正子(1)//加井(五/	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指 導の会議を定期的に実施	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、 事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及 び研修の実施(実施予定も含む)	該当	
	次の(1)又は(2)に該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の70	該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	(2)介護職員の総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の占める割合が100分の25以上	該当	
	指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60	該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(I)、(皿)を算定していない	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50 以上	該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の 75以上	該当	
算(皿)	(3)直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の占める割合 が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I)、(II) を算定していない	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	 あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(11/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(Ⅱ)	7 次の(一)、(二)いずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
「Ⅲ)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(12/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る 賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	
	(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	
 介護職員等特定処遇改善 加算(I)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の見込額が年額440 万円を上回らない	該当	
/ 	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	 該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかを届出	該当	
	(一)特定施設入居者生活介護費の注 5 の入居継続支援加算 (Ⅰ)若しくは(Ⅱ)		
	(二)特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化 加算 (Ⅰ) 若しくは (Ⅱ)		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算 定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(13/14)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る 賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	
	(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	該当	
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の見込額が年額440 万円を上回らない	該当	
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算 定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 110 特定施設入居者生活介護費(14/14)

111 福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	口 該当	
付	開始日の属する月	口 該当	
	厚生労働大臣の定める地域	口 該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	1月あたりの実利用者が15人以下	□該当	
	開始日の属する月	□ 該当	
中山間地域等に居住する	厚生労働大臣の定める地域	口 該当	
者へのサービス提供加算	開始日の属する月	□該当	

(自己点検シート) 111 福祉用具貸与費(1/1)

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果	
居宅介護支援費(I)	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	口該当	
居宅介護支援費(Ⅱ)	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	□該当	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(1/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
運営基準減算	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、次の①、②及び③に適合	:	
	①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること が出来ることについて、利用者又はその家族に対して、文書を交付して 説明を行う	未実施	
	②居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由 の説明を求めることができることについて、利用者又はその家族に対し て、文書を交付して説明を行う	未実施	
	③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下③において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について利用者又はその家族に対して、文書を交付して説明を行う	未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の居宅を 訪問し、利用者及び家族への面接の実施	未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、サービス担当者 会議の開催等	未開催	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	未交付	
	居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等の開催	未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合のサービ ス担当者会議等の開催	未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた 場合のサービス担当者会議等の開催	未開催	
	モニタリングの実施に当たって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者 に面接の実施 (特段の事情がない限り)	未実施	
	モニタリングの結果の記録	1ヶ月以上未実施	
i	運営基準減算が2月以上継続していない	該当	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(2/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域居宅介護支援加 算	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
特定事業所集中減算	①~⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存 ①判定期間における居宅サービス計画の総数 ②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 ④算定方法で計算した割合 ⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者に	作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存 作成及び保存	
初回加算	よって提供されたものの占める割合 新規に居宅サービス計画を作成 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	該当 該当	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(3/9)

点検項目	点検事項		点検結果	
入院時情報連携加算(I)	入院してから3日以内の情報提供		あり	
	同月に入院時情報連携加算(I)(Ⅱ)の算定		なし	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)		算定されていない	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院してから4日以上7日以内の情報提供		あり	
	同月に入院時情報連携加算(I)(Ⅱ)の算定		なし	
	入院時情報連携加算(I)		算定されていない	
退院・退所加算(I)イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った		該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、 (Ⅱ) イ・ロ、 (Ⅲ) の算定		算定されていない	
	初回加算		算定されていない	
退院・退所加算(I)ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又 は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレ ンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービ ス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った		該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、 (Ⅱ) イ・ロ、 (Ⅲ) の算定		算定されていない	
	初回加算		算定されていない	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又 は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレ ンス以外の方法により2回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成 し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った		該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、 (Ⅱ) イ・ロ、 (Ⅲ) の算定		算定されていない	
	初回加算		算定されていない	
退院・退所加算(Ⅱ)口	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又 は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けて おり、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス 計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整 を行った	П	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、 (I) イ・ロ、 (II) の算定		算定されていない	
	初回加算		算定されていない	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(4/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
退院・退所加算(皿)	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算 (I) イ・ロ、 (Ⅱ) イ・ロ、 (Ⅲ) の算定	算定されていない	
	初回加算	算定されていない	
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専 門員が同席	あり	
	医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受ける	あり	
	居宅サービス計画に記録	あり	
	同月に通院時情報連携の算定	算定されていない	
緊急時等居宅カンファレ ンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等 と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該 利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調 整	実施	
	月の算定回数	2回以下	
	カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	あり	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(5/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケアマネジメ ント加算	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、 24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅 介護支援を行うことができる体制	あり	
	利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日 1 4 日以内に居宅 を訪問	2日以上	
	ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録	あり	
	上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス 事業者への提供	あり	
	他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	なし	
特定事業所加算(I)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 3名以上	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催	開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	確保	
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合	4割以上	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計画の作成及び実施)	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合において も、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス の包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に応じて)	作成	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項		点検結果	
特定事業所加算(Ⅱ)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上		配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 3名以上		配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達 等を目的とした会議を定期的に開催		開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制		確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計画の作 成及び実施)	L	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合において も、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供		提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等		参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算		未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数		40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保		確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等		実施	+
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス の包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に応じて)		作成	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(7/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(Ⅲ)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	□配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 2名以 上	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達 等を目的とした会議を定期的に開催	□開催	
	2 4 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応 する体制	□確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計画の作 成及び実施)	□実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合において も、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	□提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	□参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	□ 未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 □ (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	□確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	□実施	·
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス の包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に応じて)	口 作成	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(8/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(A)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く) 1名以 ト	 配置	
	専従の介護支援専門員が常勤換算方法で1名以上 (他の居宅介護支援事業所との兼務可。ただし、連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は当該事業所に限る)	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達 等を目的とした会議を定期的に開催	開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修(研修計画の作成及び実施) ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合において も、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	40名未満 ※居宅介護支援費 (Ⅱ)を算定して いる場合は45名未 満	
	法定研修等に協力又は協力体制の確保 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等 ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	実施	
	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス の包括的に提供される居宅サービス計画の作成(必要に応じて)	作成	
特定事業所医療介護連携 加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算の算 定に係る病院等との連携の回数の合計	35回以上	
	前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケアマネ ジメント加算の算定数	5回以上	
	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定	あり	

(自己点検シート) 201 居宅介護支援費(9/9)

301 介護老人福祉施設サービス

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者数25人以下	□ 看護・介護 1 人未満	
	利用者数26人以上60人以下	□ ″ 2人未満	
	利用者数61人以上80人以下	□ ″3人未満	
	利用者数81人以上100人以下	□ ″ 4人未満	
夜勤減算	利用者数101人以上	ッ 4 + 100 を超えて25又は □ 端数を増すごと に1を加えた数 未満	
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	□ 満たさない	
	日中ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	口 未配置	
ユニットケア減算 	ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置	□未配置	
	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	□ 未整備	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に 1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針 を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な 研修を実施していない	□ 未整備	
安全管理体制未実施減算	事故発生の防止のための指針の整備をしていない、体制整備を していない、事故発生防止のための委員会及び定期的な研修を 実施していない、担当者を置いていない	□ 未整備	

点検項目	点検事項	点検結果
	介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費の 算定	該当
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入 所者総数のうち要介護4・5の者が7割以上 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入 所者総数のうち介護を必要とする認知症入所者(日常生活自立 度Ⅲ以上)が6割5分以上 ・たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	□該当
日常生活継続支援加算(I)	介護福祉士の数 常勤換算で6:1以上 ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である質の負担の軽減に資ることに1以上である質しまでは職員の負担の軽減に資るる機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用しているとと、方護機器の使用に当たり、介護職員、介護者という。強機器の使用に当たが共日常を関して、不可して、不可して、不可して、不可して、不可して、不可して、不可して、不可	□

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(2/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	ユニット型介護福祉施設サービス費、又は経過的ユニット型小 規模介護福祉施設サービス費の算定	該当	
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入 所者総数のうち要介護4・5の者が7割以上 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入 所者総数のうち介護を必要とする認知症入所者(日常生活自立 度Ⅲ以上)が6割5分以上 ・たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	該当	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	介護福祉士の数 常勤換算で6:1以上。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であることと。 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資ることを機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。 介護機器の使用に当たり、介護職員、介護者よいがら、分所者の他の職種の者が共同中では、不可以にできる。)の大所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見しを一次に職員の行護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保が、で、選問を対したのは、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 に 入所者の安全及びケアの質の確保 で、、	配置	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算を算定していない	該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(3/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員30人以上50人以下(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下)	□該当	
看護体制加算(I)イ 	常勤看護師 1 名以上	□配置	
	定員、人員基準に適合	□該当	
看護体制加算(I)口	定員51人以上(平成30年3月31日までに指定を受けた施設に あっては、30人又は51人以上)	□該当	
	常勤看護師 1 名以上	口:配置	
	定員、人員基準に適合	□該当	
	定員31人以上50人以下(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下)	口配置	
看護体制加算(Ⅱ)イ	看護職員の数が常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに 1以上かつ人員基準配置数+1以上	□配置	
	看護職員との連携による24時間連絡できる体制 定員、人員基準に適合	□ あり □ 該当	
	定員51人以上(平成30年3月31日までに指定を受けた施設に あっては、30人又は51人以上)	□該当	
看護体制加算(Ⅱ)口	看護職員の数が常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに 1以上かつ人員基準配置数+1以上	□該当	
	看護職員との連携による24時間連絡できる体制	ロ あり	
	定員、人員基準に適合	□該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(4/28)

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(5/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算 (I)口	ユニット型以外を算定 定員51人以上(平成30年3月31日までに指定を受けた施設に あっては、30人又は51人以上) 夜勤を行う強護員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上 回っている場合に算定する ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合にないる場合には、型り 外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fに基づきでは、最いで変動時員基準第一号ロ(1)(一)fに基づきでは、最低基準を0.8以上上回っている場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に第定する) ①夜勤時間帯を通じて、いる場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合にの場合にあっては、最低基準を0.8以上上回でいる場合に第定する) ①夜勤時間帯を通じて、で動動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上を通じて、で動し、職員の計構促進が図のが、情報の信機器を使用し、職員の計算を活用する際の安全体制及びケアの質の確保でいる場合に対するに表現である。 ②見守り機器等を全かつ有効に活用を個別に必要とする入所者の安全をがケアの質の確保を対し、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) を動を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者の安全をがケアの質の確保を減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	算定該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(6/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
定た夜回た10めるな低①し②員い③び見し員的(1所者(2)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	ユニット型を算定 定員30人以上50人以下(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下) 変勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上 回っている場合に算定する ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 00分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも算定する。 場合は基準を0.9以上上回っている場合に算定には、最低基準を0.9以上上回っている場合にはな場合に対したのよいに掲げる要件のいずれにもに算定する。 は基準を0.6以上上回っている場合に算定をは、表している。 は基準を0.6以上上回っている場合に算定する所者の数以上設置している。 ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている。 ②で動時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている。 ②で動き間帯を通じて、下ででは、大口では、大口では、大口では、大口では、大口では、大口では、大口では、大	□ 譲当 該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(7/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) 口	ユニット型を算定 定員51人以上(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上 回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合にない。最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 (低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 (1)入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している。 ②複が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている。 ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に活用するための質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に活用するため設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共頃の実施を対し、別等の方護職員、不可護職員、不可護職員、の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の	□ 譲当 該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(8/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	ユニット型以外を算定 定員30人以上50人以下(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下)	□ 該当	
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	を勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合に集準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニットで変勤職員基準第一号ロ(1)(一)fに基づき夜勤を行う強職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する)①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している。②夜勤時間帯を通じて、変勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進がいる②見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保立びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ意識員でり機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保立て、有護職員その他の職種の者と共同して、党事を行い、及び当該事項の実施を定当該のに確認すること。(1)を勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及びっての質の確保(2)を勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(3)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	│	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(9/28)

点検項目	点検事項		点検結果	
	ユニット型以外を算定		該当	
	定員51人以上(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上)		該当	
	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上 回っている場合に算定する。			
	ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するた			
	めの委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合してい		1	
	る場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最			
	低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニット型以 外で夜勤職員基準第一号口(1)(一)fに基づき夜勤を行う			
	介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する)			
	①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置 している			
	②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られて		該当	
 夜勤職員配置加算(Ⅲ)	いる ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並		改 国	
П	びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、			
	見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置 し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委			
	員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期 的に確認すること。			
	(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入 所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所			
	者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮			
	(3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修		 	
		ļ	; 	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護		!	
	福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登 録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従		該当	
	事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。			
			! !	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(10/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	ユニット型を算定	口 該当	
夜勤職員配置加算(Ⅳ) イ	定員30人以上50人以下(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、31人以上50人以下) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 (1)入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している場合に第定する。 (2)交勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職している。(3)見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保いる。(3)見守り機器等を安全がつ有効に活用するための委員とを設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同の実施を定当該事項の実施を行い、及び当該事項の実施を定当に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	□該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(11/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
点検項目 夜勤職員配置加算(Ⅳ) 口	ユニット型を算定 定員51人以上(平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、30人又は51人以上) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している。3見守り機器等を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている。3見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かごに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かの表員会を設置し、分談職員、看護職員その他の職種の者と共同の実施を定いて必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。(1)を勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及びケアの質の確保	□ 該当 □ 該当	
	し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所	□該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(12/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	12人を標準とする準ユニットでケアを実施	□ あり	
	個室的なしつらえ、準ユニットごとに共同生活室の設置	口あり	
準ユニットケア加算	日中、準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置 夜間、深夜に2準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の	口配置	
	配置	□配置	
	準ユニットごとに常勤のユニットリーダー配置	口 配置	
	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテー		
	ション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供 施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に	│	
	基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評		
	価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の	 	
生活機能向上連携加算	一向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等	│ □ :実施	
(I)	が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	□ ;夫肔 ;	
	こと 個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価す	<u> </u>	
	る。	実施	
	利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を	: □ :実施	
	一回の進捗状況等を説明し、必要に応して訓練内谷の見直し等を 行っていること	□ 夫爬 - :	
	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテー		
	ション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供 施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、施設		
	を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身	□作成	
	体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること		
		<u> </u>	
生活機能向上連携加算	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の 向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等		
(II)	が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	口 実施	
	個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、	[
	利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を	; □ :実施	
	行っていること		
		1	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(13/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1	□ あり □ 配置	
個別機能訓練加算(I)	人以上配置 入所者数が100人超の場合、常勤換算方法で、利用者の数を100		
	で除した数以上配置 多職種共同による個別機能訓練計画の作成 個別機能訓練加算(I)を算定		個別機能訓練計画書
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能 訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有	<u>□ :</u> ; □ :該当	
	効かつ実施のために必要な情報を活用 評価対象者の総数が10人以上である		
ADL維持等加算 (I)	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該	□該当	
	測定を提出していること 評価対象者のADL利得の平均値が1以上 評価対象者の総数が10人以上である	: □ :該当 □ :該当	
ADL維持等加算 (II)	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること		
	評価対象者のADL利得の平均値が2以上	□ 該当	
 若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	□ 該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	□実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	□該当	
	専ら職務に従事する常勤の医師1名以上配置	□配置	
常勤医師配置加算	入所者数が100人超の場合、入所者の数を100で除した数以上配置	□配置	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(14/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	認知症入所者が全入所者の1/3以上	満たす	
精神科医師配置加算	精神科担当医師が月2回以上定期的に療養指導を実施	実施	
	常勤医師加算の算定	算定していない	
障害者生活支援体制加算 (I)	視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者である入所者の数が15以上又は入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の30以上	満たす	
(1)	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員 1 名以 上配置	配置	
障害者生活支援体制加算	入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分 の50以上	満たす	
(II)	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員2名以 上配置	配置	
入院・外泊時費用	入院又は外泊をした場合 短期入所生活介護のベッドの活用の有無	1月に6日以下 なし	
外泊時在宅サービス利用 の費用	居宅における外泊を認め、居宅サービスを提供する場合	1月に6日以下	
の資用	短期入所生活介護のベッドの活用の有無	なし	
初期加算	入所した日から起算して30日以内 	該当	
	算定期間中の外泊の有無	なし	
	過去3月間の当該施設への入所(自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、 Mの場合は1月間)	なし	
	30日以上の入院後の再入所	あり	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(15/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院 し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となっ た場合	□:該当	
再入所時栄養連携加算	当該者が退院後に直ちに再度当該施設に入所した場合 施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し 当該者に関する栄養ケア計画を策定	口 該当	
	定員、人員基準に適合	□∶該当	
	入所期間が1月以上(見込みを含む) 公議主境東明島	□ 満たす	
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は 医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家 族に対し相談援助を実施(2回を限度)	□満たす	
	退所の理由が病院、診療所及び他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	□満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	□ 満たす	相談記録
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医 師のいずれかが居宅を訪問	□ 満たす	
	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 相談援助の実施日、内容の記録の整備	│ □ :満たす │ □ :満たす	相談記録
	<u> </u>	□ 渦/c 9	1日 6尺 6七 型水
	スパスリス・カステ 退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相 談援助を実施	□ 満たす	
退所時相談援助加算	退所日から2週間以内に市町村、老人介護支援センターに対 し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供	□ 満たす	
	退所の理由が病院、診療所及び他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	□ 満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	□ '満たす	相談記録

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(16/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所期間が1月以上	口満たす	
	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得 て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービ	│ │ □ 描たす	
退所前連携加算	ス等の利用に関する調整を実施	山 /両/こり	
	退所の理由が病院、診療所及び他の介護保険施設への入院・入	□ 満たす	
	所、死亡ではない 連携を行った日、内容に関する記録の整備	1	 相談記録
	建機を11つにロ、内谷に関する記録の登順 常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上の管理栄	満たす	竹田 武田 武田 武田 武田 武田 武田 武田
	養士を配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄	;	
	養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置		
	定員、人員基準に適合	□:あり	
栄養マネジメント強化加	医師、管理栄養士等多職種協働で栄養ケア計画の作成	□ あり	栄養ケア計画(参考様式)
算	当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行		
	い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえ		
	た食事の調整等を実施	ļ	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的	l _ :	
	な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の実施に対応された。		
	理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用 定員、人員基準に適合	ローあり	
	佐具、八具奔生に廻口 経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受	T	
	による民事が取るための不良自生が必要と区間の指示と文化でいる。	□ 受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	□ あり	
47 ED 46 4E 4E 4E	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	□ あり	経口移行計画(参考様式)
経口移行加算	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る。	│□:あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	│□:実施	
	計画作成日から起算して180日以内	□ 180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	口 あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	おおむね2週間毎に実施	
	定員、人員基準に適合	口 あり	
 経口維持加算 (I)	入所者の摂食: 嚥下機能が医師の診断により適切に評価 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている。	□ 受けている □ されている	
	最晩寺が光生した場合の管理体制が発通されている。 食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	ロ :あり	
47 - 4E14 NB 31 (1)	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成	ロ あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る。	□ :あり	054つ:TE19月(日:)シ.は1かみ/
	経口移行加算を算定していない。	□ 算定していない	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(17/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
	経口維持加算Iを算定している	算定している	
経口維持加算(Ⅱ)	食事の観察及び会議等に、医師(指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している	参加している	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作 成されている	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月 2回以上行う	月2回以上	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対 し、具体的な技術的助言及び指導を行っている。	行っている	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に 対応している	対応している	
口腔衛生管理加算(I)	入所者又は家族等への説明、同意	あり	
口脏用工目生加异(1)	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	該当	実施記録
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている	行っている	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(18/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作 成されている	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月 2回以上行う	月2回以上	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている。	行っている	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に 対応している。	対応している	
	入所者又は家族等への説明、同意	あり	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	該当	実施記録
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等 に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態に より医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科 医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への 情報提供を行っている	行っている	
	入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出	該当	
	口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の 管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(19/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
WIN Y H	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	口・あり	
	長年不衰工ス 3不衰工 5ある 3世に民の 1年の未帰 入所者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	□ :あり □ :あり	·
	大のものれがにもフ煙が多水及業のの下海の及事に内で大幅 定員、人員基準に適合		
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき	- 	
療養食加算	提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病	_ i	
	食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛	□ あり	
	風食及び特別な場合の検査食の提供		
	療養食の献立の作成の有無	ローあり	療養食献立表
	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有		
	の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼	具体的な取り決	
	するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的	口めがなされてい	
	な取り決めがなされている	る	
配置医師緊急時対応加算	複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力	:	
	医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応でき	□:配置	
	る体制を確保している	<u> </u>	
	看護体制加算(Ⅱ)を算定している	□ 算定している	
	早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった	□ :記録している	
	理由を記録している		
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	口 あり	
	医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員そ		
	の他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した	_ ;	
	入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応	□ あり	
	じた適当な者から説明を受け、入所者又はその家族等が同意し		
	ている	<u>-</u>	
	看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等		
	に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関	ロ あり	
	する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意し		
	た上で介護を受けている。		
	常勤の看護師を1名以上配置し、看護職員又は病院等の看護職 最上の連携により2.4 時間連絡できる仕制を確保	□ あり	
	員との連携により2.4時間連絡できる体制を確保 看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又はその家族等	;	
	有取りに関する指針を定め、人間の際に人間有又はその家族等 に内容を説明し同意を得ている	ロ あり	
	医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支		
	医師、王冶伯談員、有護職員、月護職員、自連未養工、月護又援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における		
	看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直し	ローあり	
	を行うこと を行うこと		
	看取りに関する職員研修の実施	 □ ¦あり	
	看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮	ロ あり ロ 該当	
	(1) 死亡日以前31日以上45日以内	口 1日72単位	
	(2)死亡日以前4日以上30日以内	□ 1 日144単位	
	(3)死亡日の前日及び前々日	□ 1日680単位	
	(4) 死亡日	□:1日1,280単位	<u> </u>
	1	, = , =	i

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(20/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
看取り介護加算(Ⅱ)	上記に加え、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当	□該当	
	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月超に限る)の割合が2割超	□該当	
在宅復帰支援機能加算	退所日から30日以内に居宅を訪問すること又は在宅生活が1月 以上継続することの確認、記録の実施 入所者の家族との連絡調整の実施	ロ あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	ロあり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無 あらかじめ在宅期間、入所期間を定め、文書による合意を得て	口あり	
	のらかしの仕七朔间、八川朔间を足め、大音による自息を持て	ローあり	同意書
	介護に関する目標、方針等について利用者等への説明及び合意 の有無	□ あり	
在宅・入所相互利用加算	施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等 との支援チームの結成	ロあり	
	おおむね月に1回のカンファレンスの実施及び記録の有無	ロあり	次期在宅期間、入所期間の介 護の目標及び方針をまとめた 記録
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が2分の1以上	□該当	
認知症専門ケア加算 (I)	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□該当	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランク軍以上の者である)の割合が2分の1以上	□該当	
認知症専門ケア加算 (II)	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□該当	
	アームとしての母门的な認知症アノの未施 留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施		
	専門的な研修修了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業 所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	口該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成 及び研修の実施又は実施を予定	口該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(21/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者又は家族の同意	ローあり	
	退所に向けた施設サービス計画の策定 判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の	ローあり	
	刊断した医師名、日刊及び利用開始に当たつ(の笛息事項等の 記録	ロ あり	
認知症行動・心理症状緊	入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない場合	:該当	
急対応加算	及び過去1月の間に当該加算を算定したことがない		
	病院又は診療所に入院中の者等が直接当該施設へ入所していない等	口 該当	
	個室等、認知症の行動・心理症状の憎悪した者の療養にふさわ	; ;=± \v	
	しい設備を整備している	口 該当	
	判断した医師による診療録等への症状、判断の内容等の記録 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入	□該当	
	所時に評価し、その後少なくとも3月に1回、評価するととも		
	に、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の	□:該当	
	実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実		
	施のために必要な情報を活用している 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごと	<u>i</u> -	
	に、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員そ	; ;=+\/	
 褥瘡マネジメント加算	の他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を	□ 該当	
(I)	作成している 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するととも	 	
	人が有ことの機種グア計画に使い機種管理を実施することも に、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録して	□該当	
	いる	_ ;	
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア	□該当	
	計画を見直している 褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マ		
	ネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同	□該当	
	意を得ている		
	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入 所時に評価し、その後少なくとも3月に1回、評価するととも	į	
	に、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の	□該当	
	実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実		
	施のために必要な情報を活用している	ļ <u>;</u>	
	評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごと に、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員そ	_ :	
	の他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を	□該当	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	作成している。	<u> </u>	
	入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するととも に、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録して	│	
	いる		
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア	□該当	
	計画を見直している 13 記者でより振奏の発生も関連のまるリスクについて、	_ ;	
	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入 所時に評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生す		
	るリスクがあるとされた入所者又は利用者について褥瘡の発生	□該当	
	がない		

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(22/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した 看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくと も六月に一回評価する	口該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に 当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施の ために必要な情報を活用していること。	□該当	
排せつ支援加算(I)	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該 入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた 支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施 している	口該当	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している こと	□該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入 所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等に ついて説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認してい る	□:該当	
	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した 看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくと も六月に一回評価する	□該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に 当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施の ために必要な情報を活用していること	□該当	
排せつ支援加算(Ⅱ)	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該 入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた 支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施 している	□該当	
別でラスルが一人工	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している こと	口 該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	□該当	
	以下のいずれかに該当すること (一) 施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくと も一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	口該当	
	(二)施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者で あって、おむつを使用しなくなった	口該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(23/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した 看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくと も六月に一回評価する。	□該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に 当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施の ために必要な情報を活用していること。	□該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該 入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた 支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施 している	□該当	
掛セラ文版加昇(皿/	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している こと	□該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入 所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等に ついて説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認してい る	□該当	
	施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方 が改善するとともにいずれにも悪化がない	□該当	
	施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	□該当	
	医師が医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的 評価の見直しを実施	口あり	
自立支援促進加算	データ提出 自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに多職種が共	□ :あり □ :あり	
	同して支援計画を策定 少なくとも3月に1回支援計画を見直す 医師が支援計画の策定等に参加	│	
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している	□該当	
	必要に応じて施設サービス計画を見直し、サービスの提供に当 たって必要な情報を活用	□該当	
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入 所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出	□該当	
	必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、上述の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	□該当	
	施設基準第35条第1項に規定する基準に適合	□ 適合	
X = 7,3 X(11,4,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	担当者が安全対策に係る外部の研修を受けている 安全管理部門を設置、安全対策を実施する体制が整備	□ 受けている □ 該当	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(24/28)

点検項目	点検事項	点検結果
	次のいずれにも適合すること	□⋮該当
	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以 上	□ 該当
サービス提供体制強化加	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合 が100分の35以上	該当
算(I)	提供する指定介護福祉施設サービス質の向上に資する取組を実 施	□該当
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□ 該当していない
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない 日常生活継続支援加算を算定してしていない	│□ :該当 │□ :該当
	次のいずれにも適合すること	
	人のいりがにも過日すること	
	看護、介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の60 以上	□:該当
サービス提供体制強化加	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□ 該当していない
算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (皿) を算定していない	□ 該当
	日常生活継続支援加算を算定してしていない	□ 該当
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□ 該当
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□ 該当していない
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない	↓□ 該当
サービス提供体制強化加 算(皿)	日常生活継続支援加算を算定してしていない	↓□ 該当
	次のいずれかに適合すること 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以	│ <u></u> │□ :該当
	上であること 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の 75以上であること。	□ 該当
	入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の 者の占める割合が100分の30以上であること	□ 該当

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(25/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	□:あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ :あり □ :あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	-
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	-
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
「	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	□ あり	
	全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は		
	一、一、質質の内工の文張に関する計画の東定、前層の実施人は一一研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の		
	基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に	ローあり	
	周知		<u> </u>
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した	ローあり	
	費用を全ての職員に周知	i	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	口あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ローあり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	口あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付	口なし	-
介護職員処遇改善加算	5 労働保険料の約19 7 、次の(一)、(二)のいずれにも適合	□ 適正に納付	-
(П)	/、次の(一)、(二)のいりれにも適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、		
	全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は	_ ;	
	研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	ローあり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した	п ¦+ п	
	費用を全ての職員に周知	ロ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口 あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	口あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	口あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	口なし	
介護職員処遇改善加算 (皿)	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	-
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、	ローあり	
	全ての介護職員に周知		
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	切 の		-
	費用を全ての職員に周知	ロ あり	
<u> </u>	X / II C - L \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ļ	1

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(26/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 次のいずれにも該当	:	
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上	ロあり	
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること	ロ あり	
介護職員等特定処遇改善	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること	ロ あり	
加算(I)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額4 40万円を上回らないこと	ロなし	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善を実施	ロ あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	口あり	実績報告書
	6 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届出して ること	ロあり	
	7 介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定していること	□ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
	9 処遇改善の内容等について、公表していること	ローあり	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(27/28)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
	2 次のいずれにも該当 (一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費 用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円以上		
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること	ロ あり	
介護職員等特定処遇改善	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること	ロ あり	
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額4 40万円を上回らないこと	ロなし	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善を実施	ロ あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	ロ あり	実績報告書
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること	ロ あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容等について、公表していること	□ あり	

(自己点検シート) 301 介護福祉施設サービス(28/28)

302 介護老人保健施設サービス

点検項目	点検事項		点検結果	
本料 试算	看護又は介護職員2人以上(40人以下は1以上)		満たさない	
夜勤減算	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上		満たさない	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置		未配置	
ユーツトソア/収昇	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修を行ってい ない		未整備	
安全管理体制未実施減算	事故の発生又はその再発を防止するための指針、周知、委員会 及び研修を行っていない。		 未整備 	
英美佐四について甘油ナ	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置		未配置	
栄養管理について基準を 満たさない場合の減算	管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて、計画的に栄養管理を 行っていない		満たさない	
夜勤職員配置加算	入所者数等の数が41人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が2名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数をますごとに1以上配置入所者数等の数が40人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が1名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数をますごとに1以上配置		該当	
	入所(起算)日より3月以内に実施	_	3月以内	
短期集中リハビリテー ション実施加算	実施日		概ね週に3回以 上	
	過去3月以内に介護老人保健施設に入所していない		していない	
	入所(起算)日より3月以内に実施		3月以内	
	1 週の実施日		3回以内	
	精神科医等により生活機能が改善されると判断された認知症者		該当	
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算	リハビリテーションマネジメントによる計画に基づき医師又は 医師の指示を受けた理学療法士等により記憶の訓練、日常生活 活動訓練等を組み合わせたプログラムを提供		' 実施	
	1人の医師又はPT等が1人に対して個別に20分以上実施		 実施	
	リハビリテーションに関する記録の保管の有無		あり	実施時間、訓練内容、訓練評 価、担当者等リハビリに関する 記録
	過去3月以内に当該施設に入所していない		していない	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(1/18)

点検項目	点検事項	点検結果
	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	口している
	専ら認知症の利用者が利用する施設	□ なっている
	自立度判定基準皿、IV、MIに該当し、認知症専門棟での処遇が 適当と医師が認めた者	□ 該当
	入所定員は40人を標準とする	口なっている
	1割以上の個室を整備	□整備
認知症ケア加算	1人当たり2㎡のデイルームを整備	□整備
認知症ググ加昇	家族に対する介護技術や知識提供のための30m以上の部屋の整備	
	単位毎の入所者が10人を標準	□ ¦なっている
	単位毎の固定した職員配置	□ ,配置
	日中の利用者10人に対し常時1人以上の看護・介護職員の配置	□ '配置
	夜間、深夜に利用者20人に対し1人以上の看護・介護職員の配置	□ :配置
	ユニット型でないこと	□ ¦ユニットでない
若年性認知症入所者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	□;該当
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	□;実施
外泊時費用(在宅サービ スを利用する場合)	試行的に居宅に退所させた場合	口;6日以下
	居宅サービスを提供	ロ ¦あり
d 为味弗田	外泊をした場合	口 6日以下
外泊時費用	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	ロなし

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(2/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	□ 該当	
	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアに係る計画 が作成されている	□該当	
	医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又は家族への説明を行い同意を得ている	□該当	
	ターミナルケアを直接行っている	□ 該当	
	入所していない月の自己負担がある場合、入所者側に文書にて 同意を得ている	□該当	
	退所後も入所者の家族指導等を行っている	□該当	
	職員間の相談、家族の意思確認等の内容の記録	□ 該当	
	本人又は家族の意思確認等の内容の記録	口 該当	
ターミナルケア加算	本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮し 個室に移行した場合多床室の算定をする	□ 該当	
ダーミナルケナ加昇	退所した日の翌日から死亡日までの間は算定していない	□ 該当	
	介護保健施設サービス費 (I) 、介護保健施設サービス費 (I) 、 ユニット型介護保健施設サービス費 (I) 若しくはユニット型介 護保健施設サービス費 (IV)	□ 該当	
	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	□ 1日80単位	
	(2) 死亡日以前4日以上30日以内	□ 1日160単位	[]
	(3) 死亡日の前日及び前々日	□ 1 日820単位	
	(4)死亡日	□ 1 日1,650単位	
	介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)、 ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型介 護保健施設サービス費(Ⅲ)	□□該当	
	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	□ 1日80単位	
	(2)死亡日以前4日以上30日以内	□ 1日160単位	
	(3) 死亡日の前日及び前々日	□ 1日850単位	
	(4)死亡日	□ 1日1,700単位	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(3/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	ローあり	
療養体制維持特別加算 (I)	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型を行う直前において、療養型外護療養施設サービス費、ユニット型療養施設サービス費、ユニット型療養施設サービス費、ユニット型療養施設サービス費、コニットで表して、選集・型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)を存して、当時である。 はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)を存して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	□該当	
	介護職員の数が常動換算方法で、指定短期入所療養介護の利用 者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端 数を増すごとに1以上	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	定員、人員基準に適合	ロ あり	
	算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰(かくたん)吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。	□該当	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい 精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を 来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専 門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上 であること。	□ 該当	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(4/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	在宅復帰指標率が40以上	該当	
	地域貢献活動	 該当	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 (I)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)を算定しているものであること。	該当	
	在宅復帰指標率が70以上	該当	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 (II)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iv)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ii)を算定しているものであること。	該当	
	入所した日から起算して30日以内	該当	
初期加算	算定期間中の外泊	なし	
	過去3月以内の当該施設への入所(自立度判定基準によるIIV、Mの場合は1月以内)	なし	
	入所時に経口により食事を摂取した者が、医療機関に入院し、 入院中に経管栄養又は嚥下調整食を新規導入の場合	満たす	
再入所時栄養連携加算	介護老人保健施設の管理栄養士が入院する医療機関を訪問の 上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに 同席(テレビ電話装置等の活用可)し、医療機関の管理栄養士 と連携して2次入所後の栄養計画を作成する	満たす	
	栄養ケア計画について家族の同意が得られている	満たす	
入所前後訪問指導加算 (I)(介護保健施設サー ビス費(I)及びユニッ	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への訪問	あり	
ト型介護保健施設サービス費(I))	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定	あり	
入所前後訪問指導加算 (エ)(介護保健施設サー	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への訪問	あり	
ビス費 (I) 及びユニッ ト型介護保健施設サービ	退所後の生活に係る支援計画を作成	あり	
ス費(I))	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定	あり	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(5/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所期間が1月以上の者が居宅に試行的に退所する場合、退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施(3月間限り)	満たす	
	医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援相談員等により居宅で療養継続可能であるか検討している	満たす	
	入所者又は家族に趣旨を説明し同意を得ている	満たす	[]
	退所中の入所者の状況を把握している場合、外泊時加算算定可	満たす	
試行的退所指導加算	外泊時加算を算定していない場合、退所期間中入所者の同意が あればベッド使用可能	 満たす	
	試行的退所期間中、居宅サービス等の利用はしていない	満たす	
	試行的退所期間終了後居宅に退所できない場合、療養が続けら れない理由等分析し、問題解決に向けたリハビリ等の施設サー ビス計画を変更している	 満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行う	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	入所期間が1月以上 本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添	満たす	
退所時情報提供加算	本人の何息を特に主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	実施	診療状況を示す文書(様式あり)
ACTIVITY IN TARK NAME.	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(6/18)

点検項目	頁目		点検結果	
	入所期間が1月以上		満たす	
	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し、利用者の同意を得て利用方針を定める		満たす	
入退所前連携加算(I)	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施		満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない		満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備		満たす	指導記録等
	入所期間が1月以上		満たす	
入退所前連携加算 (Ⅱ)	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施		満たす	
7 (2)	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない		満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備		満たす	指導記録等
	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。) 又は指定複合型サービス(看護サービスを行う場合に限る。) が必要であると認めた場合		満たす	
訪問看護指示加算	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付		交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しの診療録添付の有無		あり	診療録等
	管理栄養士を常勤換算方式で、入所者の数を50で除した数以上配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理行っている場合は、管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を70で除した数以上配置		配置	
	低栄養状態のリスクが中リスク及び高リスクに該当する入所者 に対して、以下の対応を行う		!	
	イ. 栄養ケア計画に低栄養状態の改善を行うための栄養管理方法 や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示す		示している	
	口. 食事の観察を週3回以上実施		実施	
	ハ. 食事の観察の際に、問題が見られた場合、速やかに関連職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき、対応		あり	
 栄養マネジメント強化加 質	二. 居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行う		あり	
31	ホ. 医療機関に入院する場合は、入所者の栄養管理に関する情報 を入院先へ提供		あり	
	低栄養状態のリスクが低リスクに該当する入所者に対して、以 下の対応を行う		! !	
	イ. 低栄養状態のリスクが高リスク又は中リスクに該当する入所者の食事の観察を実施する際に、合わせて食事の状況を把握		あり	
	ロ 問題が見られた場合、速やかに関連職種と情報共有し、必要 に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき、対 応		あり	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出		あり	
	 定員、人員基準に適合	+	. <u></u> 	
			/	ļ

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(7/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	栄養管理について基準を満たさない場合の減算	算定していない	
	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
AT - 10 /- 1- MT	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	あり	経口移行計画(参考様式)
経口移行加算	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	[
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施	
	定員、人員基準に適合	あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のため の管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	 受けている	h
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
経口維持加算Ⅰ	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成をし、必要 に応じて見直しを実施	あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな い場合の減算	 非該当 	
	経口移行加算を算定していない	該当	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(8/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
67 - 68 1+ 1 - bb -	経口維持加算Ιを算定している	算定している	[]
経口維持加算 II	食事の観察及び会議等に、医師(介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項に規定する医 師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加し ている	参加している	
	定員、人員基準に適合	あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作 成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔衛 生の管理を実施している	月2回以上	
口腔衛生管理加算(I)	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を得ている	該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必要に応じてその写しを入所者にも提供		実施記録
	口腔衛生管理加算 (Ⅱ) が算定されていない	該当	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(9/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作 成	 該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔衛 生の管理を実施している	 月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実 施の有無を入所者又は家族等に確認している	 該当	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を得ている	 該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必要に応じてその写しを入所者にも提供	 該当	実施記録
	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う	 該当	
	口腔衛生管理加算 (I) が算定されていない	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
療養食加算	定員、人員基準に適合 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する良事せんに参うさ 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛 風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(10/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(人所期間1月超)の割合が3割超	該当	
在宅復帰支援機能加算 (介護保健施設サービス 費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	あり	
又はユニット型介護保健 施設サービス費 (Ⅱ) 若	入所者の家族との連絡調整の実施	あり	
しくは(皿))	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	
	医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講してい る	あり	
かかりつけ医連携薬剤調	入所後1月以内に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意している	あり	
整加算 (I)	入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容及び入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は、退所時又は退所後一月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載	あり	診療録に記載
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)を算定している	算定している	
かかりつけ医連携薬剤調	入所期間が3月以上であると見込まれる入所者である	あり	
整加算(Ⅱ)	当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、情報を 活用	:	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定している	算定している	
かかりつけ医連携薬剤調 整加算 (皿)	当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に処方の内容を総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少させる	あり	
	退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方 されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している	あり	
	合意した内容や調整の要点を診療録に記載	あり	診療録に記載

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(11/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	診療録に記載する	3日以内	
緊急時治療管理	同一の利用者について月に1回まで算定	1回以下	
特定治療	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第 1医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	あり	
	肺炎の者、尿路感染症の者、帯状疱疹の者若しくは蜂窩繊炎の 者がいる	あり(1回に連 続する7日を限 度(月1回))	
所定疾患施設療養費(I)	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。近隣の医療機関と連携した場合も同様	あり(1回に連 続する7日を限 度(月1回))	診療録に記載
	治療の実施状況の公表	あり	
	肺炎の者、尿路感染症の者、帯状疱疹の者若しくは蜂窩繊炎の 者がいる	あり(1回に連 続する10日を限 度(月1回))	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。近隣の医療機関と連携した場合も同様	あり(1回に連 続する10日を限 度(月1回))	診療録に記載
	治療の実施状況の公表	あり	
	感染症の研修	あり	
	十分な経験を有する医師	あり	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランク皿以上の者である)の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施 専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の 認知症ケアの指導等を実施	 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	1	 	l

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(12/18)

点検項目	点検事項		点検結果	
	利用者又は家族の同意	_	あり	
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	退所に向けた施設サービス計画の策定 判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の	T	あり	
	記録		あり	
	入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない又は 過去1月の間に当該加算を算定したことがない		該当	
到如点 体 起担从加管	入所者又は家族の同意		あり	
認知症情報提供加算	入所者の診療状況を添えて紹介		あり	
	保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画 に基づき、入所者の治療等を実施		あり	
地域連携診療計画情報提 供加算	入所者の同意を得た上で退院した日の属する月の翌月までに、 地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診 療情報を文書により提供			
N/WH 21	地域連携診療計画を施設および連携保険医療機関と共有		されている	
	内容、開催日等必要な事項について診療録等への記載		あり	診療録等
リハビリテーションマネ	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を 厚生労働省に提出		あり	
ジメント計画書情報加算	必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、 リハビリテーションの実施に当たって、必要な情報を活用		あり	
	入所者全員を対象に3月に1回評価する		あり	
	多職種で褥瘡ケア計画を作成		あり	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡ケアについて記録		あり	
(I)	3ヶ月に1回計画を見直す		あり	
	入所者又は家族に説明し、同意を得る		あり	
	評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、 必要な情報を活用		あり	
	入所者全員を対象に3月に1回評価する		あり	
	多職種で褥瘡ケア計画を作成		あり	
	褥瘡ケアについて記録		あり	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	3ヶ月に1回計画を見直す		あり	
(/	入所者又は家族に説明し、同意を得る		あり	
	評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、 必要な情報を活用		あり	h
	評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のない		該当	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(13/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者全員を対象に利用開始時に評価し、少なくとも6月に1 回評価	ロあり	
	評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、必要な情報を活用	ロあり	
排せつ支援加算(I)	排せつに介護を要する入所者であって、要介護状態の軽減が見 込まれるものについて、多職種で支援計画の作成	ローあり	
	少なくとも3月に1回支援計画を見直す	□¦あり	
	入所者及び家族への説明	□ 該当	
	1 入所者全員を対象に利用開始時に評価し、少なくとも6月 に1回評価	ロ あり	
	2 評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当 たって、必要な情報を活用	□ あり	
	3 排せつに介護を要する人所者であって、要介護状態の軽減 が見込まれるものについて、多職種で支援計画の作成	□該当	
	4 少なくとも3月に1回支援計画を見直す	ロ あり	
排せつ支援加算(Ⅱ)	5 入所者及び家族への説明	□┆該当	
	6 いずれかに該当すること	:	
	(一)施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の 状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がな い	□ 該当	
	(二)施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者で あって、おむつを使用しなくなった	□ 該当	
	入所者全員を対象に利用開始時に評価し、少なくとも6月に1 回評価	□該当	
	評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たっ て、必要な情報を活用	ロ あり	
	排せつに介護を要する入所者であって、要介護状態の軽減が見 込まれるものについて、多職種で支援計画の作成	口 該当	
排せつ支援加算(Ⅲ)	少なくとも3月に1回支援計画を見直す	□ あり	
	入所者及び家族への説明	口。該当	
	施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の 少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	□ 該当	
	施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	口。該当	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(14/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	医師が医学的評価を行い、少なくとも6月に1回医学的評価の 見直しを実施	あり	
	評価結果を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、 必要な情報を活用	あり	
自立支援促進加算	自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに多職種が共 同して支援計画を策定	あり	
	少なくとも3月に1回支援計画を見直す	該当	
	医師が支援計画の策定等に参加	あり	
科学的介護推進体制加算	データ提出(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況そ の他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報)	່ . ສ ບ	
	必要に応じて施設サービス計画を見直し、サービスの提供に当 たって必要な情報を活用	あり	
科学的介護推進体制加算	データ提出(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病、服薬の状況等の情報)	あり	
(II)	必要に応じて施設サービス計画を見直し、サービスの提供に当 たって必要な情報を活用	あり	
	次の(1)又は(2)に該当	-	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80 以上	:該当	
サービス提供体制強化加	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の 割合が100分の35以上	該当	
算(I)	サービスの質の向上に資する取組を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	
J (11 /	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定していない	該当	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(15/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	□ 該当	
サービス提供体制強化加	(2) 看護・介護職員の総数のうち常動職員の割合が100分の75 以上	口 該当	
算(皿)	(3) 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	口 該当	
	定員、人員基準に適合	□該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定していない	□┆該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	[
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	[]
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	[]
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		[]
(I)	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	ローあり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(16/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	□¦適正に納付	
(11)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	ロあり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知 8 処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び処遇改善に要す	□ あり	
	る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	口 適正に納付	
(Ⅲ)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	□ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(17/18)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
73H 5T (1 /	2 次のいずれにも該当	 	
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上	あり	
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること	あり	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること	あり	
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円を上回らないこと	なし	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善を実施	: :あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	6 サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) のいずれかを 算定してること	あり	
	7 介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定 していること	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	9 処遇改善の内容等について、公表していること	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
лі н (п/	2 次のいずれにも該当	 ! !	
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上	あり	
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見 込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く) の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること	 あり	
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く) の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること	あり	
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円を上回らないこと	なし	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善を実施	あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	7 介護職員処遇改善加算(I)から(皿)までのいずれかを算定 していること	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	9 処遇改善の内容等について、公表していること	あり	

(自己点検シート) 302 介護老人保健施設サービス(18/18)

303 介護療養型医療施設サービス

点検項目	点検事項		点検結果			
療養病床を有する	療養病床を有する病院における介護療養施設サービス					
	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の合計数が 3 0 又はその端数を増す毎に 1 (ただし 2 人以上)		満たさない			
 夜勤減算	看護職員の数が1以上		満たさない			
	看護又は介護職員の1人当たり平均夜勤時間64時間以下		満たさない			
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上		満たさない			
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置			
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置			
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録		未実施			
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図る		未実施			
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備		未実施			
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた めの研修を定期的に実施		未実施			
安全管理未実施減算	介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合		非該当			
栄養管理について基準を	100床以上の場合、栄養士又は管理栄養士を1名以上配置		非配置			
満たさない場合の減算	入院患者の状態に応じて、計画的に栄養管理を行っていない		満たさない			
病院療養病床療養環境減 算	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7.m)未満		満たさない			
夜間勤務等看護 I	看護職員が15:1、2人以上配置		満たす			
以问到仍可信贷 1	月平均夜勤時間72時間以下		満たす			

点検項目	点検事項	点検結果	
夜間勤務等看護 Ⅱ	看護職員が20:1、2人以上配置	満たす	
牧 動物寺有設	月平均夜勤時間72時間以下	満たす	
	看護・介護職員が15:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅲ	月平均夜勤時間72時間以下	満たす	
	看護職員の数が1以上	満たす	
	看護・介護職員が20:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅳ	月平均夜勤時間72時間以下	満たす	
	看護職員の数が1以上	満たす	
若年性認知症利用者受入	若年性認知症患者ごとに個別に担当者定める	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
外泊時費用	外泊をした場合	6日以下	
77. 山时复历	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	なし	
	退院が見込まれる者が試行的に退院した場合(1月の算定日)	6日以内	
	初日、最終日及び外泊時費用を算定していない	該当	
	医師、薬剤師(配置される場合に限る)、看護、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により居宅において療養を継続する可能性があるかの検討をしている	該当	
	入院患者又は家族に趣旨を説明し、同意を得ている	該当	
試行的退院サービス費	従業者又は居宅サービス事業者等との連絡調整をした上で介 護支援専門員が試行的退院サービスに係る計画を作成してい る	該当	
	試行的退院サービス期間中、計画に基づく適切な居宅サービ スを提供している	該当	
	試行的退院サービス期間中ベッドを活用している場合利用者 からの同意がある。	該当	
	居宅に退院できない場合、療養できない理由等を分析し問題 解決に向けた施設サービス計画の変更の支援をしている	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場合	あり	
他科受診時費用	1月の算定日	4日以内	
	他医療機関が特別の関係にない	ない	
	入院した日から起算して30日以内		
 初期加算	算定期間中の外泊	なし	
	過去3月以内の当該施設への入院(自立度判定基準によるⅢ、 Ⅳ、Mの場合は1月以内)	なし	
	入院期間が1月以上を見込む	満たす	
退院前訪問指導加算	退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及び家族に対し 療養上の指導を実施	満たす	
这忧 们	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	退院後30日以内に当該入院患者及び家族等に対し療養上の指導を実施	満たす	
退院後訪問指導加算	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	入院期間が1月以上	満たす	
退院時指導加算	退院時に入院患者及び家族に対し退院後の療養上の指導を実 施	満たす	
巡阮时拍 得加昇	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
退院時情報提供加算	入院期間が1月以上	満たす	
	本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入院期間が1月以上	満たす	
退院前連携加算	退院に先立って居宅介護支援事業者に対し、当該入院患者の 同意を得て診療状況を示す文書による情報を提供し、かつ、 居宅サービスの利用に関する調整を実施	満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	満たす	指導記録等
	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護等の利用が必要であ ると認めた場合	満たす	
訪問看護指示加算 	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付	交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しを診療録添付に有無	あり	診療録等
	定員、人員基準に適合	あり	
	低栄養状態にある又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成	該当	栄養ケア計画(参考様式)
低栄養リスク改善加算	作成した計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理 栄養士又は栄養士が栄養管理を行う	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算	算定していない	
	経口維持加算	算定していない	
	食事の観察を週5回以上行い、当該入院患者ごとの栄養状 態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を 受けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
	医師、管理栄養士等多職種共同で経口移行計画の作成	あり	経口移行計画(参考様式)
経口移行加算	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のた めの管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	受けている	
	は 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
経口維持加算 I	医師、歯科医師等多職種共同で経口維持計画の作成をし、必 要に応じて見直しを実施	あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
	経口維持加算 I を算定している	算定している	
経口維持加算Ⅱ	食事の観察及び会議等に、医師(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	参加している	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助 言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画 を作成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所院患者に対して 口腔衛生の管理ケアを実施している	月2回以上	
口腔衛生管理加算(I)	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の 実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を 得ている	該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、 必要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)が算定されていない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助 言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画 を作成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔 衛生の管理を実施している	月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の 実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を 得ている	該当	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、 必要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、 LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入 所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定(Plan)、 当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直し・ 改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)によ り、サービスの質の管理を行う	該当	
	口腔衛生管理加算(I)が算定されていない	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	入院患者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実 施	あり	
療養食加算	定員、人員基準に適合	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症 食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
	算定日の属する月の前6月間の退院者総数のうち在宅で介護 を受けることとなった者(入院期間1月超)の割合が3割超	該当	
在宅復帰支援機能加算	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護 支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が 1 月以上継続する見込みであることの確認、記録の実施	あり	
	入院患者の家族との連絡調整の実施	あり	
	入院患者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、必要 な情報提供、退院後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	
	入院患者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	入院患者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が2分の1以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
認知症専門ケア加算 Ⅱ 	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケ アの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者又は家族の同意	あり	
	退所に向けた施設サービス計画の策定	あり	
認知症行動・心理症状緊 急対応加算 	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等 の記録	あり	介護サービス計画書
	入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない又 は過去1月の間に当該加算を算定したことがない	該当	
	支援開始日の属する月から6月以内	該当	
排せつ支援加算	対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析 し、それに基づいた支援計画の作成	該当	排せつの状態に関するスクリーニ ング・支援計画書
	入院患者及び家族への説明	該当	
	指定介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準に 適合している	該当	
安全対策体制加算	指定介護療養型医療施設基準第34条第1項第4号に規定する 担当者が安全対策に係る外部における研修を受けている	該当	
	当該指定介護療養型医療施設内に安全管理部門を設置し、組 織的に安全対策を実施する体制が整備されている	該当	
	次の(1)又は(2)に該当		
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の80以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	サービスの質の向上に資する取組を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していな い	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の6 0以上	該当	
サービス提供体制強化加 算 (Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 及び (Ⅲ) を算定していな い	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が10 0分の50以上	該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
算(Ⅲ)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していない	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(П)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	口該	亥当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費 用の見込額を上回っている	***************************************		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
 介護職員等特定処遇改善 加算(I)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口該	核当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口該	亥当	
	4 処遇改善の実施の報告	□該	核当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算 (I)又は (Ⅱ)を届出	口該	核当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	口該	核当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	□あ	5 1)	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	ロあ	5 4)	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費 用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上 回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

303 介護療養型医療施設サービス

点検項目	点検事項		点検結果				
療養病床を有する	療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス						
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置				
ユーツトクア	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置				
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入 院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録		未実施				
 身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その 他の従業者に周知徹底を図る		未実施				
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備		未実施				
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施		未実施				
安全管理未実施減算	介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合		非該当				
栄養管理について基準を	100床以上の場合、栄養士又は管理栄養士を1名以上配置		非配置				
満たさない場合の減算	各入院患者の状態に応じて、計画的に栄養管理を行っていない		満たさない				
診療所療養病床設備基準 減算	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7-m)未満		満たさない				
若年性認知症利用者受入	若年性認知症患者ごとに個別に担当者定める		該当				
加算	利用者に応じた適切なサービス提供		実施				

点検項目	点検事項	点検結果	
 外泊時費用	外泊をした場合	6日以下	
77/11时复加	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	なし	
	専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場合	あり	
他科受診時費用 	1月の算定日	4日以内	
	他医療機関が特別の関係にない	ない	
	入院した日から起算して30日以内	該当	
 初期加算	算定期間中の外泊	なし	
	過去3月以内の当該施設への入院(自立度判定基準によるⅢ、 Ⅳ、Mの場合は1月以内)	なし	
	入院期間が1月以上を見込む	満たす	
退院前訪問指導加算	退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及び家族に対し療 養上の指導を実施	満たす	
医院们初门拍等加昇	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
退院後訪問指導加算	退院後30日以内に当該入院患者及び家族等に対し療養上の指導 を実施	満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等

点検項目	点検事項	点検結果	
	入院期間が1月以上	満たす	
退院時指導加算	退院時に入院患者及び家族に対し退院後の療養上の指導を実施	満たす	
匹阮 时怕导川昇 	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	入院期間が1月以上	満たす	
退院時情報提供加算	本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を添 えて紹介を行う	実施	診療状況を示す文書 (様式あり)
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	入院期間が1月以上	満たす	
退院前連携加算	退院に先立って居宅介護支援事業者に対し、当該入院患者の同 意を得て診療状況を示す文書による情報を提供し、かつ、居宅 サービス等の利用に関する調整を実施	満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	満たす	指導記録等
	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護等の利用が必要である と認めた場合	満たす	
訪問看護指示加算 	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付	交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しを診療録添付に有無	あり	診療録等

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	低栄養状態にある又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員 その他の職種の者が共同して入院患者の栄養管理をするための 会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための 栄養管理方法等を示した計画を作成	該当	栄養ケア計画(参考様式)
低栄養リスク改善加算	作成した計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行う	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな い場合の減算を算定している	非該当	
	経口移行加算	算定していない	
	経口維持加算	算定していない	
	食事の観察を週5回以上行い、当該入院患者ごとの栄養状態、 嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受 けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
	医師、管理栄養士等多職種共同で経口移行計画の作成	あり	経口移行計画(参考様式)
 経口移行加算	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
柱口物门加昇	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな い場合の減算	非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のため の管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
経口維持加算 I	医師、歯科医師等多職種共同で経口維持計画の作成をし、必要 に応じて見直しを実施	あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな い場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	算定している	
経口維持加算Ⅱ	食事の観察及び会議等に、医師(指定介護療養型医療施設基準 第2条第2項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯 科衛生士又は言語聴覚士が参加している	参加している	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな い場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作 成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所院患者に対して口 腔衛生の管理ケアを実施している	月2回以上	
口腔衛生管理加算(I)	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実 施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を得 ている	該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必 要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)が算定されていない	該当	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作 成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔衛 生の管理を実施している	月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実 施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を得 ている	該当	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必 要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う	該当	
	口腔衛生管理加算(I)が算定されていない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	入院患者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
療養食加算	定員、人員基準に適合	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛 風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表
在宅復帰支援機能加算	算定日の属する月の前6月間の退院者総数のうち在宅で介護を 受けることとなった者(入院期間1月超)の割合が3割超	該当	
	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支 援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以 上継続する見込みであることの確認、記録の実施	あり	
	入院患者の家族との連絡調整の実施	あり	
	入院患者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な 情報提供、退院後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入院患者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算I	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	入院患者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が2分の1以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケア の指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	
	利用者又は家族の同意	あり	
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	退所に向けた施設サービス計画の策定	あり	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の 記録	あり	介護サービス計画書
	入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない又は 過去1月の間に当該加算を算定したことがない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	支援開始日の属する月から6月以内	該当	
排せつ支援加算	対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析 し、それに基づいた支援計画の作成	該当	排せつの状態に関するスクリー ニング・支援計画書
	入院患者及び家族への説明	該当	
	指定介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準に適 合している	該当	
安全対策体制加算	指定介護療養型医療施設基準第34条第1項第4号に規定する担 当者が安全対策に係る外部における研修を受けている	該当	
	当該指定介護療養型医療施設内に安全管理部門を設置し、組織 的に安全対策を実施する体制が整備されている	該当	
	次の(1)又は(2)に該当		
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分 の80以上	該当	
サービス提供体制強化加算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士 の割合が100分の35以上	該当	
	サービスの質の向上に資する取組を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加 算 (II)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 6 0 以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
ST (#/	サービス提供体制強化加算(I)及び(II)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100 分の50以上	該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分 の75以上	該当	
算(皿)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続 年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していない	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(11)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
┃ 介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□□該当	
	4 処遇改善の実施の報告	□□該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	□□該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	口該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	□あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	□あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅱ) 	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

303 介護療養型医療施設サービス

点検項目	点検事項		点検結果			
老人性認知症疾患	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス					
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置		未配置			
ユーフ l [*] ア ア // // // // // // // // // // // //	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置			
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録		未実施			
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月 に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図る		未実施			
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備		未実施			
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた めの研修を定期的に実施		未実施			
移行計画未提出減算	令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない		該当	介護療養型医療施設の移行に係 る届出		
安全管理未実施減算	介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合		非該当			
栄養管理について基準を	100床以上の場合、栄養士又は管理栄養士を1名以上配置		非配置			
満たさない場合の減算	各入院患者の状態に応じて、計画的に栄養管理を行っていな い		満たさない			
外泊時費用	外泊をした場合		6日以下			
21/山时复用	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無		なし			
	専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場 合		あり			
他科受診時費用	1月の算定日		4日以内			
	他医療機関が特別の関係にない		ない			

点検項目	点検事項	点検結果	
	入院した日から起算して30日以内	該当	
 初期加算	算定期間中の外泊	なし	
	過去3月以内の当該施設への入院(自立度判定基準による Ⅲ、Ⅳ、Mの場合は1月以内)	なし	
	入院期間が1月以上を見込む	満たす	
 	退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及び家族に対し 療養上の指導を実施	満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	退院後30日以内に当該入院患者及び家族等に対し療養上の指導を実施	満たす	
退院後訪問指導加算	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	入院期間が1月以上	満たす	
 退院時指導加算	退院時に入院患者及び家族に対し退院後の療養上の指導を実 施	満たす	
巡 院时拍导加昇	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
退院時情報提供加算	入院期間が1月以上	満たす	
	本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入院期間が1月以上	満たす	
退院前連携加算	退院に先立って居宅介護支援事業者に対し、当該入院患者の 同意を得て診療状況を示す文書による情報を提供し、かつ、 居宅サービスの利用に関する調整を実施	満たす	
	退院の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	満たす	指導記録等
	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護等の利用が必要であ ると認めた場合	満たす	
訪問看護指示加算	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付	交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しを診療録添付に有無	あり	診療録等
	定員、人員基準に適合	あり	
低栄養リスク改善加算	低栄養状態にある又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成	該当	栄養ケア計画(参考様式)
	作成した計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理 栄養士又は栄養士が栄養管理を行う	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算を算定している	非該当	
	経口移行加算	算定していない	
	経口維持加算	算定していない	
	食事の観察を週5回以上行い、当該入院患者ごとの栄養状 態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を 受けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
	医師、管理栄養士等多職種共同で経口移行計画の作成	あり	経口移行計画(参考様式)
 経口移行加算	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のた めの管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
経口維持加算 I	医師、歯科医師等多職種共同で経口維持計画の作成をし、必 要に応じて見直しを実施	あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入院患者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定している	算定している	
	食事の観察及び会議等に、医師(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	参加している	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	入院患者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実 施	あり	
療養食加算	定員、人員基準に適合	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症 食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表
	算定日の属する月の前6月間の退院者総数のうち在宅で介護 を受けることとなった者(入院期間1月超)の割合が3割超	該当	
在宅復帰支援機能加算	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護 支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が 1 月以上継続する見込みであることの確認、記録の実施	あり	
	入院患者の家族との連絡調整の実施	あり	
	入院患者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、必要 な情報提供、退院後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助 言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画 を作成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所院患者に対して 口腔衛生の管理ケアを実施している	月2回以上	
口腔衛生管理加算(I)	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の 実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を 得ている	該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、 必要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)が算定されていない	該当	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助 言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画 を作成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔 衛生の管理を実施している	月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の 実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
- D- /- 1 66 TD 1 65 ()	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を 得ている	該当	
□腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、 必要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、 LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入 所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定(Plan)、 当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直 し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル) により、サービスの質の管理を行う	該当	
	口腔衛生管理加算(I)が算定されていない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	支援開始日の属する月から6月以内	該当	
排せつ支援加算	対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析 し、それに基づいた支援計画の作成	該当	排せつの状態に関するスクリー ニング・支援計画書
	入院患者及び家族への説明	該当	
	指定介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準に 適合している	該当	
安全対策体制加算	指定介護療養型医療施設基準第34条第1項第4号に規定する 担当者が安全対策に係る外部における研修を受けている	該当	
	当該指定介護療養型医療施設内に安全管理部門を設置し、組 織的に安全対策を実施する体制が整備されている	該当	
	次の(1)又は(2)に該当	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の80以上	該当	
┃ サービス提供体制強化加 算(Ⅰ)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
71 (1)	サービスの質の向上に資する取組を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の6 0以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が10 0分の50以上	□該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	口該当	
算(Ⅲ)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	口該当	
	定員、人員基準に適合	口該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅱ) を算定していない	□該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ローあり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ローあり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロあり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(1)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(П)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費 用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	□該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	□ 該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	□ 該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	□ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	口 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費 用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅱ) 	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	□該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	口 該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	□該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	□該当	

304 介護医療院サービス

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に1(ただし2 人以上)	満たさない	
夜勤減算 	看護職員の数が1以上	満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	満たさない	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	未配置	
ユーグトグアルバ昇	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	未配置	
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録	未実施	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月 に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図る	未実施	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備	未実施	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた めの研修を定期的に実施	未実施	
安全管理未実施減算	介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合	非該当	
栄養管理について基準を	100床以上の場合、栄養士又は管理栄養士を1名以上配置	非配置	_
満たさない場合の減算	各入所者の状態に応じて、計画的に栄養管理を行っていない	満たさない	
療養環境減算I	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7.m)未満	満たさない	
療養環境減算Ⅱ	療養室の床面積の合計を入所者定員で除した数が8以下	満たさない	
夜間勤務等看護I	看護職員が15:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅱ	看護職員が20:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅲ	看護・介護職員が15:1、2人以上配置	満たす	
仪间刬笏守有護皿 	看護職員の数が1以上	満たす	
夜間勤務等看護Ⅳ	看護・介護職員が20:1、2人以上配置	満たす	
汉川封协守省 碳17	看護職員の数が1以上	満たす	

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
外泊時費用	外泊をした場合	6日以下	
77/20时复用	当該入所者が使用していたベッドを空けておくこと	該当	
	退所が見込まれる者が試行的に退所した場合(1月の算定 日)	6日以内	
	外泊時費用を算定していない	該当	
	医師、薬剤師(配置される場合に限る)、看護、介護職員、 支援相談員、介護支援専門員等により居宅において療養を継 続する可能性があるかの検討をしている	該当	
=±/- +L \D == 11	入所者又は家族に趣旨を説明し、同意を得ている	該当	
試行的退所サービス費	従業者又は居宅サービス事業者等との連絡調整をした上で介 護支援専門員が試行的退所サービスに係る計画を作成してい る	該当	
	算定期間中、計画に基づく適切な居宅サービスを提供してい る	該当	
	試行的退所サービス期間中ベッドを活用している場合利用者 からの同意がある。	該当	
	居宅に退所できない場合、療養できない理由等を分析し問題 解決に向けた施設サービス計画の変更の支援をしている	該当	
	専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場 合	あり	
他科受診時費用 	1月の算定日	4日以内	
	他医療機関が特別の関係にない	ない	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(2/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所した日から起算して30日以内	該当	
初期加算	算定期間中の外泊	なし	
	過去3月以内の当該施設への入所 (自立度判定基準による Ⅲ、Ⅳ、Mの場合は1月以内)	なし	
	入所時に経口により食事を摂取した者が、医療機関に入院 し、入院中に経管栄養又は嚥下調整食を新規導入の場合	満たす	
再入所時栄養連携加算	介護医療院の管理栄養士が入院する医療機関を訪問の上、当 該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席 (テレビ電話装置等の活用可)し、医療機関の管理栄養士と 連携して2次入所後の栄養計画を作成する	満たす	
	栄養ケア計画について家族の同意が得られている	満たす	
	入院期間が1月以上を見込む	満たす	
退所前訪問指導加算	退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対し療養上 の指導を実施(2回を限度)	満たす	
区川 則 前 四 拍 等 加 昇	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
退所後訪問指導加算	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実 施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(3/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所期間が1月以上	満たす	
退所時指導加算	退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	満たす	診療録等
	入所期間が1月以上	満たす	
退所時情報提供加算	本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を 添えて紹介を行う	実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	入所期間が1月以上	満たす	
退所前連携加算	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を 得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅 サービス等の利用に関する調整を実施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入 所、死亡ではない	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	満たす	指導記録等
	介護医療院の医師が診療に基づき指定訪問看護等の利用が必 要であると認めた場合	満たす	
訪問看護指示加算 	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付	交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しを診療録添付に有無	あり	診療録等

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(4/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置	配置	
	低栄養状態のリスクが中リスク及び高リスクに該当する入所 者に対して、以下の対応を行う		
	イ. 栄養ケア計画に低栄養状態の改善を行うための栄養管理 方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示す	示している	
	口. 食事の観察を週3回以上実施	実施	
 栄養マネジメント強化加 算	ハ. 食事の観察の際に、問題が見られた場合、速やかに関連 職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見 直し後の計画に基づき、対応	あり	
	二. 居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行う	あり	
	ホ. 医療機関に入院する場合は、入所者の栄養管理に関する 情報を入院先へ提供	あり	
	低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所 者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握 し、問題があると認められる場合は、早期に対応	該当	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続 的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄 養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	あり	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(5/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を 受けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	あり	経口移行計画(参考様式)
 経口移行加算	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のための管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
経口維持加算I	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成をし、必 要に応じて見直しを実施	あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(6/19)

点検項目	点検事項	 点検結果	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	算定している	
経口維持加算Ⅱ	食事の観察及び会議等に、医師(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第4条第1項第一号に規定する 医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	参加している	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさ ない場合の減算	非該当	
	経口移行加算を算定していない	該当	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助 言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画 を作成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔 衛生の管理を実施している	月2回以上	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の 実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を 得ている	該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、 必要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)が算定されていない	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(7/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助 言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画 を作成	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔 衛生の管理を実施している	月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の 実施の有無を入所者又は家族等に確認している	該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を 得ている	該当	
口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、 必要に応じてその写しを入所者にも提供	該当	実施記録
	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、 LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入 所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定(Plan)、 当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直 し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル) により、サービスの質の管理を行う	該当	
	口腔衛生管理加算(I)が算定されていない	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	入所者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
療養食加算	定員、人員基準に適合	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症 食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(8/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	算定日の属する月の前6月間の退所者総数のうち在宅で介護 を受けることとなった者(入院期間1月超)の割合が3割超	該当	
在宅復帰支援機能加算	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護 支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が 1 月以上継続する見込みであることの確認、記録の実施	あり	
	入所者の家族との連絡調整の実施	あり	
	入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な 情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	
緊急時施設診療費	3日を限度に算定	3日以内	
(緊急時治療管理)	同一の利用者について月に1回まで算定	1回以下	
緊急時施設診療費(特定治療)	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表 第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者 の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療 機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーショ ン、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	あり	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算I	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(9/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケ アの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	
	入所者又は家族の同意	あり	
	退所に向けた施設サービス計画の策定	あり	
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等 の記録	あり	介護サービス計画書
	入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない又 は過去1月の間に当該加算を算定したことがない	該当	
	入所者等がすべて認知症の者	該当	
重度認知症疾患療養体制 加算 (I)	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある等 から介護を必要とする認知症の者の割合が5割以上	該当	
	看護職員が常勤換算法で4: 1	該当	
	精神保健福祉士等1名及び理学療法士等のいずれか1名配置	該当	
	前3か月で身体拘束未実施減算の対象となっていない	該当	
	医師の週4回以上の訪問	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(10/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者等がすべて認知症の者	該当	
重度認知症疾患療養体制	60m ² 以上の生活機能訓練室	あり	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある等 から介護を必要とする認知症の者の割合が5割以上	該当	
加算(Ⅱ)	看護職員が常勤換算法で 4:1	該当	
	精神保健福祉士等1名及び理学療法士等のいずれか1名配置	該当	
	前3ヶ月で身体拘束未実施減算の対象となっていない	該当	
	医師の週4回以上の訪問	該当	
	支援開始日の属する月から6月以内	該当	
	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又 は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少な くとも6月に1回評価	実施	
	評価結果等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、排せつ支 援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ 有効な実施のために必要な情報を活用	実施	
排せつ支援加算(I)	評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施	実施	排せつの状態に関するスクリー ニング・支援計画書
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ご とに支援計画を見直す	実施	
	排せつ支援加算 (Ⅱ) 又は (Ⅲ) を算定していない	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(11/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又 は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少な くとも6月に1回評価	実施	
	評価結果等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	実施	
排せつ支援加算(Ⅱ)	評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施	実施	排せつの状態に関するスクリー ニング・支援計画書
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ご とに支援計画を見直す	実施	
	次の(1)、(2)のいずれかに適合		
	(1)評価の結果、施設入所時と比較して、排尿又は排便の 状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化が ない	該当	
	(2)評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者に ついて、おむつを使用しなくなった	該当	
	排せつ支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していない	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(12/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又 は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少な くとも6月に1回評価	実施	
	評価結果等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	実施	
排せつ支援加算(Ⅲ)	評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施	実施	排せつの状態に関するスクリー ニング・支援計画書
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ご とに支援計画を見直す	実施	
	次の(1)、(2)のいずれにも適合		
	(1)評価の結果、施設入所時と比較して、排尿又は排便の 状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化が ない	該当	
	(2)評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者に ついて、おむつを使用しなくなった	該当	
	排せつ支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(13/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行う	実施	自立支援促進に関する評価・支 援計画書
	医学的評価の結果等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、 自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切 かつ有効な促進のために必要な情報を活用	実施	
自立支援促進加算	医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入 所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員そ の他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定 し、支援計画に従ったケアを実施	実施	
	対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ること	実施	
	医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに 支援計画を見直している	実施	
	医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加	実施	
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省(LIFE)に提出	実施	
(I)	入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行う	実施	
	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) を算定していない	該当	
科学的介護推進体制加算 (II)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、入所者ごとの疾病、服薬の状況等その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出	実施	
	入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくた め、PDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行う	実施	
	科学的介護推進体制加算 (I) を算定していない	該当	
	療養病床に1年以上入院していた者であること	該当	
長期療養生活移行加算	介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設としての 取組について説明を受けていること	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(14/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合	該当	
安全対策体制加算	介護医療院基準第40条第1項第4号に規定する担当者が安全 対策に係る外部における研修を受けている	該当	
	当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対 策を実施する体制を整備	該当	
	次の(1)又は(2)に該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上	該当	
サービス提供体制強化加 算 (I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	質の向上に資する取組を実施	実施	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)及び (Ⅲ)を算定していな Iい	該当	
	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以 上	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定していない	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(皿)	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
	(3)直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職 員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定していな い	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(15/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(16/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(11)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(皿)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(17/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万 円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
│ 介護職員等特定処遇改善 加算 (I)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(18/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善加算(II)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
734 Y L	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

(自己点検シート) 304 介護医療院サービス(19/19)

401 介護予防訪問入浴介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
2人の介護職員による場 合	身体の状況等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	あり	
清拭又は、部分浴の場合	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合で あって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施	あり	
事業所と同一の敷地内若 しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同 一の建物等に居住する利 用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)	所定単位数の 100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利 用者	所定単位数の 100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建 物の利用者	所定単位数の 100分の85	
特別地域介護予防訪問入 浴介護加算	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120 号)に所在する事業所	該当	
	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号) に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が5回以下の事業所	該当	
	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号) に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサー ビス提供	該当	
	新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整を 行った上で、初回のサービス提供を行う	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (I)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業 所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学 療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際 にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービ ス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファ レンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	該当	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画 に基づくサービス提供	該当	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月 以降3月間	実施	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者 の占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に開催	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を 1 名 以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成 し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加	1 研修の計画策定、実施	該当	
算(I) 	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 次のいずれかの基準に該当		
	(一) 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修 修了者の占める割合が100分の60以上	該当	
	(二)当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	該当	
サービス提供体制強化加	1 研修の計画策定、実施	該当	
算(Ⅱ)	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修 修了者の占める割合が100分の50以上	該当	
サービス提供体制強化加	1 研修の計画策定、実施	該当	
算(Ⅲ)	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 次のいずれかの基準に該当		
	(一)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の 30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研 修課程修了者の占める割合が100分の50以上	該当	
	(二)介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上	該当	

(自己点検シート) 401 介護予防訪問入浴介護費(3/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に 周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(1)	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
l-		 -	•

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロあり	介護職員処遇改善計画書
(III)	2 改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	口あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	又は年額440万円以上		
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除		
	く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 特定事業所加算 (I) 又は (II) の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算施を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施(一)介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上(二)指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員の所護職員を除く)の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

402 介護予防訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果	
准看護師の訪問		該当	
理学療法士等の訪問		該当	訪問看護計画書及び訪問看護報 告書
利用開始した月から12 月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う	該当	
夜間加算	18時~22時	該当	サービス提供票
深夜加算	22時~6時	該当	サービス提供票
早朝加算	6時~8時	該当	サービス提供票
	1人で看護をおこなうことが困難な場合	該当	
複数名訪問加算(I)	利用者又はその家族等の同意	あり	
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はPT、OT、ST	該当	
	1人で看護をおこなうことが困難な場合	該当	
複数名訪問加算(Ⅱ)	利用者又はその家族等の同意	あり	
	看護師等と看護補助者との訪問	該当	

(自己点検シート) 402 介護予防訪問看護費(1/4)

点検項目	点検事項	点検結果	
1時間30分以上の訪問看 護	特別管理加算の算定者であり 1 時間30分以上の訪問看護をした場合	該当	
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しく は事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」とす る。)	該当	同一建物減算
同一建物減算	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の 利用者	該当	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する 建物の利用者	該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
中山間地域等における小	厚生労働大臣の定める地域	該当	
規模事業所加算	1月あたりの訪問回数が100回以下	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制	あり	
	利用者の同意	あり	同意書等(規定はなし)
緊急時訪問看護加算	早朝・夜間、深夜加算	2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	なし	
	24時間対応体制加算の算定 (医療保険)	なし	
	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	該当	主治医の指示書等
特別管理加算(I)	計画的な管理の実施	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録 書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	あり	

(自己点検シート) 402 介護予防訪問看護費(2/4)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している 状態	該当	主治医の指示書等
特別管理加算(Ⅱ)	3 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態	該当	主治医の指示書等
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録 書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	あり	
初回加算	過去2月の利用実績がない	該当	サービス提供記録等
	共同指導の内容を文書により提供	あり	
退院時共同指導加算	退院又は退所後に訪問	あり	
	特別管理加算の対象者	該当	
	初回加算の算定	なし	

(自己点検シート) 402 介護予防訪問看護費(3/4)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数の うち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 100分の50以上	該当	
看護体制強化加算	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数の うち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分 の20以上	該当	
	3 指定介護予防訪問看護ステーションにおいては、指定介 護予防訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職 員の占める割合が100分の60以上	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び3の割合の記録(毎月)	あり	台帳等(規定はなし)
	1看護師等ごとに研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
サービス提供体制強化加	2 利用者情報、留意事項伝達又は技術指導等を目的とした会 議開催	該当	
算(I)	3全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	該当	
	4看護師等総数のうち、勤続年数7年以上の看護師等の占め る割合が100分の30以上	該当	
	1看護師等ごとに研修の計画策定、実施(又は実施予定)	該当	
 サービス提供体制強化加	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	該当	
算(Ⅱ)	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数 3 年以上の看護師等の占め る割合が100分の30以上	該当	

(自己点検シート) 402 介護予防訪問看護費(4/4)

403 介護予防訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」とする。)	該当	
同一建物減算	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の 利用者	あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する 建物の利用者	あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
中山間地域等における小	厚生労働大臣の定める地域	該当	
規模事業所加算	1月あたり延べ訪問回数30回以下	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
短期集中リハビリテー	短時間の訪問リハビリテーション	なし	
ション実施加算	起算日より3月以内に実施(概ね週2回以上1回40分以上)	あり	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の 実施	なし	
利用開始した月から12 月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行う	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員が10名以上	□ 満たす	
事業所評価加算	(要支援状態区分の維持者数+(改善者数×2)) 評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月 以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	口 0.7以上	
サービス提供体制強化加 算 (I)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士のうち勤続年数7年以上の者がいる	□該当	
	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士のうち勤続年数3年以上の者がいる	口該当	

404 介護予防居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	
(薬剤師が行う場合) 麻薬管理指導加算	疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な薬学的指導	□実施	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	□ 該当	
中山間地域等における小	厚生労働大臣の定める地域	口 該当	
規模事業所加算	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下	□ 該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	□該当	

405 介護予防通所リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過利用減算		該当	
人員基準欠如減算		該当	
	6月間のリハビリテーション実施計画を作成	あり	生活行為向上リハビリテーショ ン実施計画(参考様式)
	家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与するこ と等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を修 了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置	該当	修了証
	終了前一月以内に、リハビリテーション会議を開催	あり	プロセス管理票(参考様式)
生活行為向上リハビリ テーション実施加算	リハビリテーションの目標の達成状況を報告	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	利用者が生活の中で実践できるよう家族に指導助言	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及 び家族に伝達	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しく は言語聴覚士が利用者宅を訪問し、生活行為に対する評価を 概ね1月に1回以上実施	該当	リハビリテーション計画書(参考 様式)
利用開始した月から 12 月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防通所リハビリテーションを行う	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を一名以上配置	配置	
	利用者ごとに医師又は看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握	実施	
	理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標(「長期目標」)及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標(「短期目標」)を設定	実施	
運動器機能向上加算	理学療法士等が共同して3月程度の運動器機能向上計画を作成	あり	運動器機能向上計画
	効果、リスク、緊急時の対応と併せて利用者に計画を説明し 同意を得る	あり	
	理学療法士等による運動器機能向上サービスの提供	実施	
	短期目標に応じたモニタリングの実施	概ね1月毎に実施	
	利用者の運動器の機能を定期的に記録	あり	
	計画実施期間終了後、長期目標の達成度及び運動器の機能の 状況について、事後アセスメントを実施し、介護予防支援事 業者に報告	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養 士を1名以上配置	あり	
栄養アセスメント加算	利用者ごとに医師、管理栄養士、介護職員、生活相談員らが 共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行い、利用者又 は、家族に結果を説明し、相談等に対応	実施	栄養スクリーニング・アセスメ ント・モニタリング (参考様式)
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出 し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために 必要な情報を活用	実施	
	定員、人員基準に適合	適合	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費 (2/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養 士を1名以上配置	配置	
	管理栄養士等(医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮した栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
 栄養改善加算	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
N. W. W. D. W. S.	栄養ケア計画に従い管理栄養士等が(必要に応じて居宅を訪問し)栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する 情報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 および栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員 に提供	6月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算(I)	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養 改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間であ る若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	非該当	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費 (3/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	(1)又は(2)に該当	該当	
	(1)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次の①及び②が該当	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算(II)	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算 定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔 機能向上サービスが終了した日の属する月ではない	該当	
ノ加井(エ)	(2)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態 について確認し情報を担当ケアマネに提供している場合次の ①及び②が該当	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算 定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔 機能向上サービスが終了した日の属する月	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行 うこと	実施	
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	実施	
口腔機能向上加算(I)	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等に よる口腔機能改善管理指導計画の作成	なし	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマネ等への情報提供	3月ごとに実施	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費 (4/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行 うこと	実施	
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	実施	
	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等に よる口腔機能改善管理指導計画の作成	なし	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活 機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の 評価、ケアマネ等への情報提供	3月ごとに実施	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	利用者ことの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う	実施	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省(LIFE)に提出	あり	
	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、 計画 (Plan) 、実行 (Do) 、評価 (Check) 、改善 (Action)のサイクル (PDCAサイクル) により、質の高 いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる 向上に努める	実施	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費 (5/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	該当	
 選択的サービス複数実施	選択的サービスのうち、2種類を実施	該当	
加算Ⅰ	選択的サービスのうち、いずれかを1月につき2回以上実施	該当	
選択的サービス複数実施	選択的サービスのうち、3種類を実施	該当	
加算Ⅱ	選択的サービスのうち、いずれかを1月につき2回以上実施	該当	
	定員超過、人員超過に非該当	あり	
	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向 上サービスを実施	実施	
事業所評価加算	利用実人員数のうち選択的サービスを実施した率	0.6以上	
	前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員が10名以上	満たす	
	(要支援状態区分の維持者数+(改善者数×2))÷ 評価対象期間内に選択的サービスを3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	0.7以上	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の70以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	(2)介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉 士の占める割合が100分の25以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 又は (Ⅲ) を算定していな い	該当	
	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50 以上	該当	
サービス提供体制強化加算(II)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	該当	
	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の40以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(皿)	(2)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) を算定していな い	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロあり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロあり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	口 なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	ロあり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知		
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	ロあり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(II)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費 (9/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費(10/11)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	и политичной политично	
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅱ)	(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改 善の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

(自己点検シート) 405 介護予防通所リハビリテーション費 (11/11)

406 介護予防短期入所生活介護費

	点検事項		点検結果	
夜勤減算 (単独型)	利用者数25人以下		看護·介護1人未 満	
	利用者数26人以上60人以下		〃 2人未満	
	利用者数61人以上80人以下		〃 3人未満	
	利用者数81人以上100人以下		″ 4人未満	
	利用者数101人以上		" 4+25	
			又は端数を増す	
		╽╙	毎に1を加えた	
			数以上	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上		満たさない	
夜勤減算(特別養護老人 ホームの空床利用併設型	①利用者数、入所者数の合計数が25人以下		看護·介護1人 未満	
(ユニット型特養を除	②利用者数、入所者数の合計数が26人以上60人以下		未満 看護・介護2人	
<))	③利用者数、入所者数の合計数が61人以上80人以下		未満 看護・介護3人	
	④利用者数、入所者数の合計数が81人以上100人以下		<u>未満</u> 看護・介護4人 未満	
	⑤利用者数、入所者数の合計数が101人以上		看護・介護4人	
			に利用者25人又	
			はその端数を増	
			す毎に1を加え	
			た数未満	
	次の要件のいずれにも適合する場合は②~⑤の利用者数、入 所者数の合計の10分の8			
	i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機	۱_	=n. 99	
	器を利用者の数以上設置	╽╙	設置	
	ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看			
	護職員が情報通信機器を使用(職員同士の連携促進)		実施	
	 iii 見守り機器及び情報通信機器を活用する際の安全体制及び	.		
	ケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事			
	項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための			
	委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共		1	
	同して、当該委員会において必要な検討等を行い、当該事項 の実施を定期的に確認する			
1	少夫心でた対別に唯能する	<u> </u>		

点検項目	点検事項	点検結果	
	(1) 夜勤を行う職員による利用者の安全及びケアの質の確保	実施	
	(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	実施	
	(3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備	実施	
	(4) 見守り機器等の定期的な点検	実施	
	(5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	実施	
	iv 入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置	配置	
夜勤減算 (併設事業所)	a併設本体が特別養護老人ホーム	夜勤減算(特別 養護老人ホーム 空き利用併設型 に該当	
	b併設本体がユニット型特別養護老人ホーム	利用者、入所者 の合計数が20 又はその端数を 増す毎に1以下	
	a, b以外		
	i 利用者の数が25以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護1人 未満	
	ii 利用者の数が26以上の60以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護2人 未満	

点検項目	点検事項	点検結果	
	iii 利用者の数が61以上の80以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護3人 未満	
	iv 利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護4人 未満	
	v 利用者の数が101以上の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	看護・介護4人 に利用者25人又 はその端数を増 す毎に1を加え た数未満	
	指定障害者支援施設として必要とされる夜勤を行う生活支援 員の数	必要とされる生 活相談員数未満	
夜勤減算(併設型・ユニット型)	(一)併設本体が特別養護老人ホーム	利用者、入所者 の合計数が20 又はその端数を 増す毎に1以下	
	(二)(一)以外のユニット型指定短期入所生活介護事業所	2のユニット毎 に介護・看護 1 未満	
定員超過減算	指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第140条の10の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合(老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に100分の105を乗じて得た数(利用定員が40を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数)を超える場合)	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護にあっては、施行規則第140条の10の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合(老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあっては、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数(入所定員の数に100分の105を乗じて得た数(入所定員が40を超える場合にあっては、入所定員に2を加えて得た数)を超える場合)	口。該当	
人員基準減算	<単独型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 指定介護予防サービス基準第129条に定める員数を置いてい ない場合	□該当	
	〈併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合〉 指定介護予防サービス基準第165条の規定の適用を受けない 指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、指定介護 予防サービス基準第129条に定める員数を置いていない場合	口該当	
	〈併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合〉 指定介護予防サービス基準第165条の規定の適用を受ける指 定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、同条第2号 に定める員数を置いていない場合	□該当	
	<単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合> 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員 又は看護職員を置いていない場合	□該当	
	〈併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合〉 場合〉 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員 又は看護職員を置いていない場合	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
ユニットケア減算	日中について、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は 看護職員を配置していない場合	該当	
	ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していない 場合	該当	
共生型介護予防短期入所 生活介護を行う場合	共生型介護予防サービスの事業を行う指定短期入所事業者が 当該事業を行う事業所において共生型介護予防短期入所生活 介護を行った場合	該当	
生活相談員配置等加算	共生型介護予防短期入所生活介護費を算定している。	該当	
	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	該当	
	地域に貢献する活動を行っている。	該当	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導 員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切 に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導 員等により閲覧が可能である。	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機 能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等 に対する助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導 員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切 に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を 訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況 等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又は その家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。) や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練 内容の見直し等を行っている。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導 員等により閲覧が可能である。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
専従の機能訓練指導員を 配置している場合	<利用者の数が100以下である指定短期入所生活介護事業所の場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1人以上配置している。	該当	
	<利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所の場合> 場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓 練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数 以上配置している。	該当	
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師敦の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	○ 個別機能訓練計画書(参考 様式) ○ 興味・関心チェックシート (参考様式) ○ 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練の目標は、適切なアセスメントを経て利用者の ADL及びIADLの状況を把握した上で設定されており、日常生 活における生活機能の維持・向上に関するものとなってい る。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練の目標の設定にあたっては、利用者又は家族の 意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、 当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標設定 するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてい る。	該当	
	個別機能訓練が、介護予防短期入所生活介護事業所を計画的 又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行われてい る。	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の 実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定し ている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練計画に基づいて 行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について 評価等を行っている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行っている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練の評価内容や個別機能訓練計画の目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状(認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状)が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行っている。	該当	
	指定介護予防短期入所生活介護の利用の開始にあたっては、 介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家 族から同意を得ている。	該当	
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれにも該当していない。 A 病院又は診療所に入院中の者であって、退院後直接介護予防短期入所生活介護の利用を開始した者 B 介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を利用中の者であって、利用後直接介護予防短期入所生活介護の利用を開始した者	該当	
	判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録し ている。	該当	
	当該事業所は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に当 たっての留意事項等を介護予防サービス計画書に記録してい る。	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症に よって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定めている。	該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。	該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない。	該当	
利用者に対して送迎を行う場合	同加算を算定する利用者は、利用者の心身の状態、家族等の 事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる者であ る。	該当	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者に対し、その居宅と当該事業所との間の送迎を行っている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	利用者の症状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患 治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者の 年齢、病状等に対応した適切な栄養量及び内容を有する糖尿 病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧 血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検 査食を提供している。	該当	
	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい る。	該当	
	療養食の献立表が作成されている。	該当	療養食献立表
	<減塩食療法を行う場合> 心臓疾患等の減塩食は、総量6.0g未満の減塩食としてい	該当	
	<減塩食療法を行う場合> 高血圧症に対して行うものではない。	該当	
	<胃潰瘍食を提供する場合> 手術前後に与える高カロリー食ではない。	該当	
	<貧血食を提供する場合> 血中へモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄 分の欠乏に由来する者に対して提供している。	該当	
	<脂質異常症食を提供する場合> 空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl 以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若し くは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者に対して提供し ている。	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当	
認知症専門ケア加算 (I)	指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)(当加算において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上である。	該当	
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員 数又は利用延人員数(要介護者を含む)の平均により算定し ている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	該当	
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の 伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)(当加算において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上である。	該当	
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員 数又は利用延人員数(要介護者を含む)の平均により算定し ている。	該当	
	図知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	該当	
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の 伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指導者研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	該当	
	当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに 関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は 実施を予定している。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加	1 次の(1)又は(2)に該当		
算(I)	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上	該当	
	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	あり	
	3サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 1 0 0 分の 6 0 以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	あり	
	3サービス提供体制強化加算 (I) 及び (Ⅲ) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
算(Ⅲ) 	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
	(3)直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	あり	
	3サービス提供体制強化加算 (I)及び (Ⅱ)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施 4 処遇改善に関する実績の報告		あり あり	 実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	•	なし	大快 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)~(三)のいずれにも適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知		あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み 又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設 け、全ての介護職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知		あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
(11)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		あり なし	実績報告書
	6 労働保険料の納付		適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		(10 H)	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知		あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知		あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(Ⅲ)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上 回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

点検項目	点検事項		点検結果				
介護老人保健施設	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費						
夜勤減算	看護又は介護職員2人以上(40人以下は1以上)		満たさない				
[[[文]]][[[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上		満たさない				
┃ ┃ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置				
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置				
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1かつ2名超 えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1名 超えて配置		配置				
個別リハビリテーション	利用者に20分以上の実施		該当				
実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が 共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成		該当				
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、 受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無		あり				
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	医師が判断した日又はその次の日に利用開始		該当				
	7日を限度に算定		該当				
	介護予防サービス計画書による記録		該当				
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない		該当				
若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとの個別担当者		該当				
加算	利用者に応じた適切なサービス提供		実施				
··· ••	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない		該当				

点検項目	点検事項	点検結果	
	在宅復帰指標率が40以上	該当	
	地域貢献活動	該当	
機能加算(I)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)を算定しているものであること	該当	
	在宅復帰指標率が70以上	該当	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 (II)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)を算定しているものであること	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	次のいずれかに該当すること		
	(一) 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であったこと	該当	
療養体制維持特別加算 (I)	(二) 転換を行う直前において、療養病床を有する病院(診療報酬の算定方法の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)口①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。)であったこと	該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定介護予防短期入所療養 介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が 4 又はその端数を増すごとに1以上	配置	
	定員、人員基準に適合	あり	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること	該当	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等 を行うこと	該当	
総合医学管理加算	診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注 射、処置等の内容等を診療録に記載すること	該当	
	利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当 該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を 行うこと	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
 認知症専門ケア加算 II	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
応知延守 ブブ加昇Ⅱ 	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体 の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	
緊急時施設療養費(緊急	3日を限度に算定	3日以内	
時治療管理)	同一の利用者について月に1回まで算定	1回以下	
緊急時施設療養費(特定治療)	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表 第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者 の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療 機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーショ ン、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	あり	
	1 次の(1)又は(2)に該当		
サービス提供体制強化加 算(I)	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上	該当	
	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定して いない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の6 0以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅲ) を算定していない	該当	
	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加 算 (皿)	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定して いない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
 介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
┃ ┃介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(Ⅱ)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万 円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善加算(II)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上 回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

点検項目	点検事項		点検結果			
療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費						
	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に看護又は介護職員1(ただし2人以上)		満たさない			
夜勤減算	看護職員の数が1以上		満たさない			
	看護又は介護職員の1人当たり平均夜勤時間64時間以下		満たさない			
	ユニット型・・・2 ユニットごとに看護又は介護職員 1 以上		満たさない			
 ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置			
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置			
病院療養病床療養環境減 算	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上		満たさない			
医師の配置による減算	療養病床の全病床数に占める割合が50/100を超える		満たさない			
夜間勤務等看護 I	看護職員が15:1、2人以上配置		満たす			
次间到仍守有设工	月平均夜勤時間72時間以下		満たす			
│ │夜間勤務等看護 II	看護職員が20:1、2人以上配置		満たす			
	月平均夜勤時間72時間以下		満たす			
	看護・介護職員が15:1、2人以上配置		満たす			
夜間勤務等看護Ⅲ	月平均夜勤時間72時間以下		満たす			
	看護職員1以上		満たす			
夜間勤務等看護IV	看護・介護職員が20:1、2人以上配置		満たす			
	月平均夜勤時間72時間以下		満たす			
	看護職員1以上		満たす			

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、 受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	あり	
急対応加算	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	該当	
	7日を限度に算定	該当	
	介護予防サービス計画書による記録	該当	
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	該当	
 若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体 の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	
	1 次の(1)又は(2)に該当		
サービス提供体制強化加 算 (I)	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上	該当	
	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定して いない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の6 0以上	該当	
サービス提供体制強化加算(II)	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅲ) を算定していない	該当	
	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
算(皿)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定して いない	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(1)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	Б	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(2)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(1117)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善 加算(I)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅱ)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上 回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

点検項目	点検事項		点検結果				
療養病床を有する	療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費						
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置				
ユークトケア原昇	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置				
診療所設備基準減算	療養病床・精神病床の隣接廊下幅1.8m(両側に居室の場合 2.7m)以上		満たさない				
	その他の廊下幅1.2m(両側に居室の場合1.6m)以上		満たさない				
食堂を有しない場合の 減算	食堂を有しない		該当				
	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、 受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無		あり				
│認知症行動・心理症状緊 │急対応加算	医師が判断した日又はその次の日に利用開始		該当				
אניטיו נייגעון אַ אַן	7日を限度に算定		該当				
	介護予防サービス計画書による記録		該当				
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない		該当				
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者		該当				
	利用者に応じた適切なサービス提供		実施				
NR 3T	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない		該当				
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態		あり				

点検項目	点検事項	点検結果	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体 の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(1)又は(2)に該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定して いない	該当	
サービス提供体制強化加	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の6 0以上	該当	
算(Ⅱ)	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定して いない	該当	
	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
算(Ⅲ)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定して いない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
┃ ┃ ┃介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(Î)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(II)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(Ⅲ)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
介護職員等特定処遇改善 加算 (I)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
794 (1)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない	hiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		該当	
	4 処遇改善の実施の報告		該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) を届出		該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定		該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表		あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善加算(II)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

点検項目	点検事項		点検結果	
老人性認知症疾患	療養病棟を有する病院における介護予防短	期力	八所療養介護	費
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態		あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施		あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施		あり	
	定員、人員基準に適合		あり	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供		あり	
	療養食の献立の作成の有無		あり	療養食献立表
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施		あり	
	1 次の(1)又は(2)に該当			
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上		該当	
サービス提供体制強化加算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上		該当	
	2 定員、人員基準に適合		該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定して いない		該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の6 0以上		該当	
	2 定員、人員基準に適合		該当	
	3 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) を算定して いない		該当	

点検項目	点検事項	 点検結果	
	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
并 (皿)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定して いない	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(II)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (III)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(111)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(Ⅰ)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	 該当	
	4 処遇改善の実施の報告 5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか を算定	 該当該当	実績報告書
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護医療院におけ	る介護予防短期入所療養介護費		
	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に看護又は介護職員1以上、かつ、2人以上	満たさない	
夜勤減算	看護職員の数が1以上	満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに看護又は介護職員1以上	満たさない	
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	未配置	
療養環境減算Ⅰ	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7.m)未満	満たさない	
療養環境減算Ⅱ	療養室の床面積の合計を入所者定員で除した数が8以下	満たさない	
夜間勤務等看護 I	看護職員が15:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅱ	看護職員が20:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅲ	看護・介護職員が15:1、2人以上配置	満たす	
汉阳却仍可怕改业	看護職員1以上	満たす	
方即勘致 生毛 灌π7	看護・介護職員が20:1、2人以上配置	満たす	
夜間勤務等看護Ⅳ 	看護職員1以上	満たす	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、 受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	あり	
急対応加算	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	該当	
	7日を限度に算定	該当	
	介護予防サービス計画書による記録	該当	
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	該当	
	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	該当	
若年性認知症利用者受入	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
加算	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
 療養食加算	定員、人員基準に適合	あり	
惊食及加异	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常 生活自立度ランクⅢ以上の者である)の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体 の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	
宋心的他成的凉臭(宋心 叶·人·古然四)	3日を限度に算定	 3日以内	
时心惊目垤/	同一の利用者について月に1回まで算定	1回以下	
緊急時施設診療費(特定 診療費)	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(1)又は(2)に該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分 の80以上	該当	
サービス提供体制強化加 算 (I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定して いない	該当	
	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の6 0以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定して いない	該当	
	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
算(Ⅲ)	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定して いない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
介護職員処遇改善加算 (I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(=)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (皿)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	口 該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	口 該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	□該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅱ)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上 回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

408 介護予防特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
	身体拘束等を行う場合の記録を行っている	整備	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3月に1 回以上開催している	3ヶ月毎未実施	
	身体的拘束適正化のための指針を整備している	整備	
	身体的拘束適正化のための定期的研修を実施している	整備	
	(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施	実施	
生活機能向上連携加算	(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	実施	
(1)	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月 ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓 練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に 応じて訓練内容の見直し等を行っていること	実施	
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ) を算定していない	該当	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定していない	該当	
	(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している理学療法士等が、当該介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施	実施	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	実施	
	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月 ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓 練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に 応じて訓練内容の見直し等を行っていること	実施	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 人以上配置	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上 配置	配置	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	作成	個別機能訓練計画
個別機能訓練加算(I) 	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	実施時間、訓練内容、担当者等 の個別訓練に係る記録
	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上 配置	配置	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	3月毎に実施	
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	訓練の効果、実施方法等に対する評価	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	実施時間、訓練内容、担当者等 の個別訓練に係る記録
	個別機能訓練加算(I)を算定している	あり	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
 若年性認知症入居者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、 利用者毎に健康状況を随時記録	あり	
	利用者の同意の有無	あり	
医療機関連携加算	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	あり	
	協力医療機関等と情報内容を定めている	あり	
	協力医療機関又は利用者の主治の医師に月1回以上情報提供	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職 員に(口腔ケアにかかる) 助言、指導を行う	月1回以上	
口腔衛生管理体制加算	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の 作成	該当	
	助言、指導を行うに当たり、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生 指導の実施時間以外の時間帯で実施	該当	
	口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための 課題目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されて いる	該当	
	利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	6月ごとに実施	
口腔・栄養スクリーニン グ加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態につい て確認し情報を担当ケアマネに提供	6月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	あり	
	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省(LIFE)に提出	あり	
科学的介護推進体制加算	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、 計画 (Plan) 、実行 (Do) 、評価 (Check) 、改善 (Action) のサイクル (PDCAサイクル) により、質の高 いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる 向上に努める	実施	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者に占める認知症の者の割合	2分の1以上	
認知症専門ケア加算(I)	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者	対象者20人未満 では1以上 対象者20人上 対象者20人 対象者 が19を が19を が10 対を 対を 対を 対を 対 を 対 を 対 と が は 当 は が は 当 は 当 は 当 は 当 は 当 は 当 は 当 は	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	実施	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	利用者に占める認知症の者の割合	2分の1以上	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者	対象者20人未満 では1以上 対象者20人上 対象者20人上 対象当該9を3 の数が19を3 で10又はする が2はずる が2を加え が2を加え もでとした 数以上	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置 し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作 成及び研修の実施	該当	
	認知症専門ケア加算(I)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(1)又は(2)に該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70 以上	該当	
サービス提供体制強化加算(I)	(2)指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数 10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上 であること	該当	
开(1)	2 提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向 上に資する取組を実施	該当	
	3 定員、人員基準に適合	該当	
	4 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定して いない	該当	
	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以 上	該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (皿) を算定していない	該当	
	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加 算(皿)	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
	(3)直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職 員の割合が100分の30以上	該当	
	2 定員、人員基準に適合	該当	
	3 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) を算定して いない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算 (I)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職 員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(11)	7 次の(一)、(二)いずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(Ⅲ)	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち q 人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている	該当	
介護職員等特定処遇改善 加算 (I)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	
	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない	該当	
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	該当	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている	該当	
介護職員等特定処遇改善 加算(II)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	
加	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上 回らない	該当	
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	
外部サービス利用型にお ける障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供 にあたり、特に支援を必要とする者	あり	

409 介護予防福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	口 該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域+事業所規模要件	□該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	□該当	

501 介護予防支援費

点検項目	点検事項	点検結果	
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成	口 該当	
	指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力	□該当	

(自己点検シート) 501 介護予防支援費(1/1)

601 定期巡回·随時対応型訪問介護看護費

点検項目	点検事項		点検結果	
准看護師が訪問看護サー ビスを行った場合	准看護師が訪問看護サービスを行った場合		該当	
通所介護又は認知症対応 型通所介護を受けている 利用者に対して行った場 合	通所介護等(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護)の利用		あり	
しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)		所定単位数の 100分の90	
THE ICAS F WAXIAGO	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の 利用者		所定単位数の 100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する 建物の利用者	* :	所定単位数の 100分の85	
特別地域定期巡回·随時 対応型訪問介護看護加算	厚生労働大臣が定める地域 (平成24年厚生労働省告示第120号) に所在する事業所		該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の事業所		該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供		該当	
生活機能向上連携加算 (I)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて計画作成責任者が行った生活機能アセスメント		あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計 画に基づくサービス提供		あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する 月		該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計 画に基づくサービス提供	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供がが行われた日の属す る月以降3月の間	該当	
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を 求められた場合に常時対応できる体制	あり	対応マニュアル等
	利用者又はその家族の同意	あり	同意書等(規定はなし)
	他の事業所での当該加算の算定の有無(訪問看護事業所、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機 能型居宅介護事業所)	なし	
	24時間対応体制加算 (医療保険における訪問看護) の有無	なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
特別管理加算(I)	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	□該当	主治医の指示書等
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	□あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無(訪問看護事業所、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機 能型居宅介護事業所)	ロなし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることがで きるような支援の有無	ロ あり	
特別管理加算(Ⅱ)	以下の1~4のいずれかに該当すること。 1 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	□該当	主治医の指示書等
	2 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している 状態	口 該当	II .
	3 真皮を越える褥瘡(じょくそう)の状態	□該当	"
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	□該当	"
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	□ あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無(訪問看護事業所、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機 能型居宅介護事業所)	ロなし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることがで きるような支援の有無	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケア加算	以下の1又は2のいずれかに該当すること。 1 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度が順度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、サゾゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、対プリオン病、亜急性硬化性発素縮症、対が変異など、大口では一大変を使用を強力が変異を使用を表現(けい)が、関係を使用となる状態	該当	主治医の指示書
	2 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回 の訪問看護が必要であると認める状態	該当	
	24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備	あり	
	主治医と連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得ていること	あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケアの提供についての利用者の身体状況の変化等 必要な事項の適切な記録	あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)	あり	サービス提供票
	他の事業所での当該加算の算定の有無(訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所)	なし	
	訪問看護ターミナルケア療養費(医療保険)及び在宅ターミナルケア加算(訪問看護・指導料)の有無	なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内(30日を超える病院 又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場 合も同様とする。)	□該当	
退院時共同指導加算	退院時共同指導の内容を文書により提供	ロ あり	
	退院又は退所後に訪問看護サービスを実施	□あり	
総合マネジメント体制強 化加算	個別サービス計画について、利用者の心身の状況やその家族 等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護師、 准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見 直しを行っている	ロあり	
	地域との連携を図るとともに、地域の病院等の関係機関に対し、事業所において提供できる具体的なサービスの内容等に ついて日常的に情報提供を行っている	□あり	
認知症専門ケア加算(I)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	□:該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	実施	

点検項目	点検事項	点検結果
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	□該当
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	□実施
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	□該当
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	□実施
サービス提供体制強化加 算(I)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定してい る	□該当
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を 定期的に開催している	口 該当
	定期的な健康診断を実施している	□該当
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が6割以上 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が6割以上又は 勤続年数10年以上の者が4分の1以上	□ いずれか該当
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)、又は (Ⅲ) を算定していない	□該当

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加 算(II)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定してい る	口該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を 定期的に開催している	□該当	
	定期的な健康診断を実施している	□該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が6割以上である。	口 該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	□該当	
サービス提供体制強化加 算 (Ⅲ)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	口 該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を 定期的に開催している	□該当	
	定期的な健康診断を実施している	□該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が5割以上である。		
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上であ	□□いずれか該当	
	○。 従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 3割以上である。		
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) を算定していない	口該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	
	6 労働保険料の納付	口 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれにも適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	(3)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定 の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職	ロ あり	
	員に周知 8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員処遇改善計画書
(II)	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	ロあり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロあり	介護職員処遇改善計画書
(III)	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	ロあり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	□ あり□ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	4 処遇改善の実施の報告	ロ あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の届出	口 あり	
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	□ :あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員と除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	-	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施		あり	
	4 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定		あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表		あり	

602 夜間対応型訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算(I)	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を 必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ以上)の割合が5割以上	該当	
	認知症介護に係る専門的研修を修了している者が対象者数が20人未満の場合は1人以上、当該対象者数が20人以上の場合は、1に当該対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会 議を定期的に開催	実施	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を 必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ以上)の割合が5割以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会 議を定期的に開催	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、 事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画 に従い、研修を実施又は実施を予定	該当	
事業所と同一の敷地内若 しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同 一の建物等に居住する利	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)	所定単位数の 100分の90	
用者に対する取扱い	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	所定単位数の 100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	所定単位数の 100分の85	
特別地域夜間対応型訪問 <u>介護加算</u>	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に所在する事 業所	該当	

(自己点検シート) 602 夜間対応型訪問介護費(1/5)

中山間地域等における小 規模事業所加算	点検項目	点検事項		点検結果
現代事業が加昇			П	該当
名利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供				
3	中山間地域等に居住する	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住してい		該当
利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する訪問介護事業所に連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実施されること。事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結している。 緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している。 夜間の同居家族等の状況把握に加え、利用者の日中の同居家族等の状況及び存在党サービス利用状况等を把握している。 利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録 サービス提供体制強化加算(I) 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している。 東業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上事業所の訪問介護員等の総数のうち、動続年数10年以上の介護福祉士が25以上事業所の訪問介護員等に必要に収している。 東東所の訪問介護員等の総数のうち、動続年数10年以上の介護福祉士が25以上事業所の訪問介護員等に必要に収している。 東東所の訪問介護員等に必要に収している。 東東所の訪問介護員等によりの表述を定期的に開催していませている。 カービス提供体制強化加算の計算の計算を表述を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述といる。 カービス提供体制強化加算の計算を表述されている。 カービス提供体制強化加算の計算を表述されている。 カービス提供体制強化加算の計算を表述されている。 カービス提供体制強化加算の対象を表述といる。 カービス提供体制強化加算の対象を表述を表述を表述されている。 カービス提供体制強に対象的に対象を表述を表述を表述を表述を表述を表述されている。 カービス提供体制強に対象を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を				
問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実 応されること 事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結し	24時間通報対応加算	日中においてオペレーションサービスを行うための必要な人員の確保	<u> </u>	.該当
施されること 事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結し ている。 緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している 夜間の同居家族等の状況把握に加え、利用者の日中の同居家族等の状況及び 在宅サービス利用状況等を把握している 利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録 サービス提供体制強化加算(I) 財用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している。 定期的な健康診断を実施している。 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、動続年数10年以上の介護福祉士が25以上 サービス提供体制強化加算(II) 財用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催してがすれか該当 は対すれが該当 に対すれが該当 は対すれが該当 に対すれが該当 は対すれば、対すれが該当 に対すれが該当 に対すれば、対すれが該当 は対すれば、対すれが該当 に対すれば、対すれが該当 に対すれば、対すれが該当 に対すれば、対すれが該当 に対すれば、対すれば、対すれが該当 に対すれば、対すれば、対すれが該当 に対すれば、対すれば、対すれば、対すれば、対すれば、対すれば、対すれば、対すれば、			۱.,	=+ >//
事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結している 緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している。			$ \; \sqcup \;$	談当
ている 緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をととっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している で間の同居家族等の状況把握に加え、利用者の日中の同居家族等の状況及び在宅サービス利用状況等を把握している 利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録 サービス提供体制強化加算(I) 「財産の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催したいる。 「対理的な健康診断を実施している。」は対象がでは実施を予定している。 「対理がな健康診断を実施している。」は対象がでは関係を対象がある。 「対理がな健康診断を実施している。」は対象がでは関係を対象がある。 「対象は、対理を対象を対象を対象を定期的に関係したができませ、対象は対象を対象を定期的に関係した。 「対象は、対理を対象を対象を対象を定期的に関係した。 「対象は、対象を対象を表現的に関係した。 「対象は、対象を対象を表現的に関係した。 「対象は、対象を表現的に関係した。 「対象は、対象を表現的に関係した。 「対象は、対象を表現的に関係した。 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象を表現的に関係した。」 「対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に対象を表現的に関係した。」 「対象は、対象を表現的に対象を表現的に関係と表現的に対象を表現的は対象を表現的に対象を表現的に対象を表現的は対象を表現的				
緊急の訪問が必要と判断される場合において対応が可能となるよう連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している。				該当
をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握して である ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではい				<u> </u>
□ 「いる。 夜間の同居家族等の状況把握に加え、利用者の日中の同居家族等の状況及び 在宅サービス利用状況等を把握している。 利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録 □ 該当				該当
在宅サービス利用状況等を把握している 利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録 サービス提供体制強化加算(I) 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している 定期的な健康診断を実施している 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 にずれか該当 サービス提供体制強化加算(II) カービス提供体制強化加算(II) 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催した。 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催した。 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催した。 「表当				
1				=
サービス提供体制強化加算(I) 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している 定期的な健康診断を実施している。 ロ 該当 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 5以上 サービス提供体制強化加算(II) 対用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し			L	<u>.</u>
算(I) 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している		利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録		該当
利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し ている 定期的な健康診断を実施している 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 「いずれか該当ち以上 サービス提供体制強化加 訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し		訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している		該当
定期的な健康診断を実施している 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 「いずれか該当り以上 サービス提供体制強化加 訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している □ 該当 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し □ 該当				該当
事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 サービス提供体制強化加 訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している □ 該当 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し □ 該当				; ·該当
事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2 □ いずれか該当 5 以上 サービス提供体制強化加				<u> </u>
事業所の訪問介護員等の総数のうち、動続年数10年以上の介護福祉士か2 5以上 サービス提供体制強化加 算(Ⅱ) 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し				
5以上 サービス提供体制強化加算(II) 訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している 算(II) □ 該当 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し は				いずれか該当
算(Ⅱ)				
早(Ⅱ)	サービス提供体制強化加	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している		"=+ \//
	算 (Ⅱ)		╽╙	談当
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				該当
定期的な健康診断を実施している				該当
訪問介護員総数のうち介護福祉士の占める割合が4割以上又は介護福祉士				
実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が6割以上 □ 該当				該当

(自己点検シート) 602 夜間対応型訪問介護費(2/5)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加	訪問介護員等ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□:該当	
算(Ⅲ)			ļ
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催し	口 該当	
	<u>ている</u> 定期的な健康診断を実施している	□ ;≅¥ 까	
	た棚内な健康診断を美施している 訪問介護員総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、	口該当	
	訪问が設員総数のプラが設備性工の日のる前日がる前以工文はが設備性工、 実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が5割以上		
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士が3割	□ いずれか該当	
	事業別の初向外護員等の総数のうち、動称中数/中以上の外護備位工から制 以上		
人类啦号加油水学和第		; □:+:U	人类啦号加油水关到两事
介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	口あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施 4 処遇改善に関する実績の報告	口あり]
		口あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付	口なし	
	5 労働保険料の納り 7 次の(1)、(2)のいずれにも適合	□適正に納付	
	/ 次の(1)、(2)のい9 れにも適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員		
	(「)住用の際の職員又は職務内谷寺の安件を書面で作成し、主ての介護職員 に周知	ロ あり	
	(2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確		
	保し、全ての介護職員に周知	□ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額	г !+ u	1
	を全ての職員に周知	ロ あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員処遇改善計画書
(II)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり]
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ :あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	口 なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員	□:あり	
	(2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確	ロあり	研修計画書
	保し、全ての介護職員に周知	/	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額	ロ あり	
	を全ての職員に周知	<u>.</u>	

(自己点検シート) 602 夜間対応型訪問介護費(3/5)

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
(皿)	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし	
	6 労働保険料の納付		適正に納付	1
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合			1
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員	lп	あり	
	に周知	╽╙	めり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確		あり	 研修計画書
	保し、全ての介護職員に周知	╽╙	<i>8</i> 0 9	小小沙山 四音
	(3)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額	lп	あり	
	を全ての職員に周知		00 9	
介護職員等特定処遇改善	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見			介護職員等特定処遇改善
加算(I)	込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の		:	計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み			
	額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する。 おおり こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こう			
	る費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善		該当	
	に要する費用の見込額の平均を上回っている			
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込			
	額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員			
	以上(介護職員以外の職員の平均員並額が介護職員(経験・技能のある介護職員 を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	では、100円均負金額を工団のない場合をはい (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回		:	
	(日)			
	2 月後職員等待定处過以告前回音の F 次、 周本、 田 		あり	計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の届出		あり	
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定		あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全て		あり	
	の職員に周知		めつり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適	П	あり	
	切な方法で公表		(U) · /	

(自己点検シート) 602 夜間対応型訪問介護費(4/5)

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員等特定処遇改善	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見			介護職員等特定処遇改善
加算(Ⅱ)	込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の		•	計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み			
	額が月額8万円以上又は年額440万円以上		:	
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要す		:	
	る費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善		該当	
	に要する費用の見込額の平均を上回っている]	以コ	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込			
	額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍			
	以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員		•	
	を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善 計画書
	 3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	П	あり	
	4 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定		あり	7 13 1M P
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全て		•	
	の職員に周知	⊔	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適		あり	
	切な方法で公表	╚	יינט	

(自己点検シート) 602 夜間対応型訪問介護費(5/5)

603 認知症対応型通所介護費

点検項目	点検事項	 点検結果	
定員超過減算	介護保険法施行規則第131条の4の規定に基づき市町村長に 提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合	該当	
人員基準減算	<単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の場合> 地域密着型サービス基準第42条に定める員数を置いていない 場合	該当	
	<共用型指定認知症対応型通所介護事業所の場合> 地域密着型サービス基準第45条に定める員数を置いていない 場合	該当	
	心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間 のサービス利用が困難な者に対して、所要時間2時間以上3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合	該当	
	認知症対応型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サー ビスのみといった利用ではなく、利用者の日常生活動作能力 などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施され ている。	該当	
とする利用者数の減少が一定	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している。	該当	○ 感染症又は災害の発生を理由 とする通所介護等の介護報酬によ る評価 届出様式(参考様式) ○ 利用延人員数計算シート(参考 様式)
8時間以上9時間未満の報酬 区分によるサービス提供の前	8時間以上9時間未満の報酬区分でのサービス提供	該当	
後に行う日常生活上の世話	9 時間以上10時間未満	該当	
	10時間以上11時間未満	該当	
	11時間以上12時間未満	該当	
	12時間以上13時間未満	該当	
	13時間以上14時間未満	該当	
中山間地域等に居住する者へ のサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島)	該当	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
入浴介助加算(I)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	□該当	
	入浴介助を実施している。	口該当	
入浴介助加算 (Ⅱ)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有してい る。		
	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作と浴室環境を評価している。	□該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な 介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で 又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能 であると判断した場合、指定認知症対応型通所介護事業所に 対し、その旨情報共有している。 (当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定認知症対応 型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を 活用し、十分な情報共有を行っている。)	□該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な 介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で 又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難し いと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専 門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具 販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該 利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与 若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を 行っている。	□該当	
	指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同し、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。	□該当	
	個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近 い環境で入浴介助を実施している。	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、既存の研修等を参考に必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われている。	該当	
	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	 該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導 員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切 に提供している。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導 員等により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機 能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等 に対する助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	

点検項目	点検事項		点検結果	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導 員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切 に提供している。		該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度 合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報 告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要 に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利 用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練 内容の変更など適切な対応を行っている。		該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	_	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導 員等により閲覧が可能であるようにしている。		該当	
個別機能訓練加算(I)	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)が計画的に機能訓練を行っている。		該当	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、1日 120分以上、1名以上配置している。		該当	
	個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っている。		該当	

点検項目	点検事項		
	個別機能訓練を行うにあたっては、開始時及びその3か月後 に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し ている。	該当	
	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能 訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算Ιを算定している	該当	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出	該当	
	機能訓練の実施に当たり必要な情報を活用した場合	該当	
ADL維持等加算(I)	評価対象者の総数が10人以上	該当	
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該 月の翌月から6月目(6月目にサービスの利用がない場合は 当該サービス利用の最終月)においてADL値を測定し、測 定月ごとに厚生労働省に提出していること。	該当	
	評価対象者の「ADL利得」の平均値が1以上	該当	
ADL維持等加算(Ⅱ)	評価対象者の総数が10人以上	該当	
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から6月目(6月目にサービスの利用がない場合は当該サービス利用の最終月)においてADL値を測定し、測定月ごとに厚生労働省に提出していること。	該当	
	評価対象者の「ADL利得」の平均値が2以上	該当	
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症に よって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めてい る。	該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービ ス提供を行っている。	 該当	
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置	該当	
	利用者ごとに管理栄養士等(管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して栄養アセスメントを3ヶ月に1回以上実施し、当該利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等の対応をする	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養 管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。	該当	
	(基準に適合している)単独型・併設型指定認知症対応型通 所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所	該当	
栄養改善加算	当該事業所の従業員として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	配置	
	管理栄養士等(管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が必要に応じて居宅を訪 問し、栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する 情報提供	 3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合	 あり	
	月の算定回数	2回以下	
口腔・栄養スクリーニング加 算 (I)	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 及び栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に 提供	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養 改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間であ る若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	非該当	
口腔・栄養スクリーニング加	(1) (2) のいずれかに適合する		
算(Ⅱ)	(1) いずれも適合 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

(自己点検シート) 603 認知症対応型通所介護費(7/13)

点検項目	点検事項		 	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養			
	改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間であ	L	該当	
			禄二	
	る若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月		<u>:</u>	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている関係する。	_		
	ている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日	ΙЦ	非該当	
	の属する月		<u> </u>	
	(2) いずれも適合	۱_	\/,	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態につい	╽⊔	該当	
	て確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	_	! !	
	定員、人員基準に適合	Ш	該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養			
	改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間であ		非該当	
	る若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月			
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受け			
	ている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日		該当	
	の属する月			
口腔機能向上加算(I)	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置		:配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能	L	なし	口腔機能改善管理指導計画・管
	改善管理指導計画の作成	L	<i>;</i>	理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無		なし	[
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無		あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口		あり	口腔機能改善管理指導計画・管
	腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	L	(0) 9	理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への	L	: 3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタ
	情報提供	L	3月ことに美旭	リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合		あり	
	月の算定回数		2回以下	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置		配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能		: : t	口腔機能改善管理指導計画・管
	改善管理指導計画の作成	L^{\sqcup}	あり	理指導計画(参考様式)
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口		· ± ()	口腔機能改善管理指導計画・管
	腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成		あり	理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への		: 3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタ
	情報提供		5万年と10天池	リング(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無		あり	
	定員、人員基準に適合		あり	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
	月の算定回数	2回以下	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を 厚生労働省(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用	該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
	歯科医療を受診している場合は、医療保険の摂食機能療法を 算定していない、介護保険の口腔機能向上サービスとして摂 食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をしている	該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、 栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の 状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出	実施	
	必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定 認知症対応型通所介護の提供に当たって、厚生労働省に提出 する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に 提供するために必要な情報を活用している	実施	
同一建物減算	指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合(傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。)	該当	
送迎減算	指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用者に対 し、その居宅と指定認知症対応型通所介護事業所との間の送 迎を行わない場合	該当	
サービス提供体制強化加算	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以		
(I)	工 介護職員総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が100分 の25以上	いずれか該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算 (II)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以 上	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算 (皿)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40 以上	該当	
()	サービスを直接提供する職員のうち勤続年数7年以上の者の占 める割合が100分の30以上であること。	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
介護職員処遇改善加算(I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれにも適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(3)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	 あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	

点検項目	点検事項	点検結果	
	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合	! !	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合	 	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の		
	平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	額440万円を上回らない 2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		<u>.</u> あり	 介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善の実施の報告	ローあり	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定		あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表		あり	

604 小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
登録者定員超過又は人員基 準欠如		該当	
短期利用居宅介護費	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合	あり	
	利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生 活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合 は14日以内)の利用期間を定めている	あり	
	従業員の員数の基準を満たしている サービス提供が過小である場合の減算を算定していない	 該当 該当	
サービス提供が過小である 場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数について、登録者一人あたりの平均回数が、週4回に満たない場合	該当	
特別地域小規模多機能型居 宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120 号)に所在する事業所	該当	
模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域 (平成21年厚生労働省告示第83号) に所在する事業所	該当	
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号) に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサー ビス提供	該当	
生活機能向上連携加算 (I)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業 所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学 療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する 状況について把握して助言を行い、助言に基づいて介護支援専 門員が行った生活機能アセスメント	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画 に基づくサービス提供	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業 所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学 療法士等が利用者の居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同 行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を 訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った 生活機能アセスメント	口 あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成	□ あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月 以降3月間	□該当	
初期加算	登録した日から起算して30日以内(30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。)	□該当	
認知症加算(I)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(認知症高齢者の日常生活自立度 III 以上)	□該当	
認知症加算(Ⅱ)	要介護2であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(認知症高齢者の日常生活自立度II)	□該当	
若年性認知症利用者受入加	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	□該当	
算	担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス 提供を行う	□実施	
看護職員配置加算(I)	常勤専従の看護師を1名以上配置	口配置	
	看護職員配置加算(Ⅱ)・(Ⅲ)を算定していない	□該当	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	口該当	
看護職員配置加算(Ⅱ)	専従の常勤准看護師を1名以上配置	□配置	
	看護職員配置加算 (I)・(II)を算定していない	口 該当	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
看護職員配置加算(Ⅲ)	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	· 配置	
	看護職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定していない	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	
看取り連携体制加算	看護師により24時間連絡できる体制を確保していること	該当	
	管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、対応方針の内容を説明し同意を得ていること	あり	
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込み がないと診断した者	該当	
	看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の 求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に 関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、 同意した上でサービス提供を受けている者(その家族等が説明 を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)	該当	
	登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、 前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合 があることを説明し、文書にて同意を得ること	あり	
	事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、 当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることにつ いて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同 意を得ること	 あり	
	利用者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合には、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておく	該当	
	利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が 見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記 載するとともに、利用者の状態や家族に対する連絡状況を記載 すること	該当	
	死亡日を含めて前30日間が上限	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
訪問体制強化加算	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者が2名以上	□ :配置	
	事業所における延べ訪問回数1月当たり200回以上。ただし、 事業所と同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総 数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が100 分の50以上であって、かつ、同一建物に居住する者以外の者に 対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。	□該当	
総合マネジメント体制強化加算	個別サービス計画について、登録者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化を踏まえ、多職種協働により、随時適切に見直しを行っている	ロ あり	
	日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積 極的に参加	ロ あり	
認知症行動·心理症状緊急 対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用 (短期利用居宅介護費)が必要であると医師が判断し、医師が判断し た当該日又はその次の日に利用を開始した場合	□該当	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家 族との同意の上、短期利用(短期利用居宅介護費)を開始	□該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、 事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サー ビス計画書に記録している	□該当	
	利用開始日から起算して7日以内	□該当	
口腔・栄養スクリーニング 加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態に ついて確認し情報を担当の介護支援専門員へ情報提供	□ 利用開始時及び 6月ごとに実施	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等の情報を厚生労働省に提出	口該当	
	指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、必要な情報を 活用していること。	ロ あり	

(自己点検シート) 604 小規模多機能型居宅介護費 (4/9)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算 (I)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のう ち、介護福祉士の占める割合が7割以上である		
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	いずれか該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算 (II)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (皿) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算 (皿)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	介護福祉士の占める割合が4割以上	, , , , ,	
	従業者総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上	いずれか該当	
	従業者総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が3 割以上である		
	定員、人員基準に適合	該当	介護職員処遇改善計画書
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (I) を算定していない	該当	介護職員処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施 4 処遇改善に関する実績の報告	ロ:あり ロ:あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付 7 次の(1)、(2)、(3)のいずれにも適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全		研修計画書
	(1) 位別の版の職員人は職場的各等の要件を冒曲で作成し、生 ての介護職員に周知 (2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□ あり □ あり	介護職員処遇改善計画書
	(3)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に 周知	ロ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	介護職員処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施	□ :あり □ :あり □ :あり	実績報告書
	4 処遇改善に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロ あり ロ なし	
	6 労働保険料の納付 7 次の(1)、(2)のいずれにも適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	□ 適正に納付 □ : □ :あり	研修計画書
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ローあり	介護職員処遇改善計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施	□ あり □ あり	実績報告書
	4 処遇改善に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付 7 次の(1)、(2)のいずれかに適合	□ あり □ なし □ 適正に納付	研修計画書
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	□ あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ローあり	介護職員処遇改善計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	介護職員処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加 算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	□ 該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上		
	回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44 O万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の 実施	ロ あり	
	4 処遇改善の実施の報告	□ あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の届出	□ あり	
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	□ あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知	□ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員等特定処遇改善加 算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施			介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	□ 該当	該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上			
	回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44 O万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の 実施		あり	
	4 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定		あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知		あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利 用その他の適切な方法で公表		あり	

605 認知症対応型共同生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤の勤務条件に関する 基準を満たさない場合	介護従業者の数が共同生活住居ごとに1以上	満たさない	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	未整備	
	身体拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催していない	未実施	
	身体拘束等適正化のための指針の整備又は定期的な研修を 行っていない	未実施	
3ユニットで夜勤を行う 職員の員数を2人以上と する場合	3つの共同生活住居を有する事業所において、全ての共同生活住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能である構造	該当	
	夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施と いった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されている と認められること	該当	
夜間支援体制加算(I)	認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用認知症対応型 共同生活介護費(I)を算定していること。	満たす	
	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が 2 以上	満たす	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	
夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)を算定していること。	満たす	
	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、 事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数以上。	満たす	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	次の a ~ c に該当しない a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中 又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短 期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期 利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施 設入居者生活介護の利用中の者	□該当	
	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	□該当	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は 家族との同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利 用を開始	□該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録 し、事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介 護サービス計画書に記録している	口 該当	
	利用開始日から起算して7日以内	□該当	
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている 担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス 提供を行う	□ 該当 □ 実施	
入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院をした場合	□該当	
	入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できる体制を確保していること	□該当	
	上記について、あらかじめ利用者に説明を行っている	□ 該当	

(自己点検シート) 認知症対応型共同生活介護費(2/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
看取り介護加算	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又は家族等に 指針の内容を説明し、同意を得ている	該当	看取りに関する指針
	医師、看護職員(事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支援専門員その他の職種による協議の上、事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針を見直している	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	該当	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	該当	
	医師、看護職員(事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)等が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、利用者又は家族等に説明し、同意を得ている	該当	
	看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め 等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者 に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、 利用者又は家族等に説明し、同意を得ている	該当	
	利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、 前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合が あることを説明し、文書にて同意を得ること	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、利用者に対して説明をし、文書に て同意を得ること	□該当	
	利用者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合には、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておく	□該当	
	利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等 を記載するとともに、利用者の状態や家族と連絡を取ったに もかかわらず事業所への来訪がなかった旨を記載すること	□該当	
	死亡日以前31日以上45日以下	□ 該当	
	死亡日以前4日以上30日以下	□該当	
	死亡日の前日及び前々日	□該当	
	死亡日	□該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	□該当	
	医療連携体制加算を算定している	□該当	
初期加算	入居した日から起算して30日以内(30日を超える病院又は診療所への入院後に事業所に再び入居した場合も、同様とする。)	□該当	
	過去3月間(ただし日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに 該当する者の場合は過去1月間)の間に、当該事業所に入居 したことがない	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
医療連携体制加算(I)	事業所の職員として又は病院、診療所若しくは訪問看護ス テーションとの連携により看護師を1名以上確保していること	該当	
	看護師による24時間連絡できる体制を確保していること	該当	
	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用 者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意 を得ていること	該当	重度化した場合における対応に係る指針(急性期における医師や医療機関との連携、入院期間中の当該施設における居住費・食費の取扱い、看取りに関する考え方、本人等との話し合いや意思確認の方法等)
医療連携体制加算 (Ⅱ)	事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること	該当	
	事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること(事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみの場合は、病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師により24時間連絡できる体制を確保していること)	該当	
	算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する者が1名以上 (一) 喀痰吸引を実施している状態 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (三) 中心静脈注射を実施している状態 (四) 人工腎臓を実施している状態 (五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (六) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (七) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (八) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (九) 気管切開が行われている状態	該当	
	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用 者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意 を得ていること	該当	重度化した場合における対応に係る指針(急性期における医師や医療機関との連携、入院期間中の当該施設における居住費・食費の取扱い、看取りに関する考え方、本人等との話し合いや意思確認の方法等)

(自己点検シート) 認知症対応型共同生活介護費(5/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
医療連携体制加算 (皿)	事業所の職員として、看護師を常勤換算方法で1名以上配置 している	該当	
	職員である看護師又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携による24時間連絡できる体制を確保していること	該当	
	算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する者が1名以上 (一) 喀痰吸引を実施している状態 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (三) 中心静脈注射を実施している状態 (四) 人工腎臓を実施している状態 (五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (六) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (七) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (八) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (九) 気管切開が行われている状態	該当	
	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用 者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意 を得ていること	該当	重度化した場合における対応に係る指針(急性期における医師や医療機関との連携、入院期間中の当該施設における居住費・食費の取扱い、看取りに関する考え方、本人等との話し合いや意思確認の方法等)
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居	該当	
	利用者の退去時に利用者及びその家族等に対して退居後の居 宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス 又は福祉サービスについて相談援助を行うこと	該当	
	利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合 介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力	 該当	
	し、退居者及びその家族等のいずれにも行い、当該相談援助 を行った日付及び内容の要点に関する記録を行うこと	該当	
	利用者1人につき1回が限度	該当	

(自己点検シート) 認知症対応型共同生活介護費(6/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算(I)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の 者の占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	実施	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度 III、IV又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	実施	

点検項目	点検事項		点検結果	
生活機能向上連携加算 (I)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて計画作成担当者が行った生活機能アセスメント		実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供 当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する		実施	
	J. T.		実施	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント		実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計 画に基づくサービス提供		実施	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する 月以降3月の間		実施	
栄養管理体制加算	管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている		実施	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言及び 指導に基づき口腔ケアマネジメント計画を作成		該当	口腔ケアマネジメント計画
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職 員に対する口腔ケアに係る指導及び助言を実施	l	1月に1回以上	
7.1 3M-11. A =#1// 5// 11 // 12	定員、人員基準に適合		該当	
科字的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等の情報を厚生労働省に提出		該当	
	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること。		あり	
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員へ情報提供		利用開始時及び 利用中6月ごと に実施	
	本事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定		非該当	
	定員、人員基準に適合		該当	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加 算(I)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占 める割合が100分の25以上	いずれか該当	
	定員、人員基準に適合 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していな い	 該当 該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以 上 定員、人員基準に適合	該当	
11 12 - +F /# /+ +1/36 //. +n	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算(皿)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50 別上 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の 75以上 サービスを直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者 が100分の30以上	いずれか該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) を算定していな い	該当	
介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(1)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれにも適合	! ! !	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知 (3)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定	あり	研修計画書
	の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職 員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

(自己点検シート)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
(II)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□なし	
	6 労働保険料の納付	口 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	ロあり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(Ⅲ)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	†
	4 処遇改善に関する実績の報告	 あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)いずれかに適合	 (! !	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の事な資金額が介護職員(経験・技能のある介護職員と除く)の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員と除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	額440万円を上回らない 2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	THE PART OF TAXABLE PART OF THE PART OF TH
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

占拴石口	占校审话	点検結果	
点検項目	点検事項		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	± ()	人滋啦号体性中加强力学和而事
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

606 地域密着型特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
人員基準減算		口 該当	
	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	□該当	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月 ごとに開催していない	□ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	□∶該当	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない	□該当	

点検項目	点検事項		点検結果	
	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の1割5分以上		該当	
入居継続支援加算 I	介護福祉士の数 常勤 (1) 以上 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		配置	
	サービス提供体制強化加算を算定していない	}	該当	
	入居継続支援加算 (II) を算定していない	1	:惑ョ : :該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
入居継続支援加算Ⅱ	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行 為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上	該当	
八石配机又该加井口	(2)イ(2)及び(3)に該当するものであること	該当	
生活機能向上連携加算Ⅰ	多職種共同による個別機能訓練計画等の作成	作成	アセスメント、利用者の身体の 状況等の評価
	利用者等に対する計画の内容説明、内容の見直し	3月毎に実施	
	多職種共同による個別機能訓練計画等の作成	該当	
生活機能向上連携加算Ⅱ	機能訓練の適切な提供	実施	
	利用者等に対する計画の内容説明、内容の見直し	3月毎に実施	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1人以上配置	該当	
	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同による利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	該当	個別機能訓練計画
個別機能訓練加算I	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	実施	
	3月ごとに1回以上利用者に対する計画の内容説明、記録	実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	実施時間、訓練内容、 担当者等の記録
	個別機能訓練加算(I)を 算定している	あり	
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	あり	
L	<u> </u>	 1	

点検項目	点検事項	点検結果	
	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	配置	
夜間看護体制加算	看護職員による24時間連絡できる体制の確保等	あり	夜間連絡・対応体制の指針、 マニュアル等
	重度化した場合における対応の指針の有無	あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	あり	
	評価対象者(当該施設の利用期間(評価対象利用期間)が6 月を超える者)の総数が10人以上	該当	
ADL維持等加算 I	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該 月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その 評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月 ごとに厚生労働省(LIFE)に測定を提出	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上	該当	
	評価対象者(当該施設の利用期間(評価対象利用期間)が 6 月を超える者)の総数が 1 0 人以上	該当	
ADL維持等加算 Ⅱ	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該 月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その 評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月 ごとに厚生労働省(LIFE)に測定を提出	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が2以上	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症入居者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	該当	
加算	利用者に応じた適切なサービス提供	 	
	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、 利用者毎に健康状況を随時記録	あり	
	利用者の同意	あり	
C + 144 BB + 144 L - 64	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	あり	
医療機関連携加算	協力医療機関等と提供する情報内容を定めている	あり	
	協力医療機関又は利用者の主治の医師に月1回以上情報提供	あり	
	情報提供日前30日以内において、地域密着型特定施設入居 者生活介護を算定した日が14日以上	該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月1回以上、介護職員に(口腔ケアにかかる)助言、指導を行う	月1回以上	
口腔衛生管理体制加算	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の 作成	該当	
	助言、指導を行うに当たり、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生 指導の実施時間以外の時間帯で実施	該当	
	口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための 課題目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されて いる	該当	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	6月ごとに実施	
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態につい て確認し情報を担当ケアマネに提供	6月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した日から起算して30日以内		該当	
	医療提供施設の職員と面談、利用者に関する必要な情報の提供を受ける。		該当	
退院・退所時連携加算	特定施設サービス計画の作成		該当	特定施設サービス計画
	過去3月間に当該特定施設に入居したことがない		該当	
	30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居		該当	この場合であっても算定可
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者		該当	
	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家 族等に対し、内容を説明し同意を得ている		該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者 (「医師等」という)が協議の上、看取りの実績等を踏ま え、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている		該当	
	看取りに関する職員研修を行っている		該当 該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている		-	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている		該当	
看取り介護加算 (I)	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は 家族の説明、同意を得ている		該当	
百杯り月段加井(1)	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得 ている		該当	退居等の翌月になくなった場合
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供 について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている		該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は介護記録 に日時、内容及び同意を得た旨を記載している		該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して 来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及 び本人家族の状況が記載されている		該当	
	死亡日45日前から死亡日		該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない		該当	
	夜間看護体制加算を算定している	Ш	該当	

点検項目	点検事項		点検結果	
	加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員 の数が1以上		該当	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家	1	該当	
	族等に対し、内容を説明し同意を得ている		該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者 (「医師等」という)が協議の上、看取りの実績等を踏ま		該当	
	え、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている。	 - <u></u> -	; 	
	看取りに関する職員研修を行っている	<u> </u>	該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている		該当	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている		該当	
	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は 家族の説明、同意を得ている		該当	
看取り介護加算(Ⅱ)	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得 ている		該当	退居等の翌月になくなった場合
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供 について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている		該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は介護記録 に日時、内容及び同意を得た旨を記載している		該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して 来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及 び本人家族の状況が記載されている		該当	
	死亡日45日前から死亡日		該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	Ϊ́	該当 該当 該当	
	看取り介護加算 (I) を算定していない	t Fr	- 該 当	
	直数 / 7 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	骨	. <u> </u>	
	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出		実施	
科学的介護推進体制加算	必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入所生活介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定特定施設入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している		実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ 又はMに該当)の占める割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算(I)	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導の会議を定期的に実施	該当	
	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度 II、IV 又はMに該当)の占める割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導の会議を定期的に実施	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置 し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施(実施予定も含む)	該当	
	次の(1)又は(2)に該当	該当	
サービス提供体制強化加算(I)	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が10 0分の70以上	該当	
	(2)介護職員の総数のうち、勤続年数が10以上の介護福 <u>祉士の占める割合が100分の25以上</u>	該当	
	指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項			
	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の 60以上	П	該当	
サービス提供体制強化加算(II)			<u> </u>	
	サービス提供体制強化加算 (I)、 (II) を算定していない		該当	
			該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当 (1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の 50以上		該当 該当	
サービス提供体制強化加算	(2)看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100 分の75以上		該当	
(III)	(3)直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上		該当	
	定員、人員基準に適合		該当	
	サービス提供体制強化加算(I)、(Ⅱ)を算定していない		該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし	
介護職員処遇改善加算 (I)	6 労働保険料の納付		適正に納付	
\ - /	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合			
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面で作成し、全ての介護職員に周知		あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書
	(三)経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知		あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ローあり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロあり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロ あり	実績報告書
介護職員処遇改善加算	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	
」(Ⅱ)	6 労働保険料の納付	□ :適正に納付	
	7 次の(一)、(二)いずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面で作成し、全ての介護職員に周知	ロあり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	口。あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ローあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロあり	実績報告書
 介護職員処遇改善加算	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面で作成し、全ての介護職員に周知	口あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ローあり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	□該当	
	(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	□該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	□該当	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の見込額が年額 4 40万円を上回らない	□該当	
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□∶該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□該当	
	4 処遇改善の実施の報告	□∶該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかを届出	□該当	
	(一)特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)		
	(二)特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制 強化加算 (I)若しくは (Ⅱ)		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	□該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	
	(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・ 技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均 が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善 に要する費用の見込額の平均を上回っている	該当	
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の見込額が年額4 40万円を上回らない	該当	
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

607 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者数25人以下	看護・介護1人未満	
夜勤減算	利用者数26人以上60人以下	看護・介護2人未満	
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	満たさない	
ユニットケア減算	日中ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	·未配置	
ユーツトクァ減昇	ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置	未配置	
	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	未整備	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	未整備	

点検項目	点検事項		点検結果	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定		該当	
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者 総数のうち要介護4・5の者が7割以上、 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者 総数のうち介護を必要とする認知症入所者(日常生活自立度皿以 上)が6割5分以上 たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上		該当	
日常生活継続支援加算(I)	介護福祉士の数 常勤換算で6:1以上。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換第方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であると。 a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する。 b 介護機器」という。)を複数種類使用していることを複数で、介護機器の使用に当たり、介護機器の使用に当たり、介護機器のできるようにするようにできるようにできるように変がある。 b 介護機器の世紀に当たり、介護機器の記憶の表が、できるが、できるが、の状況を勘案し、行きるとができるができるように表して、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが		配置	
	サービス提供体制強化加昇の昇走をしていない 		<u>:</u> 該当 :該当	
]	PX —	

点検項目	点検事項	点検結果	
	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経 過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護費の算定	該当	
	次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者 総数のうち要介護4・5の者が7割以上、 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者 総数のうち介護を必要とする認知症入所者(日常生活自立度Ⅲ以 上)が6割5分以上 たんの吸引等を必要とする者が1割5分以上	該当	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	介護福祉士の数 常勤換算で6:1以上。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であると。 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類、介護機器の使用に当たりり、介護機器の使用に当たりにで、アウラーの状況を関係であるように表別でで、別の他の職種の者が共同は生活を記していきるように者の身体の状況をで解決すべき課題をでは、アの見直とを状況等のの最近では、多の見がでは、一个護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保が、といるに、一人で、の質の確保が、といるに、の負担軽減に関する次に掲げる事項を定と、に、の負担軽減に関する次に掲げる事項を表記置して、当該表別を対して必要な検討等を行い、及び当該を定期的を定認すること。に、入所者の安全及びケアの質の確保に、別所者の会とのがケアの質の確保に、別所者の会とのが大アの質の確保に、別所者の会とのが大アの質の確保に、別所者の会との対象状況への配慮に、介護機器の定期的な点検に、介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修	配置	
	サービス提供体制強化加算の算定をしていない	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
手进什如你(I)/	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	該当	
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
看護体制加算(I)口	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的 ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 の算定	該当	
	常勤の看護師を1名以上配置	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の算定	該当	
看護体制加算(Ⅱ)イ	看護職員を常勤換算で2名以上配置	該当	
	看護職員による24時間連絡できる体制の確保	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
看護体制加算(Ⅱ)口	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的 ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 の算定	該当	
	看護職員を常勤換算で2名以上配置	該当	
	看護職員による24時間連絡できる体制の確保	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	該当	
夜勤職員配置加算(I)イ	を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニット型以外で複勤職員基準第一号ロ(1)(一)fに基づき複動を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に算定する) ①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している。②複動時間帯を通じて、複数を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員の生態とアの質の確保、見守り機器等を安全かの有効に指するため同して、見当護職員その他の職種の者と共同して、のう護職員を設置して必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。(1)を動を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保(2)を動を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(3)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上 回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニット型以外で複勤職員基準第一号ロ(1)(fに基づき夜勤を目している場合に算定する) 1、8以上上回っている場合に算定する) ①を動時間帯を通じて、入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している場合に算定する) ①を勤時間帯を通じて、で動を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られて保証が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られて保証が、場合に職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、介護の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、介護	<u>点検結果</u> 該当	
	が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並び に職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	□該当
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	を動を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置して、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職している。②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図のの確保、見ずり機器等を安全かの有効に活用するための委員会を認可し、に職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、設置、の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、に記録の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、の前間をでい、及びに職員の負担を支票を定対で表別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保(2)を勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(3)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護費の算定	該当	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	を勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。 ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に可算定する。 (1)入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置して、方所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の動向を検知できる見守り機器をでの介護職員又は看護職員の人の大きを要全がの情報器等を付け機器等を活用する際のと関係と実施を定し、に対し、一般の関係と表し、一般の関係と表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の関係を表し、一般の表し、一种の、一种の表し、一种の、一种の、一种の、一种の、一种の、一种の、一种の、一种の、一种の、一种の	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	該当	
夜勤職員配置加算 (Ⅲ) イ	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。(ユニット型以外で夜勤職員基準第一号ロ(1)(一)fに基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合に第定する)①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している。②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員の人所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している。②克勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員の、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施 行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福 祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証 の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者の いずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録 を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	□該当
夜勤職員配置加算(II) 口	変勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。 (ユニット型以外で複勤職員基準第一号口(1)(一)fに基づき夜勤を行う介護職員を配置している場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合にあっては、最低基準を0.8以上上回っている場合にりですり機器を入所者の数以上設置している。②変勤時間帯を通じて、変動を行う全ての介護職員又は看護職員でいる。②変動時間帯を通じて、変動を行う全ての介護職員の自由を検出を使用し、職員の負担を減に関する次に掲げると表し、近時機器等を安全かの有効に活用するためのできる見でが機器等を安全がでも強力に対して、表別に必要とするのは、の意味を定り機器等を安全がである。(1)を動を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保(2)を動を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(3)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	□該当
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施 行規則第 1 条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福 祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証 の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者の いずれかを 1 人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録 を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	口。該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	該当	
夜勤職員配置加算(Ⅳ) イ	で勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している②変勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図のの確保、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置して必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(3)見守り機器等の定期的な点検(4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施 行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福 祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証 の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者の いずれかを1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録 を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	該当	
		1	

点検項目	点検事項	点検結果	
	経過的ユニット型経過型的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定	該当	
夜勤職員配置加算(IV) 口	で動を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の100分の10以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。なお、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準を0.6以上上回っている場合に算定する。1入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数以上設置している②変勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図らの確保・1の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、の負担軽減に関する次に掲げる事項を実会を安全かつ有効に活用するための質の確保の要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者への訪問及び方下の質の確保(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮(3)見守り機器等の定期的な点検(4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	該当	
	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施 行規則第 1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福 祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証 の交付を受けている新特定登録者、④認定特定行為業務従事者の いずれかを 1人以上配置し、①②③の場合は喀痰吸引等業務登録 を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	12人を標準とする準ユニットでケアを実施	あり	
	個室的なしつらえ、準ユニットごとに共同生活室の設置	あり	
 準ユニットケア加算	日中、準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	配置	
キューグ ドググ 加昇	夜間、深夜に2準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	配置	
	準ユニットごとに常勤のユニットリーダー配置	配置	
生活機能向上連携加算I	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成している	作成	
	当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている	実施	
生活機能向上連携加算 I	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること	作成	
	機能訓練を適切に提供している	実施	
	進捗状況等を説明、必要に応じて訓練内容の見直し	3月ごとに実施	
生活機能向上連携加算Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること	作成	
	機能訓練を適切に提供している	実施	
	進捗状況等を説明、必要に応じて訓練内容の見直し	3月ごとに実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練開始時の利用者への説明・記録の有無	あり	
個別機能訓練加算 I	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人 以上配置	配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	作成	個別機能訓練計画書
	個別機能訓練加算(I) を算定している	: : : : : :	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情 報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活 用した場合	該当	
	評価対象者の総数が10人以上である	該当	
ADL維持等加算 (I)	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、 当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値 を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を 提出していること。	該当	
	評価対象者のADL利得の平均値が1以上	該当	
	評価対象者の総数が10人以上である	該当	
ADL維持等加算 (Ⅱ)	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、 当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値 を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を 提出していること	該当	
	評価対象者のADL利得の平均値が2以上	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める 担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	該当 :実施 :該当	
上 常勤医師配置加算	<u> 認知延行動・心理延仏案急対応加昇を昇足していない</u> 専ら職務に従事する常勤の医師1名以上配置	<u>:改크</u> :配置	

点検項目	点検事項	点検結果	
精神科医師配置加算	医師が診断した認知症入所者が全入所者の3分の1以上 精神科担当医師が月2回以上定期的に療養指導を実施	 満たす 実施	
	常勤医師加算の算定	算定していない	
障害者生活支援体制加算	視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者である入所者占める割合が100分の30以上	満たす	
(I)	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員1名以上 配置	配置	
障害者生活支援体制加算	入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分 の50以上	満たす	
(II)	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員2名以上 配置	配置	
入院・外泊時費用	入院又は外泊をした場合	6日以下	
	短期入所生活介護のベッドへの活用の有無	なし	
外泊時在宅サービス利用 の費用	居宅における外泊を認め、居宅サービスを提供する場合	6日以下	
	短期入所生活介護のベッドの活用の有無	なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所した日から起算して30日以内		
	算定期間中の外泊の有無	なし	
初期加算	過去3月間の当該施設への入所(自立度判定基準による皿、IV、 Mの場合は1月間)	なし	
	30日以上の入院後の再入所	あり	
	入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院 し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった 場合	該当	
再入所時栄養連携加算	当該者が退院後に直ちに再度当該施設に入所した場合	該当	
	施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当 該者に関する栄養ケア計画を策定	策定	
	入所期間が1月以上(見込みを含む)	満たす	
退所前訪問相談援助加算	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対し相談援助を実施(2回を限度)	満たす	
	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、 死亡ではない	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	満たす	相談記録

点検項目	点検事項	点検結果	
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師 のいずれかが居宅を訪問	満たす	
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	満たす	相談記録
	入所期間が1月以上	満たす	
	退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相談 援助を実施	満たす	
退所時相談援助加算	退所日から2週間以内に市町村、老人介護支援センターに対し、 利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、 死亡ではない	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	満たす	相談記録
	入所期間が1月以上	満たす	
退所前連携加算	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て 介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等 の利用に関する調整を実施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、 死亡ではない	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	満たす	相談記録

点検項目	点検事項	点検結果	
	常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上の管理栄養士を配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置	配置	
栄養マネジメント強化加	医師、管理栄養士等多職種協働で栄養ケア計画の作成	実施	
算	当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、 当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事 の調整等を実施	実施	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な 栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の 適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
経口移行加算	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	あり	経口移行計画(参考様式)
ルエ ロ 1タ 1 /ル チ	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	おおむね2週間毎に実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	あり	
	入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価	受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
経口維持加算(I)	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成	あり	経口維持計画(参考様式)
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄 養士が、栄養管理を実施	実施	
	経口移行加算を算定していない	算定していない	
	協力歯科医療機関を定めている	定めている	
(77 (44 ++ +- (77 /)	経口維持加算Ιを算定している	算定している	
経口維持加算(Ⅱ) 	食事の観察及び会議等に、医師(指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除 く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している	参加している	

点検項目	点検事項		点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及 び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成さ れている		該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月 2 回以上行う		月2回以上	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対 し、具体的な技術的助言及び指導を行っている		行っている	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対 応している	L	対応している	
口腔衛生管理加算(I)	入所者又は家族等への説明、同意		iあり	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている		該当	実施記録
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により 医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療 サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている		行っている	

点検項目	点検事項	点検結果	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月2回以上行う	月2回以上	
	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	行っている	
	歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対 応している	対応している	
	入所者又は家族等への説明、同意		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されている	 該当	実施記録
	歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により 医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療 サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提 供を行っている	行っている	
	入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出	該当	
	口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされている	具体的な取り決め がなされている	
配置医師緊急時対応加算	複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している	配置	
	看護体制加算(Ⅱ)を算定している	算定している	
	早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録している	記録している	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	あり	
	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、入所者又はその家族等が同意している	あり	
	看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に 応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する 記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で 介護を受けている	あり	
	入所者に関する記録を活用した説明資料の作成とその写しの提供	あり	
	常勤の看護師を1名以上配置し、看護職員、又は病院等の看護職員との連携による24時間連絡できる体制を確保	あり	
看取り介護加算(I)	24時間連絡できる体制(連絡対応体制に関する指針やマニュアル等が整備され、看護職員不在時の介護職員の観察項目の標準化がされ、看護介護職員に研修等で周知されている等)が整備されている	該当	
	看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に 内容説明、同意の有無	あり	
	医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと	あり	
	看取りに関する職員研修の実施 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる配慮	:あり :あり	
	(1) 死亡日以前31日以上45日以内	1日72単位	
	(2)死亡日以前4日以上30日以内	. 1 日144単位	
	(3) 死亡日の前日及び前々日 (4) 死亡日	1日680単位 1日1280単位	

点検項目	点検事項	点検結果	
看取り介護加算(Ⅱ)	上記に加え、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当	該当	
	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月超に限る。)の割合が2割超	該当	
在宅復帰支援機能加算	退所日から30日以内に居宅を訪問すること又は居宅介護支援事業者から情報提供を受け、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	あり	
	製…記録の実施 入所者の家族との連絡調整の実施	あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、 退所後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	
	あらかじめ在宅期間、入所期間を定め、文書による同意を得ている	あり	同意書
	介護に関する目標、方針等について利用者等への説明及び合意の 有無	あり	
在宅・入所相互利用加算	施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等と の支援チームの結成	あり	
	おおむね 1 月に 1 回のカンファレンスの実施及び記録の有無	あり	次期在宅期間、入所期間の介護 の目標及び方針をまとめた記録
小規模拠点集合型施設加 算	同一敷地内で、5人以下の居住単位に入所	5人以下	
認知症専門ケア加算(I)	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度Ⅲ以上の者)である対象者の割合が2分の1以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度Ⅲ以上の者)である対象者の割合が2分の1以上	該当	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの研修計画の作成、実施又は実施を予定	該当	
	利用者又は家族の同意	あり	
	退所に向けた地域密着型施設サービス計画の策定	あり	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記 録	あり	
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	入所者が入所前一月の間に当該施設に入所したことがない場合及 び過去1月の間に当該加算を算定したことがない	該当	
	病院又は診療所に入院中の者等が直接当該施設へ入所していない 等	該当	
	個室等、認知症の行動・心理症状の憎悪した者の療養にふさわし い設備を整備している	該当	
	判断した医師による診療録等への症状、判断の内容等の記録	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、少なくとも3月に1回、評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	該当	
	評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごと に、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その 他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成	該当	
	入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、 その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	該当	
	評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している	該当	
	褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネ ジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を 得ている	該当	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算 I の(1)から(4)までに掲げる基準	適合	
下端 マ イ ン ク ノ ト 川 昇 Ⅱ	褥瘡マネジメント加算 1 (1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がない	該当	
	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価する	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	該当	
排せつ支援加算(I)	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	該当	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること と	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所 者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等につい て説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価する	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	該当	
	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	該当	
排せつ支援加算(Ⅱ) 	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等について説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	該当	
	以下のいずれかに該当すること (一)施設入所時と比較して、排尿又は排便の 状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化 がない	該当	
	(二)施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者で あって、おむつを使用しなくなった	該当	
	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価する	該当	
	評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	該当	
排せつ支援加算(Ⅲ)	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	該当	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること	該当	
	支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所 者又はその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み等につい て説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認している	該当	
	施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が 改善するとともにいずれにも悪化がない	該当	
	施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、 おむつを使用しなくなった	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも六月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること	適合	
自立支援促進加算	自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する	実施	
	少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直している	実施	
	医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している	実施	
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値等の情報を厚生労働省に提出	該当	
I	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること	あり	
科学的介護推進体制加算	入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出	該当	
П	サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること	あり	
	施設基準第155条第1項に規定する基準に適合	適合	
安全対策体制加算	担当者が安全対策に係る外部の研修を受けている	受けている	
	安全管理部門を設置、安全対策を実施する体制が整備	該当	
サービス提供体制強化加	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上 介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が100分 の35以上	いずれか該当	
算(I)	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の質の向上に資する取り組みを実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	: :該当 :	
算(Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上		
サービス提供体制強化加	看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	いずれか該当	
算(Ⅲ) 	利用者に直接処遇職員の総数のうち勤続7年以上の者100分の30 以上		
	定員、人員基準に適合	該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれにも適合	· ·	
介護職員処遇改善加算 (I) 	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(3)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(II)	7、次の(一)、(二)のいずれにも適合	· · ·	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(Ⅲ)	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	 ', '	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全て の介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修 の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 次のいずれにも該当		
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上	あり	
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること	あり	
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44 O万円を上回らないこと	なし	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善を実施	あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	6 サービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)のいずれかを届出して ること	あり	
	7 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知	あり	
	9 処遇改善の内容等について、公表していること	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 次のいずれにも該当	 	
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上	あり	
	(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること	あり	
介護職員等特定処遇改善	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金 改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること	あり	
加算(Ⅱ)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44 0万円を上回らないこと	なし	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善を実施	あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定してい ること	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容等について、公表していること	あり	

608 看護小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過利用減算	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定 員を超えた場合	該当	
人員基準欠如減算	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいてい ない	該当	
サテライト体制未整備減 算	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を有し訪問看 護体制減算を届け出ている	該当	
特別地域看護小規模多機 能型居宅介護加算	看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型 居宅介護を行った場合	該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看 護小規模多機能型居宅介護を行った場合	該当	
	登録者が定員未満	該当	
	利用者や家族の状況により、ケアマネが必要と認め、登録者へ のサービス提供に支障の有無	なし	
短期利用居宅介護費	あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以 内)の利用期間を定めている	あり	
	従業員数の基準を満たしている	該当	
	<u>過</u> 小サービスに対する減算を算定していない	 該当	
過少サービスに対する減 算	登録者1人あたりの平均提供回数、週4回に満たない場合	該当	
	算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、 主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した者の割合	3割未満	
訪問看護体制減算	算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、 緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合	 3割未満	
	算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、 特別管理加算を算定した利用者の占める割合	5%未満	

点検項目	点検事項	点検結果	
医療保険の訪問看護	末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度が耳度又は皿度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態	該当	
	一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書 別指示書	該当	
初期加算	複合型サービス事業所に登録した日から起算して30日以内	該当	
認知症加算(I)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	該当	
認知症加算(Ⅱ)	要介護2であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの(認知症日常生活自立度II)	該当	
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での 生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を 利用することが適当であると判断した者に対して行った場合	該当	
	当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を1名 以上配置	配置	
栄養アセスメント加算	利用者ごとに管理栄養士等(管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員)が共同で栄養アセスメントを3ヶ月に1回以上行い、利用者、家族に結果を説明し、相談等に対応	実施	
	定員、人員基準に適合	; 該当	
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)へ提出し、 当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な 情報を活用	実施	看護小規模多機能型居宅介護計 画

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士 が 1 名以上	配置	
	管理栄養士、看護・介護職員、生活相談員その他の職種の者が 共同したて利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した 栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
栄養改善加算	栄養計画に従い、管理栄養士等が(必要に応じて居宅を訪問し)基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及 び栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算 I	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属 する月	非該当	
	(1) (2) のいずれかに適合する	! ! !	
	(1) いずれも適合 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態に ついて確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算 (Ⅱ)	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属 する月	非該当	
	(2) いずれも適合 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について 確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	該当 	
	定員、人員基準に適合	該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属 する月	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員そ の他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成	該当	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	ロ腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又 は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録 作成	 あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供	3月ごとに実施	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	該当	
	月の算定回数	2回以下	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改 善管理指導計画の作成	なし	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔 機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画 (参考様式)

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情 報提供	3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画等の内容等を厚生労働省 (LIFE)に提供及び情報の活用	あり	
褥瘡マネジメント加算I	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利 用者ごとの褥瘡管理をした場合	実施	褥瘡ケア計画
	要介護度3以上の利用者全員を対象としていること	該当	
振奏ラウジョン・1 物質 1	褥瘡マネジメント加算Iの基準に適合している	適合	褥瘡ケア計画
褥瘡マネジメント加算 Ⅱ 	入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。	該当	
	要介護状態の軽減の見込みについて、利用開始時に評価、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、必要な情報を活用	実施	
排せつ支援加算I	多職種が共同して、支援計画を作成し、継続して実施	· 実施	
	支援計画の見直し	3月に1回以上	支援計画
	要介護度3以上の利用者全員を対象としてること	該当	
排せつ支援加算Ⅱ	排せつ支援加算Iの基準に適合している	該当	支援計画
	施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がないこと	どちらかに該当	
	おむつを使用しなくなった	! !	
排せつ支援加算Ⅲ	排せつ支援加算 I 及び II に掲げる基準のいずれにも適合している	該当	支援計画

点検項目	点検事項	点検結果	
	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出	実施	
科学的介護推進体制加算	必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	実施	看護小規模多機能型居宅介護計 画
中山間地域等における サービス提供	特別地域・中山間地域等におけるサービス提供	あり	
	共同指導の内容を文書により提供	あり	
退院時共同指導加算	退院又は退所後に看護サービス利用者の居宅を訪問	あり	
	特別管理加算の対象者	該当	
	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行 うことができる体制	あり	
緊急時訪問看護加算	利用者の同意	あり	同意書等(規定はなし)
	他の事業所で当該加算の算定の有無	なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	なし	
	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテル を使用している状態	該当	主治医の指示書等
特別管理加算(I)	計画的な管理の実施	あり	看護小規模多機能型居宅介護計 画、看護小規模多機能型居宅介 護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有 無	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	該当	主治医の指示書等
	人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	該当	主治医の指示書等
 特別管理加算 (Ⅱ)	真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態	該当	主治医の指示書等
1寸別各些加昇(4)	点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	あり	看護小規模多機能型居宅介護計 画、看護小規模多機能型居宅介 護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有 無	あり	
	多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	該当	
ターミナルケア加算	急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問 看護が必要であると認める状態が、死亡日及び死亡日前14日以 内に含まれる。	 該当	
	24時間連絡及び訪問の体制	あり	
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用 者、家族に説明と同意	あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録	あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施 (ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含 む。)	あり	サービス提供票

点検項目	点検事項	点検結果	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	訪問看護ターミナルケア療養費(医療保険)及び在宅ターミナルケア加算(訪問看護・指導料)の有無	なし	
	1 算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した者の割合	8割以上	
	2 算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合	5割以上	
看護体制強化加算	3 算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合	2割以上	
	4 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加 算を算定した利用者の数	1名以上	
	5 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出 がなされていること	該当	
	利用者の同意	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2、3及び4の割合及び人数の記録(毎月)	あり	台帳等(規定はなし)
	1 訪問サービスも行っている常勤者	2名以上	
st 88 /大生/34 /人 to 答	2 1月当たりの延べ訪問回数200回以上	あり	
訪問体制強化加算	⇒同一建物に集合住宅が併設	該当	
	⇒同一建物以外に居住する利用登録者が50%以上	あり	
総合マネジメント体制強 化加算	看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている	あり	
	地域の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の具体的な内容に関する情報提供を行っている	あり	
	日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、 地域の行事や活動等に積極的に参加している	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算 (I)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のう ち、介護福祉士の占める割合が7割以上である	; ; ; ;	
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	いずれか該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算 (II)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	介護福祉士の占める割合が4割以上	! ! !	
	従業者総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上	いずれか該当	
	従業者総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が3 割以上である		
	定員、人員基準に適合	該当	介護職員処遇改善計画書
	サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定していない	該当	介護職員処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(I)	7 次の(1)、(2)、(3)のいずれにも適合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知 (3)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又	あり	研修計画書
	は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(11)	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合	 ,	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
(III)	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合	 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容に ついて書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の 策定、計画に基づく措置の実施		介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている	該当	
介護職員等特定処遇改善	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
加算(I)	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44 O万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施 施	 あり	
	4 処遇改善の実施の報告	 あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の届出	 あり	
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用 その他の適切な方法で公表		あり	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の 策定、計画に基づく措置の実施	□該当		介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		□ 該当	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44 0万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施		あり	
	4 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定		あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の 見込額を全ての職員に周知		あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用 その他の適切な方法で公表		あり	

609 地域密着型通所介護費

点検項目	点検事項		点検結果		
定員超過減算	<指定地域密着型通所介護> 介護保険法施行規則第131条の3の2の規定に基づき市町村長 に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合		該当		
	<指定療養通所介護> 指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利用 定員を超える場合		該当		
	<指定地域密着型通所介護> 指定地域密着型サービス基準第37条の2の規定の適用を受けない指定地域密着型通所介護事業所にあっては、指定地域密着型サービス基準第20条に定める員数を置いていない場合		該当		
人員基準減算	<指定地域密着型通所介護> 指定地域密着型サービス基準第37条の2の規定の適用を受ける 指定地域密着型通所介護事業所にあっては、同条第1号に定め る員数を置いていない場合		該当		
	<指定療養通所介護> 指定地域密着型サービス基準第40条に定める員数を置いていない場合		該当		
2時間以上3時間未満の	心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間の サービス利用が困難な者に対して、所要時間2時間以上3時間 未満の指定地域密着型通所介護を行う場合		該当		
地域密着型通所介護を行う場合	地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービス のみといった利用ではなく、利用者の日常生活動作能力などの 向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されている。		該当		
感染症又は災害の発生を 理由とする利用者数の減 少が一定以上生じている場 合の基本報酬への加算	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生 を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績 が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の 5 以上減少している。		該当	○ 感染症又は災害の発生を理由 とする通所介護等の介護報酬によ る評価 届出様式(参考様式) ○ 利用延人員数計算シート(参考 様式)	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(1/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
提供の前後に行う日常生	8時間以上9時間未満の報酬区分でのサービス提供 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 12時間以上13時間未満 13時間以上14時間未満	□ 該当 □ 該当 □ 該当 □ 該当 □ 該当	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事 業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場 合	□該当	
共生型地域密着型通所介	共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合	□該当	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合	□該当	
	共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合	□該当	
	共生型地域密着型通所介護費を算定している。	□∶該当	
生活相談員配置等加算	生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	□該当	
	地域に貢献する活動を行っている。	□該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島)	□該当	
入浴介助加算(I)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。 入浴介助を実施している。	□該当	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(2/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有してい る。	該当	
	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作と浴室環境を評価している。	該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介 護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は 家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能である と判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対し、その 旨情報共有している。 (当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通 所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用 し、十分な情報共有を行っている。)	該当	
入浴介助加算(Ⅱ)	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っている。	該当	
	指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同し、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。	 該当	
	個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い 環境で入浴介助を実施している。	該当	
	入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態を ふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴 することができるようになるよう、既存の研修等を参考に必要 な介護技術の習得に努め、これを用いて行われている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結	果	
	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に 規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介 護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	□該当		
中重度者ケア体制加算	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	□該当		
	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	□該当		
	共生型地域密着型通所介護費を算定していない。	□ 該当		
	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	□該当		
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	□該当		

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(4/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算(I)	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施 方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はそ の家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見 を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につなが るよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分 かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、 利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等に より閲覧が可能であるようにしている。	該当	
	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能 訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対 する助言を行っている。	□該当	
生活機能向上連携加算	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	□該当	
(II)	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の 向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等 が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供 している。	□該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	□該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	□該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、 利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等に より閲覧が可能であるようにしている。	□該当	
個別機能訓練加算(Ι)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置している。	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	〇 個別機能訓練計画書(参考 様式)
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている。	 該当	○ 興味・関心チェックシート (参考様式) ○ 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向 上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標と するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、単に身体機能の向上を 目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生 活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としている。	該当	
	個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向 上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目 の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利 用者を援助している。	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実 施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定してい る。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行っている。	該当	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(7/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、概ね3月ごと1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている。	該当	
	個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	〇 個別機能訓練計画書(参考 様式)

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(8/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている。	□該当	○ 興味・関心チェックシート (参考様式)○ 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標と するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	□該当	
	個別機能訓練目標の設定にあたっては、単に身体機能の向上を 目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生 活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としている。	□該当	
	個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助している。		
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	=	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	口 該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	□該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行っている。	□該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している。	□該当	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(9/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練を開始した後に、概ね3月ごと1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている。		
	個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている。		
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	口 該当	
	個別機能訓練加算 (I) イ又は口の基準に適合	□該当	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の 適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	□該当	
	利用者(当該地域密着型通所介護事業所を6月以上利用しており、かつその利用期間において5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数を上回る者)の総数		
	利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月において、要介 護状態区分が要介護3以上である者の占める割合	口 100分の15以上	
A D L 維持等加算(I)	利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定又は要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合	口 100分の15以下	
	利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目においてADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者の占める割合	口 100分の90以上	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(10/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	ADL利得が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数の利用者について、次の利用者の区分に応じ、算出した値を合計して得た値 (1) ADL利得がOより大きい利用者 1 (2) ADL利得がOの利用者 O (3) ADL利得がO未満の利用者 -1	口 0以上	
	利用者(当該地域密着型通所介護事業所を6月以上利用しており、かつその利用期間において5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数を上回る者)の総数	口 20人以上	
	利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月において、要介 護状態区分が要介護3以上である者の占める割合	口 100分の15以上	
	利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定又は要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合	口 100分の15以下	
A D L 維持等加算(II)	利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目においてADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者の占める割合	口 100分の90以上	
	ADL利得が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数の利用者について、次の利用者の区分に応じ、算出した値を合計して得た値 (1) ADL利得がOより大きい利用者 1 (2) ADL利得がOの利用者 O (3) ADL利得がO未満の利用者 -1	□ 0以上	
	当該地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出	口 実施	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(11/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
A D L維持等加算(III)	令和3年3月31 日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている	該当	
	令和3年度介護報酬改定によるADL維持等加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)の届出を行っていない	該当	
	令和5年3月31日までの措置である	該当	
	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に 規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2以上確保している。	該当	
認知症加算	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の占める割合が100分の20以上である。	2割以上	
	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者(認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者)を1名以上配置している。	配置	
若年性認知症利用者受入	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定めている。	該当	
加算	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス 提供を行っている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を1名 以上配置	配置	
	利用者ごとに管理栄養士等(管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員)が共同で栄養アセスメントを3ヶ月に1回以上行い、利用者、家族に結果を説明し、相談等に対応	実施	
	定員、人員基準に適合	該当	
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)へ提出 し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必 要な情報を活用	実施	
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士 を1名以上配置	配置	
	管理栄養士、看護・介護職員、生活相談員その他の職種の者が 共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄 養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
 栄養改善加算	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	栄養計画に従い、管理栄養士等が(必要に応じて居宅を訪問 し)栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情 報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合 月の算定回数	 あり 2回以下	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算(I)	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	非該当	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(13/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	(1) (2) のいずれかに適合する (1) いずれも適合 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態に ついて確認し情報を担当の介護支援専門員に提供 定員、人員基準に適合	□該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月		
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月 (2)いずれも適合	□ 非該当	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について 確認し情報を担当の介護支援専門員に提供		
	定員、人員基準に適合 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若 しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	□ 該当 □ 非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属 する月		
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	□∶配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改 善管理指導計画の作成	ロ なし	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無	口なし	
口腔機能向上加算(I)	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無 計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔 機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	□ あり □ あり	 口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情 報提供	口 3月ごとに実施	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合 月の算定回数	口 :あり 口:2回以下	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(14/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置 言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改 善管理指導計画の作成	配置 あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成 利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式) 口腔機能向上サービスのモニタ
	報提供 利用者等に対する計画の説明及び同意の有無 定員、人員基準に適合	3月ごとに実施 あり あり	リング(参考様式)
	月の算定回数 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚 生労働省(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用	2回以下 該当	
	定員、人員基準に適合 月の算定回数	あり 2回以下	
	歯科医療を受診している場合は、医療保険の摂食機能療法を算 定していない、介護保険の口腔機能向上サービスとして摂食・ 嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をしている	該当	
	利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出	実施	
	必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	実施	
	指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合(傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。)	該当	
- 	指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用者に対し、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合	該当	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(15/19)

	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加 算(I)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70 以上 2 介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の 占める割合が100分の25以上 3 定員、人員基準に適合	□ いずれか該当□ 該当	
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50 以上 2 定員、人員基準に適合	□ 3割以上	
サービス提供体制強化加 算(皿)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 2 勤続年数7年以上の介護福祉士が100分の30以上 3 定員、人員基準に適合	□ いずれか該当 □ 該当	
サービス提供体制強化加 算皿イ	1 直接提供する職員のうち勤続年数7年以上の職員が100分 の30以上 2 定員、人員基準に適合	□該当	
サービス提供体制強化加 算皿ロ	1 サービスを直接提供する職員のうち勤続年数3年以上の職員が100分の30以上 2 定員、人員基準に適合	□該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出 3 賃金改善の実施 4 処遇改善に関する実績の報告 5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付 7 次の(1)~(3)のいずれにも適合 (1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全	□ あり □ あり □ あり □ あり □ なし □ 適正に納付 □	介護職員処遇改善計画書 介護職員処遇改善計画書 実績報告書
介護職員処遇改善加算 (I)	ての介護職員に周知 (2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (3)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□ あり □ あり □ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(16/19)

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	口あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□なし	
	6 労働保険料の納付	口 適正に納付	
	7 次の(1)、(2)のいずれにも適合		
	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(2)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	口 なし	
 介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	口 適正に納付	
」(Ⅲ)	7 次の(1)、(2)のいずれかに適合		
(11)	(1)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	ロ あり	
	(2) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロあり	

(自己点検シート) 609 地域密着型通所介護費(17/19)

点検項目	点検事項		点検結果			
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施					介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する 費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の					
	賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能の ある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を	-		該当		
	上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要					
	する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)					
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円を上回らない		+ 11			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施		<u>あり</u> あり	介護職員等特定処遇改善計画書		
	4 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書		
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)の届出		あり			
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知		あり あり			
	の兄込顔を主ての職員に周知 8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表		あり			

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の 実施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用 の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表	あり	

701 介護予防認知症対応型通所介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過減算	介護保険法施行規則第140条の24の規定に基づき市町村長に 提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合	該当	
人員基準減算	<単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の場合> 地域密着型介護予防サービス基準第5条に定める員数を置いていない場合	該当	
	< 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の場合> 地域密着型介護予防サービス基準第8条に定める員数を置い ていない場合	該当	
	心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間 のサービス利用が困難な者に対して、所要時間2時間以上3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	該当	
	介護予防認知症対応型通所介護の本来の目的に照らし、単に 入浴サービスのみといった利用ではなく、利用者の日常生活 動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が 実施されている。	該当	
	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している。	該当	○ 感染症又は災害の発生を理由 とする通所介護等の介護報酬によ る評価 届出様式(参考様式) ○ 利用延人員数計算シート(参考 様式)
8時間以上9時間未満の 報酬区分によるサービス	8時間以上9時間未満の報酬区分でのサービス提供	該当	
提供の前後に行う日常生	9時間以上10時間未満	該当	
活上の世話	10時間以上11時間未満	該当	
	11時間以上12時間未満	該当	
	12時間以上13時間未満	該当	
	13時間以上14時間未満	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に通常の事 業の実施地域を越えて指定通所介護を行った場合	該当	

点検項目	点検事項	 点検結果	
入浴介助加算(I)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有してい る。	該当	
	入浴介助を実施している。	該当	
入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	満たす	
	医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作と浴室環境を評価している。	該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な 介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で 又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能 であると判断した場合、指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所に対し、その旨情報共有している。 (当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、 書面等を活用し、十分な情報共有を行っている。)	該当	
	当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な 介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で 又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難し いと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専 門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具 販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該 利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与 若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を 行っている。	該当	
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同し、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。	該当	
	個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近 い環境で入浴介助を実施している。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、既存の研修等を参考に必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われている。	該当	
生活機能向上連携加算 (I)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導 員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切 に提供している。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導 員等により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(当加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機 能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等 に対する助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導 員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切 に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導 員等により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
個別機能訓練加算(I)	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師又はきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)が計画的に機能訓練を行っている。	該当	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、1日 120分以上、1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実 施方法等について評価等を行っている。	該当	個別機能訓練計画

点検項目	点検事項	 点検結果	
	個別機能訓練を行うにあたっては、開始時及びその3か月後 に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し ている。	該当	
	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者 等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能 訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算Ⅰを算定している	該当	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出	該当	
	機能訓練の実施に当たり、当該情報その他機能訓練の適切か つ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めている	該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービ ス提供を行っている	該当	
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置	該当	
	利用者ごとに管理栄養士等(管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して栄養アセスメントを3ヶ月に1回以上実施し、当該利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等の対応をする	該当	
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養 管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する	該当	
	(基準に適合している)単独型・併設型指定認知症対応型通 所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所	該当	
栄養改善加算	当該事業所の従業員として、又は外部との連携により管理栄 養士を1名以上配置	配置	
	管理栄養士等(管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談 員その他の職種の者)が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機 能及び食形態に配慮した栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が必要に応じて居宅を訪問し、栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録 (参考様式)
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する 情報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
口腔・栄養スクリーニン グ加算(I)	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 及び栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員へ 提供	該当	
	本事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定	非該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている 間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属 する月である。	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である。	非該当	
口腔・栄養スクリーニン グ加算 (Ⅱ)	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	
	(1) (2) のいずれかに適合する	 Ý	
	(1) いずれも適合 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員へ提供	該当	
	本事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定	非該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養 改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間であ る若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	非該当	

点検項目	点検事項		
	(2) いずれにも適合 利用開始時および利用中6月ごとに 利用者の栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供	該当	
	本事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定	非該当	
	栄養アセスメント加算を算定している、かつ、当該利用者が 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間 又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	ロ腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	該当	
口腔機能向上加算(I)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への 情報提供	実施	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能 改善管理指導計画の作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口 腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管 理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への 情報提供	実施	ロ腔機能向上サービスのモニタ リング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を 厚生労働省に提出	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省に提出	□該当	
	必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、上記に規 定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ 有効に提供するために必要な情報を活用	□該当	
同一建物減算	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合(傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者の他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。)	□該当	
送迎減算	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用 者に対し、その居宅と指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所との間の送迎を行わない場合	□該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	□該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の 70以上	□該当	
	(2)介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の 占める割合が100分の25以上	□該当	
	定員、人員基準に適合	□該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	□該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	介護職員総数のうち介護福祉士の数が100分の50以上	□該当	
ガ \ リ	定員、人員基準に適合	□該当	
	サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定していない	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)	介護職員総数のうち介護福祉士の数4割以上又はサービスを 直接提供する職員のうち勤続年数7年以上の者の数3割以上	該当	
	次の(1)、(2)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が10 0分の40以上	該当	
	(2) 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	•	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定 の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職 員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	 あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(II)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7、次の(一)、(二)のいずれにも適合	·	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(III)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当		
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	

点検項目	点検事項		点検結果	
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		該当	
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		該当	
	3 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	4 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施		あり	
	5 処遇改善の実施の報告	<u></u>	あり	実績報告書
	6 サービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)の届出 7 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	<u> </u>	あり あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	l ·	あり	
	9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表		あり	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当			
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		該当	
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない	該当	
	3 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	4 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施	あり	
	5 処遇改善の実施の報告		実績報告書
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表	あり	

702 介護予防小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
登録者定員超過又は人員 基準欠如		該当	
短期利用居宅介護費	登録者が定員未満	該当	
	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合	あり	
	利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生 活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合 は14日以内)の利用期間を定めている	あり	
	従業員の員数の基準を満たしている	該当	
	サービス提供が過小である場合の減算を算定していない	該当	
サービス提供が過小であ る場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数について、登録者一人あたりの平均回数が、週4回に満たない場合	該当	
特別地域介護予防小規模 多機能型居宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号) に所在する事業所	該当	
中山間地域等に所在する 事業所等が行った場合の 加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号) に所在する事業所	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号) に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサー ビス提供	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (I)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて介護支援専門員が生活機能アセスメントを行う	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画 に基づくサービス提供 当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	 あり	
生活機能向上連携加算 (II)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月 以降3月間	該当	
初期加算	登録した日から起算して30日以内(30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も同様とする。)	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	次の a ~ c に該当しない a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又 は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生 活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入 所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特 定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者 生活介護の利用中の者	該当	
	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期 利用(短期利用居宅介護費)が必要であると医師が判断し、医 師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	該当	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家 族との同意の上、短期利用(短期利用居宅介護費)を開始	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、 事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サー ビス計画書に記録している	該当	
	利用を開始した日から起算して7日を限度	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	該当	
	担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス 提供を行う	実施	
総合マネジメント体制強 化加算	個別サービス計画について、登録者の心身の状況やその家族等 を取り巻く環境の変化を踏まえ、多職種協働により、随時適切 に見直しを行っている	該当	
	日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積 極的に参加	該当	
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又 は栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員へ情報 提供	利用開始時及び 6月ごとに実施	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し ている	該当	
	必要に応じ介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直す等必 要な情報を活用している	該当	
サービス提供体制強化加 算(I)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	次のいずれかに該当すること。 従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である 従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のう	該当	
	た来省(省設師文は、准省設師であるものを除く) 総数の 7 ち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以 上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定 期的に開催している	該当	
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のう ち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(I)又は(III)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加 算(皿)	次のいずれにも適合すること。		
	1 次のいずれかに該当すること。		
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のう ち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である	該当	
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上で ある	該当	
	従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100 分の30以上である	該当	
	2 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定して いる	該当	
	3 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	該当	
	4 定員、人員基準に適合	該当	
	5 サービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)を算定していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(I)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基 準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周 知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ:あり	介護職員処遇改善計画書
(11)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□ ;あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告		実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□ なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全 ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研 修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ローあり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	口あり	介護職員処遇改善計画書
(皿)	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	口 あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	口あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	口なし	
	6 労働保険料の納付	□□適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
介護職員等特定処遇改善	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員処遇改善計画書
加算(I)	2 次のいずれにも該当		
	(一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要		
	する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金の見込み額が 年額440万円以上である	□ あり	
	中観440カロ以上である (二) 経験等のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額		
	(二) (記号ののも) (記録員の員並は旨に要する員所の先述報 の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の	□ あり	
	賃金改善に要する費用の見込額の平均以上である		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金		
	改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃	□ あり	
	金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上である		
	(四) 介護職員以外 (経験・技能のある介護職員を除く。) の	□ ない	
	職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		
	3 改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善の実施	ロ あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	<u>ロ あり</u>	実績報告書
	6 サービス提供体制加算(I)又は(Ⅱ)を届け出ている	<u>ロ あり</u>	
	7 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを 算定している	ロ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した	ロ あり	
	費用を全ての職員に周知		
	9 処遇改善の内容等について、適切な方法により公表している	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□ あり	介護職員処遇改善計画書
加算(Ⅱ)	2 次のいずれにも該当		
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要		
	する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金の見込み額が年額	ロ あり	
	440万円以上 (二) 経験等のまる会議際号のほ合地美に悪まる弗田の見る類		
	(二) 経験等のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額 の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の	ロ あり	
	賃金改善に要する費用の見込額の平均以上		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金		
	改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃	□ あり	
	金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上		
	(四)介護職員以外の職員(経験・技能のある介護職員を除	□ なし	
	く。) の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		
	3 改善計画書の作成、周知、届出		介護職員処遇改善計画書
	4 賃金改善の実施	口 あり	
	5 処遇改善に関する実績の報告	口 あり	実績報告書
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを	ロ あり	
	算定している		
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した	ロ あり	
	費用を全ての職員に周知		
	8 処遇改善の内容等について、適切な方法により公表してい	ロ あり	
	<u> ব</u>		

703 介護予防認知症対応型共同生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤の勤務条件に関する 基準を満たさない場合	介護従業者の数が共同生活住居ごとに 1 以上	満たさない	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	未整備	
	身体拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催していない	未実施	
	身体拘束等適正化のための指針の整備又は定期的な研修を行っていない	未実施	
	3つの共同生活住居を有する事業所において、全ての共同生活 住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把 握を行い、速やかな対応を行うことが可能である構造	該当	
	夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されていると認められること	該当	
夜間支援体制加算(Ⅰ)	認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用認知症対応型 共同生活介護費(I)を算定していること。	満たす	
	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が 2 以上	満たす	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	
夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)を算定していること。	満たす	
	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、 事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数以上。	満たす	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	次の a ~ c に該当しない a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中 又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短 期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期 利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施 設入居者生活介護の利用中の者	□該当	
	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	□該当	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は 家族との同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利 用を開始	□該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録 し、事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介 護サービス計画書に記録している	□該当	
	利用開始日から起算して7日以内	口 該当	
若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定めている	口。該当	
加算	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス 提供を行う	実施	
入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院をした場合	□該当	
	入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できる体制を確保していること	口 該当	
	上記について、あらかじめ利用者に説明を行っている	□該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
初期加算	入居した日から起算して30日以内(30日を超える病院又は診療所への入院後に事業所に再び入居した場合も、同様とする。)	該当	
	過去3月間(ただし日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに 該当する者の場合は過去1月間)の間に、当該事業所に入居 したことがない	該当	
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居	該当	
	利用者の退去時に利用者及びその家族等に対して退居後の居 宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス 又は福祉サービスについて相談援助を行う	該当	
	利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合	該当	
	介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力 し、退居者及びその家族等のいずれにも行い、当該相談援助 を行った日付及び内容の要点に関する記録を行うこと	該当	
	利用者 1 人につき 1 回が限度	該当	
認知症専門ケア加算(I)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の 者の占める割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催	 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	実施	
生活機能向上連携加算 (I)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて計画作成担当者が行った生活機能アセスメント	実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計 画に基づくサービス提供	 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	実施	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供		
	当該計画に基づく初回のサービス提供がが行われた日の属する月以降3月の間	実施	

点検項目	点検事項		点検結果	
栄養管理体制加算	管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている		実施	
	定員、人員基準に適合		実施	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言及び 指導に基づき口腔ケアマネジメント計画を作成		該当	口腔ケアマネジメント計画
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職 員に対する口腔ケアに係る指導及び助言を実施		1月に1回以上	
	定員、人員基準に適合		該当	
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 又は栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員へ 情報提供		該当	
	本事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定 定員、人員基準に適合		非該当 該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省に提出		該当	
	必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、上記に規 定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ 有効に提供するために必要な情報を活用		該当	
サービス提供体制強化加	次の(1)又は(2)のいずれかに該当		該当	
算(I)	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の70以上		該当	
	(2)介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉 士の占める割合が100分の25以上	L	該当	
	定員、人員基準に適合		該当	
サービス提供体制強化加 算(II)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60 以上		該当	
	定員、人員基準に適合		該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	口該当	
算(Ⅲ)	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の50以上	口 該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合 が100分の75以上	口該当	
	定員、人員基準に適合	□:該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	□該当	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
(1)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	□あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ローあり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7、次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	ロあり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員 に周知	ロ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(11)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7、次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
(ш)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当			
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		該当	
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		該当	
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年 額440万円を上回らない		該当	
	3 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	4 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施		あり	
	5 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
			あり	
	7 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定 8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費	┞Ч.	あり	
	8 処域の音の内容(真金の音を除く)及の処域の音に安する貧用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表		あり	

点検項目	点検事項		点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を 上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当		·	
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		該当	
	(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		該当	
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		該当	
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない		該当	
	3 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出		あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	4 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 の実施		あり	
	5 処遇改善の実施の報告		あり	実績報告書
	6 介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定	<u></u>	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費 用の見込額を全ての職員に周知		あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの 利用その他の適切な方法で公表		あり	